



第 8 4 回 通 常 総 会

と き 令和 5 年 5 月 25 日

と ころ 「木材会館」

一般社団法人 全国木材組合連合会

次 第

開 会

会長挨拶

議長選出

議 題

第1号議案 令和4年度 事業報告承認の件・・・・・・・・・・ 1

第2号議案 令和4年度 収支決算承認の件・・・・・・・・・・ 59

第3号議案 令和5年度 会費等決定の件・・・・・・・・・・ 83

第4号議案 令和5年度 借入金最高限度額決定の件・・ 87

第5号議案 令和5年度 役員報酬決定の件・・・・・・・・・・ 87

第6号議案 定款変更の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

(報 告) 令和5年度 事業計画

令和5年度 収支予算

閉 会

第 1 号 議 案

令 和 4 年 度

事 業 報 告 承 認 の 件

令和4年度事業報告

I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

平成 27 年8月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」におけるSDGs(持続可能な開発目標)が、経済、社会の大きな共通目標となるとともに、政府の「2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロ」の達成には、再生産可能で、製造過程での二酸化炭素排出が鉄やコンクリートに比べて極めて少ない木材の利用についてかつてないほどの関心が寄せられている。

このように木材、国産材の利用に大きな追い風が吹く中、非住宅建築、中高層建築等今まであまり使われてこなかった分野での木造化、木質化を進めるための積極的な普及活動を行うとともに、品質、性能の確かな国産材の安定供給体制の確立に向けて取組を行った。

1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

平成 26 年、森林資源の循環利用に向けて「ウッドファースト社会の実現に向けての行動宣言」を全国森林組合連合会と共同で行った後、非住宅分野、民間建築物への木材利用を進めるための法制度の創設などに取り組んできた。

このような中、令和3年6月に「公共建築物木造化推進法」が改正され「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下、「都市(まち)の木造化推進法」)として制定され、民間の建築物においても木造化、木質化が政府をあげて推進されることとなった。

この法律においては、木材の安定供給・安定需要の確保に努めることとされており、令和4年3月に全木連は農林水産大臣と第1号の協定を結び、農林水産省、林野庁と安定供給体制の確立、木材利用のさらなる普及に向けた活動で連携し、活動を強化することとした。

同年6月には、林業・木材産業関係7団体で「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて～共同行動宣言2022～」を公表した。また、法律施行後2年目となる木づかいの日に因んで同年10月の7日には「木づかいシンポジウム2022」を主催者の一員として開催した。

さらに、木材利用が地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について、広く国民に理解を求め木材利用拡大に対する支援の輪を広げるため、機会あるごとに農林水産省、国土交通省をはじめとする関係省庁、地方自治体などに対して、木材利用を優先する社会実現への取組を働きかけた。

2 消費者、需要者への普及活動

(1) 木材利用拡大への普及活動

- ア 新型コロナウイルス感染症を受けて昨年度に続き中止となる展示会等のある中、本年度については、モクコレ 2023（令和 5 年 1 月）、建築・建材展 2023（同年 2 月）などの展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに参加協力し、合法伐採木材、JAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。
- イ 全木連ホームページ等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組んだ。
- ウ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材 PR ポスター、リーフレットの作成配布、マスコミへの PR などにより、効果的な木材利用の普及に努めた。
- エ 令和 3 年度当初から深刻化した輸入材の入荷不足、価格高騰等に関して、会員、住宅関連団体等との情報交換を行い、林野庁の需給情報連絡協議会等の場で共有した。

(2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、「高校生ものづくりコンテスト関東大会（令和 4 年 8 月）」、「高校生ものづくりコンテスト全国大会（同年 11 月）」、「全国中学生創造ものづくり教育フェア（令和 5 年 1 月）」に資材提供・協力を行ったほか、日本木材青壮年団体連合会主催の「全国児童・生徒木工工作コンクール」、各種展示会における木製遊具等の展示など「木育」活動の推進に積極的に取り組んだ。

3 地球温暖化防止対策としての木材利用

(1) 地球温暖化対策への対応としての木材利用の推進

2020 年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の中で、木材利用を通じた森林整備の一層の推進及び伐採木材の二酸化炭素固定に対する評価（HWP）が適切に位置づけられていることに伴い、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の算定の普及に取り組んだ。

また、建築物における木材利用について、投資家や施主、そのニーズを受けた建築業者から木材利用による二酸化炭素の排出削減量を定量評価することが求められていることから、ライフサイクルアセスメント（LCA）調査手法を用いて「国内で生産される JAS 構造材（人工乾燥材）の排出源単位の構築」に取り組むとともに、建築・金融関係者等による各種委員会等への委員の派遣を行い、木材供給側からの情報提供を行った。

(2) 違法伐採対策の推進等

ア 林野庁ガイドラインに基づく、合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進のため、認定事業者の拡大に努めた。令和 5 年 3 月段階での認定団体、認定事業体数は、それぞれ 150、11,987 となった。合法性の証明された木材・

木材製品の信頼性確保のための研修会、セミナーを実施し、供給体制の整備に努めた。

また、合法証明の信頼性の確保に向けて、認定団体の事業者認定・フォローアップ、認定事業者の合法木材の証明に当たって必要な分別管理、書類管理等の手続き、実施体制等の適切な運用について情報提供を行った。

イ 違法伐採対策に関する輸出国、輸入国側の動きについて、海外の関係者との情報交換を行うとともに、環境NGO等との意見交換を実施した。

ウ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」についての認定団体、認定事業者等へのセミナー、ワークショップ、研修会等を開催するとともに、クリーンウッド法施行後5年目の見直しに関して林野庁等に業界要望の提出・説明、会員への情報提供等を行った。

(3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効なカスケード活用推進のため、木質バイオマスの発電利用については、関係団体と連携し、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築、情報提供などの推進に取り組んだ。

II 住宅、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策、税制などの充実強化に取り組んだ。

1 木材利用の提案活動

(1) 新型コロナウイルス感染症やウッドショックによる影響に加え、円安やロシアによるウクライナ侵攻など木材需給の不透明さが増している状況にある中、人工乾燥材を含む国産材の安定供給体制の確保に向けて、令和4年8月に森林・林業・木材産業関係施策に関する要望書を林野庁に提出した。

2 木造住宅及び中高層建築物への木材・地域材利用

(1) 中高層建築物における木材利用の環境整備、木質建築資材の利用拡大の環境整備、簡易な構造物等の木造化、木質化などの木材利用の拡大対策に対し委員会への参加など積極的な対応を行った。

(2) 非住宅及び都市の中での木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに対して情報収集・提供、会議等への参加などの取組を行った。

(3) 令和3年度補正予算「木材製品の消費拡大対策事業」のうち、「JAS構造材実証・転換促進支援事業利用促進事業」、令和4年度(令和3年度)当初

予算「都市における木材需要の拡大事業」により木材利用の促進に取り組んだ。また、令和4年度予備費を活用した「国産材転換支援緊急対策事業のうち建築用木材の転換促進支援事業や原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業」を実施し、ウクライナ情勢の悪化による木材需給の影響緩和に努めた。

- (4) 地域の木材関連事業者や工務店等の連携により「顔の見える木材での快適空間づくり」に取り組む各地域の木材関係団体に対し、助成を行うとともにその取組に関する情報の収集・提供等の活動を行った。
- (5) 国産材の利用拡大を図るため、「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」、(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会、(一社)木材表示推進協議会、(一社)木になる紙ネットワーク等と連携し、各種活動を展開した。

3 公共建築物・商工業施設への木材利用促進

- (1) 「森林を活かす都市の木造化推進協議会」(令和元年5月設立)と連携し、「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」に対し、要望書を提出するとともに、民間建築物を含む都市部での抜本的な木造化、木質化推進の活動を展開した。
- (2) 都市(まち)の木造化推進法に基づく市町村方針策定の拡大に各県木連とともに取り組んだ。
- (3) 木材利用拡大のための都道府県条例の策定に向けての都道府県木連の活動に協力し、同条例は令和5年度末までに27府県で策定された。
- (4) 木材利用推進中央協議会と連携し、建築事例の普及、情報提供等に取り組んだ。令和5年2月15日開催の木材利用推進中央協議会主催の「新たな木材利用事例発表会」を後援し、木造マンション等への木材利用促進に関しての最新情報の共有を図った。

Ⅲ 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1 木材産業の経営安定化の取組

(1) 経営の安定化対策

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実を図るため、関係機関との情報交換等を実施した。

イ 木材加工業における軽油引取税の免税措置について会員に周知するとともに、免税措置利用実態に関する調査(林野庁からの依頼)を行った。

(2) 雇用対策等

- ア 雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策にかかる普及推進に取り組んだ。
- イ 外国人技能実習制度への機械製材作業追加及び技能実習評価実施機関の認定に向け厚生労働省等への説明を進めた。また令和2年度に創設した「外国人技能実習部会」の会員数は増加し、正会員58社、賛助会員22社となった。
- ウ 木材産業の特定技能制度への追加の検討を行う林野庁の「令和4年度外国人労働力確保に関する委託事業」を受託し、検討を始めた。

(3) 労働安全対策等

- ア 林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議や林野庁の林業・木材産業作業安全推進ウェビナー等に参加し情報提供等を行った。
- イ 令和4年度林野庁予算「木材産業の安全コンサルタントによる安全診断等分析事業」を受託し、製材工場を対象とした安全診断・指導等を行うとともに、Webによる事業報告会を行った。また、林業機械化協会と連携し、令和4年度予算「林業・木材産業労働安全対策事業」の木材産業関係安全講習会を実施した。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症については、令和4年度も感染者数の増減を繰り返したが、年度末に向けて収束方向となった。このような状況の中で、引き続き、コロナ禍で業況が回復していない木材業界のセーフティネット5号保証、農林漁業信用基金の制度適用等について関係機関に働きかけを行うとともに、需給情報連絡協議会等の場を通じて、情報共有に努めた。

2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組むとともに、いわゆる「物流の2024年問題」の検討に参画した。

(1) 中小工場の有機的連携

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、需要に応じた安定供給などを推進した。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

- ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。
- イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公

庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等、②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進、③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進した。

イ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用に取り組んだ。

(4) 技術・製品開発への取組

ア 中高層の建築物の木造化、木質化促進のため、林野庁が実施するウッドチェンジ協議会の一環として(公財)日本住宅・木材技術センター(住木センター)が実施する「中規模ビル木造化モデル事業」に委員として参画した。

イ 林野庁補助事業を活用し、都道府県公設林試の研究員等による人工乾燥技術に関する技術資料を作成・公開した。また、住木センターと協力して、含水率の変化が強度に及ぼす影響の検証についての試験を行った。

ウ 「森林・林業基本計画」で「木材製品におけるJAS(日本農林規格)認証取得は不可欠であるが、その格付率は、特に製材分野で低位にある。」とされたJAS機械等級区分製材の認証の拡大、格付け率の向上に向けて設置した「製材JAS規格の見直しに関する検討会」の検討結果を踏まえ、令和4年7月に(独法)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)に意見を提出するとともに、FAMICに設置されたJAS規格の原案作成検討会に委員として参画した。

(5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

日本木材輸出振興協会等と連携して、付加価値の高い国産材製品の輸出拡大に向けての対策を検討するための委員会及び林野庁と製品等付加価値の高い品目の輸出拡大に取り組む会員団体の意見交換会に参加した。

イ 貿易問題への対応と海外との交流

(ア) 関係団体等との連携の下に、平成30年12月30日に発効した環太平洋11か国によるTPP11、平成31年2月1日に発行した日欧EPA、令和元年1月1日に発効した日米貿易協定等木材貿易を巡る国際情勢が大きく変

化する中、TPP等国内対策の充実にむけて要望の取りまとめ、要請活動などの取組を実施した。

- (イ) 令和3年当初から顕在化した輸入材の入荷の減少、価格高騰に対応するため、情報収集、共有に努めたほか、令和4年3月にはロシアのウクライナ侵攻に伴う各種の措置に関する情報収集、共有に努めた。
- (ウ) インドネシア、米国の木材関係団体等と木材需給や違法伐採対策等に関する意見交換等を引続き実施するとともに、韓国の木材関係団体との連携の検討を始めた。

3 東日本大震災、熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組んだ。

IV 安全・安心の木材利用・供給の推進

1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築への木材利用を推進する中、品質性能の明確な木材製品や産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地認証材・合法伐採木材の供給体制整備を引き続き促進した。

(1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同してJAS製材品普及推進展示会を引続き開催するとともに、林野庁補助事業も活用しながら、建築専門雑誌、業界紙、テレビ番組、新聞、ホームページ、木材利用イベント等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組んだ。

なお、今後の展示会の運営についての検討を始めた。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き実施した。

(3) 合法性証明木材・都道府県産認証材の利用、供給拡大の取組及びクリーンウッド法への対応

ア 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明木材の証明チェーンの着実な実行のため、合法木材認定事業者の拡大と関係事業者の理解促進に努めた。

イ 都道府県産材認証制度の一層の充実推進に取り組んだ。

ウ クリーンウッド法に関するセミナー、合法伐採木材等の利用促進のための全国協議会の開催、都道府県単位での協議会開催の支援を行うとともに登録のための個別相談会等を開催し、川下の住宅産業事業者も含めた木材関連事業者の理解を深めるとともに、クリーンウッド法に基づく合法性確認の取組についてのアンケート・ヒアリング調査、情報提供を実施した。

エ クリーンウッド法施行後5年目の見直しに際し、林野庁等への木材業界の要望・提言、会員への情報提供を行った。

2 木材の健康・安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引き続き取り組んだ。

イ アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては、木材利用促進に支障がないよう引き続き適切な対応に努めた。

V 組織活動の活性化等

1 全国木材産業振興大会の開催

第 56 回全国木材産業振興大会については、10月27日に福島県(郡山市)において福島県木協連、東北支部の協力のもとに、全国から約 450 名が参加して開催した。

2 団体活動の活性化等

(1) 制度・施策の提言等

令和 4 年 8 月 18 日に総務委員会を開催し、全木連関係者表彰者選考及び第 56 回全国木材産業振興大会の開催を決定するとともに、森林・木材産業振興のための諸活動について情報交換を行った。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化並びに、JAPIC、住木センター、木材総合情報センター、木材加工技術協会、木活協、SGEC、建築学会、土木学会などの理事等を務めるとともに、これらの団体主催の会議・勉強会に積極的に参加した。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

ア 一般消費者・建築関係者などに木材・木材利用に関する様々な情報を提供するため全木連ホームページの拡充改善に取り組んだ。

イ 全木連時報を通じて、会員間の各種情報の共有化に努めた。

ウ 木材利用優良施設カレンダーを作成、木材の利用促進に努めた。

(4) 各種委員会の開催

令和5年3月に木材PR委員会を開催し、令和5年度における木材利用普及事業の取組方向、木材PRポスターの企画方針について決定した。

3 都道府県木連、支部、関係団体等の会議、諸活動への参加

新型コロナウイルス感染症による制約がある中で、都道府県木(協)連総会、支部会議、ブロックにおける行政との連絡会議等に参加するとともに、関係団体の事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。

4 事務局事務の効率化の取組

インターネットバンキングの効率的効果的な運用、各種補助事業の執行に向けた職員の適正配置、Web 会議システムの推進など、事務の効率化に引続き努めた。

(参考) 令和4年度全木連主要行事一覧表

月	日	主 要 行 事
4	6	第1回全国事務局長会議 (WEB)
5	2	全木連・全木協連・木退共第1回理事会 (書面)
	10	第2回全国事務局長会議 (WEB)
	14~ 15	みどりとふれあうフェスティバル (木場公園)
	19~ 20	全木連・全木協連・木退共・全木政連通常総会 (AP虎ノ門)
	24	外国人技能実習部会通常総会 (書面)
6	13	第3回全国事務局長会議 (WEB)
	16~ 17	非住宅木造建築フェア2022 (東京ビッグサイト)
	21	第50回 JAS展実行委員会 (永田町ビル)
7	14	第4回全国事務局長会議 (WEB)
	22	第5回全国事務局長会議 (WEB)
8	2	第1回CW事業運営委員会 (永田町ビル)
	18	全木連総務委員会・全木協連表彰選考委員合同委員会(メルパルク東京)
9	7	JAS製材品普及推進審査会 (岡山県 備前山総合木材市場)
	8	JAS製材品普及推進展示会 (岡山県 備前山総合木材市場)
	12	JAS製材品普及推進審査会 (熊本県 熊本木材(株))
	13	JAS製材品普及推進審査会 (熊本県 熊本木材(株))
	15	JAS製材品普及推進審査会 (愛知県 備前東海木材相互市場 大口市場)
	16	JAS製材品普及推進展示会 (愛知県 備前東海木材相互市場 大口市場)
	20	JAS製材品普及推進審査会 (東京都 東京木材市場備)
	21	JAS製材品普及推進展示会 (東京都 東京木材市場備)
	※	CW普及啓発セミナー (28: 埼玉県)
10	7	木づかいシンポジウム2022「木づかいで始まる脱炭素社会～日本の森は「使う」時代へ」 (室町三井ホール&カンファレンス)
	12	JAS製材品普及推進審査会 (埼玉県 丸宇木材市売備北浜市場)
	13	JAS製材品普及推進展示会 (埼玉県 丸宇木材市売備北浜市場)
	19	第56回全国木材産業振興大会 (福島県郡山市 ホテル華の湯)
	31	木材利用推進「全国会議」 (木材会館)
	※	CW法登録推進セミナー・相談会 (14: 全市連 (都内))
	※	合法木材事業者研修 (18: 岡山県 (Web)、20: 2X4JAS協 (Web))
11	9	合法伐採木材利用促進全国協議会 (日比谷国際ビル)
	24	全木連・全木協連・木退共正副会長会議、臨時総会、第2回理事会 (木材会館)
	※	CW法登録推進セミナー・相談会 (4: 群馬県①、17: 滋賀県、25: 全買連 (愛知県)、30: 兵庫県)
	※	CW地方協議会 (14: 石川県、29: 熊本県)
	※	CW普及啓発セミナー (14: 石川県、29: 熊本県)
12	※	CW法登録推進セミナー・相談会 (2: 群馬県②、8: 新潟県 (Web)、9: 群馬県③、14: 山形県)
	※	CW地方協議会 (5: 三重県、6: 宮城県、7: 福井県、12: 岐阜県 (Web)、16: 鹿児島県、20: 京都府)
	※	CW普及啓発セミナー (6: 宮城県、7: 福井県、12: 岐阜県 (Web)、16: 鹿児島県)

1	11	第6回全国事務局長会議（WEB）
	31～ 2/1	モクコレ2023（東京ビッグサイト）
	※	CW法登録推進セミナー・相談会（19：青森県、25：徳島県）
	※	CW地方協議会（26：埼玉県（Web）、27：栃木県）
	※	CW普及啓発セミナー（27：栃木県）
2	10	JAS製材品普及推進展示表彰式（木材会館）
	15	第14回「新たな木材利用事例発表会」（木材会館）
	28～ 3/3	建築・建材展2023（東京ビッグサイト）
	※	CW法登録推進相談会・セミナー（10：千葉県、24：岩手県、奈良県）
	※	CW地方協議会（3：富山県、14：茨城県）
	※	CW普及啓発セミナー（3：富山県、7：山梨県）
3	10	第2回CW事業運営委員会（永田町ビル）
	16	全木連・全木協連・木退共第3回理事会、全木政連常任委員会（木材会館）
	17	全国事務局長会議、木材PR委員会（木材会館）
	※	CW登録推進セミナー（2：日合連）
	※	CW地方協議会（8：山梨県（Web）、13：北海道）
	※	合法木材事業者研修（23：岩手県森連）

事業報告参考資料

資料1 令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算
(木材産業・住宅関係)

資料2 令和5年度税制改正事項

資料3 活動関連資料

1. 森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会の活動
2. 建築物木材利用促進協定
3. 木づかいシンポジウム2022の概要
4. 合法木材供給の現状とクリーンウッド法
5. 外国人材の受け入れの概要
6. 労働安全関係の概要
7. 第14回「新たな木材利用事例発表会」の概要
8. 令和4年度木材利用推進「全国会議」の概要
9. 都市の木造化推進法に基づく都道府県方針の改定及び市区町村方針の策定・改定状況
10. 木材利用促進条例の策定状況
11. 第50回（令和4年度）JAS製材品普及推進展示会の審査・展示年月日及び会場、受賞者一覧
12. 製材等JAS認定工場一覧表（令和4年度末）
13. 新設住宅着工戸数、木材価格等

資料 1

木材産業関係令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算 (木材産業・住宅関係)

◀ 林野庁予算 ▶

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 【令和 5 年度予算概算決定額 9,756,296 (11,562,839) 千円】
(令和 4 年度補正予算額 49,890,749 千円の内数)

<対策のポイント>
カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、木材加工流通施設の整備、路網の整備、高性能林業機械の導入、間伐や再造林、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、「新しい林業」経営モデルの構築、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<政策目標>
国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和 3 年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の全体像>

林業・木材産業循環成長対策	
林業・木材産業生産基盤強化対策 (川上から川下まで連携した取組を総合的に支援)	再造林低コスト化促進対策
<ul style="list-style-type: none"> 木材加工流通施設の整備 高性能林業機械の導入 木質バイオマス利用促進施設の整備 木造公共建築物の整備 路網の整備・機能強化 搬出間伐 特用林産振興施設の整備 林業の多様な担い手の育成 等 	<ul style="list-style-type: none"> 低コスト再造林対策 エリートツリー等の採種圃の整備 コンテナ苗生産基盤施設の整備 等
木材の安定供給・利用拡大	
建築用木材供給・利用強化対策	木材需要の創出・輸出力強化対策
<ul style="list-style-type: none"> 都市部における木材利用の強化 建築用木材の持続的・安定的な供給体制の強化 製材やCLT等の建築物への利用環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 非住宅等での木の効果の見える化 地域の輸出体制づくり、海外における木造技術講習会の開催 国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供 特用林産物の需要拡大・生産性向上 等
「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 (経営力の向上)	カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策 (国民参加の森林づくりや木材利用の促進)
<ul style="list-style-type: none"> 伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」経営モデルの構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の幅広い参加による植樹等の森林づくりの推進 建築物等での木材利用拡大の機運醸成 森林クレジット創出拡大に係る取組 等
林業・木材産業金融対策 意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化	

**森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策 (新規)** 【令和 5 年度予算概算決定額 7,225,179 (ー) 千円】
(令和 4 年度補正予算額 49,890,749 千円の内数)

<対策のポイント>
木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等や、再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します。

<政策目標>
国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和 3 年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

- 林業・木材産業生産基盤強化対策**
林業・木材産業の生産基盤を強化するため、木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化を支援するとともに、造林に係る新規参入者など多様な担い手の育成に対する支援を行います。さらに、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備への支援等、需要拡大の取組を推進します。
- 再造林低コスト化促進対策**
林業の持続性を高める観点から、一貫作業や低密度植栽等の低コスト造林や川上から川下まで一体となった再造林を推進します。さらに、成長に優れたエリートツリー等の原種増産技術の開発及び種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産に向けた施設整備等を推進します。

<事業の流れ>

国 → 都道府県 → 林業経営体等 (1の事業、2の事業の一部)
都道府県 → 民間団体等 (市町村を含む) (2の事業の一部) ※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

事業構想 (都道府県が作成する 5 年間の取組方針) の下、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制を構築するとともに、川上から川下まで一体となった再造林の推進によりグリーン成長を実現

川上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等
川中：製材事業者、合板事業者等
川下：木材需要者

事業構想 (都道府県が作成する 5 年間の取組方針)
川上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等
川中：製材事業者、合板事業者等
川下：木材需要者
安定的かつ持続可能な供給体制構築のための相互連携
川上から川下まで一体となった再造林

林業・木材産業生産基盤強化対策
木材加工流通施設の整備
木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した安定的・効率的な木材製品の供給を行うため、大規模工場への支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送用トラックの導入等を支援

林業・木材産業生産基盤強化対策
木質バイオマス利用促進施設の整備(地域連携の下で熱利用又は熱電併給方式の「地域内エコシステム」を重点的に支援)、特用林産物振興施設等の整備(地域経済で重要な役割を果たす木材(特用林産物)を生産増産等(産出)を支援)、木造公共建築物等の整備(製材やCLT等の活用など木材利用のモジュールが高い建設の本造化・木質化を重点的に支援(建築物木材利用促進協定締結等も優先的に支援))

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
建築用木材供給・利用強化対策

【令和5年度予算概算決定額 1,197,980 (1,256,578) 千円】
 (令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数)

＜対策のポイント＞

森林・林業基本計画で実現を目指すグリーン成長に向け、建築用木材の供給・利用の強化等のため、建築物への利用実証・普及等の都市の木造化等促進への支援を森林経営の持続性を担保しつつ行うとともに、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備への支援を実施します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の内容＞

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業 419,513 (376,382) 千円
 都市部における建築用木材(木質耐火部材、JAS構造材等を含む)の利用実証において、都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者等を優先的に支援します。また、大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及を支援するとともに、2×4工法や木質パネル工法などに係る検証や建築関係法令改正への対応も含め、強度等に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及等を支援します。

さらに、森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した、顔の見える木材安定供給体制の構築や、木材産業における作業安全推進や外国人材の受入れに向けた条件整備の取組、木材加工設備等導入の利子助成・リースを支援します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 778,467 (774,589) 千円
 寸法の標準化等を通じてCLTを低コストで安定的に供給するための実証も含め、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、中高層・非住宅建築物へのCLTや製材等の利用に向けて、標準的な木造化モデルの作成等を通じた設計の合理化や容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。

さらに、BIM[※]を活用した設計・施工手法等の標準化に向けた検討、ESG投資等において建築物への木材利用が有効に評価されるための手法・指標や仕組みのあり方の検討等を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)は、コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策

都市部における建築用木材の利用実証
 強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発

川上
 川中
 川下

森林経営の持続性にも配慮した安定供給体制
 素材生産事業者等
 製材工場等
 ハウスメーカー・工務店等

顔の見える木材安定供給体制構築

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備

CLTを活用した先駆的な建築物の実証
 CLT等の利用に向けた技術開発
 品質確保に向けた性能検証

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策＜一部公共＞

【令和4年度補正予算額 49,890,749千円】

＜対策のポイント＞

木材製品の国際競争力強化や輸出目標達成に向けた木材産業の体質強化、原木の生産基盤整備、木材製品等の輸出・消費拡大や、海外情勢の影響を受けにくい需給構造構築に向けた国産材供給力の強化、国産の製品等への転換、木質バイオマス利用促進、きのこの生産資材高騰対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和3年度] →42百万m³ [令和12年度まで])
- 建築用材等の国産材利用率 (48% [令和3年度] →63% [令和12年度まで])

＜事業の内容＞

1. 国際競争力・木材供給基盤強化対策＜一部公共＞

生産性向上や競争力のある製品生産等に向けた木材加工流通施設等の整備、原木の低コストかつ安定的・持続的な供給を図るとともに、急激な需要変化にも対応可能な原木供給体制の維持・拡大に向けた路網整備やデジタル技術を活用した森林資源情報の整備、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備等を支援します。

2. 木材製品等の輸出支援対策

輸出先国のニーズや規格・基準に対応するための性能検証、輸出先国におけるプロモーション活動、特用林産物の販売促進やきのこの知的財産保護等の取組を支援します。

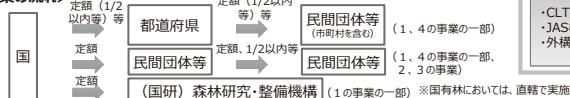
3. 木材製品の消費拡大対策

非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、木質建築部材の技術開発、JAS構造材の利用実証や外構部等木質化の実証等を支援します。

4. 国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策

国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備、原木供給力の強化に向けた高性能林業機械等の導入、住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換、燃油や資材の価格高騰や供給難への対応として木質バイオマスエネルギーへの転換、きのこ生産者に対する省エネ機器等の導入支援や次期生産に必要な生産資材の導入費の一部支援による体質強化を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策

<p>国際競争力強化、木材製品等の輸出拡大</p> <p>国際競争力・木材供給基盤強化対策</p> <p>①木材産業の輸出促進・体質強化対策 合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、工場間連携や他品目への転換、輸出拡大に資する木材製品の付加価値化</p> <p>②原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策 ・林道等の路網整備、デジタル技術を活用した森林資源情報の整備 ・高性能林業機械等の導入、間伐材生産 ・主伐後の再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備 ・林業機械の自動化・遠隔操作に向けた開発・実証 等</p>	<p>国産の製品・資材等への転換促進</p> <p>木材加工施設の設備向上 乾燥施設の能力向上</p>
<p>木材製品等の輸出支援対策</p> <p>・日本産木材製品等の輸出支援対策 ・きのこの知的財産保護対策</p>	<p>国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策</p> <p>①建築用木材供給力強化対策 ・乾燥施設の機能向上、ストック機能の強化 等 ・高性能林業機械等の導入</p> <p>②建築用木材転換対策 ③製材・資材の森林由来資源への転換対策等 ・木質バイオマスエネルギー転換促進対策 ・特用林産物生産資材高騰対策</p>
<p>木材製品の消費拡大対策</p> <p>・CLT建築実証支援 ・JAS構造材実証支援 ・外構部等の木質化対策支援</p>	

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち
国際競争力・木材供給基盤強化対策<一部公共>

【令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数】

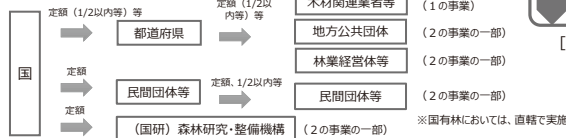
<対策のポイント>
 林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「供給力・体質強化計画」に基づき、生産性向上や競争力のある製品生産等に向けた**木材加工流通施設等の整備**、急激な需要変化にも対応可能な原木供給力の維持・拡大に向けた**路網整備**、**デジタル技術を活用した森林資源情報の整備**、**高性能林業機械等の導入**、**間伐材生産**、**再造林**、**エリートツリー等の苗木の生産施設整備**等を支援します。

<事業の内容>

- 1. 木材産業の輸出促進・体質強化対策**
 木材製品の国際競争力の強化に向け、合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、工場間連携や他品目への転換や輸出拡大に資する木材製品の高付加価値化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援します。
- 2. 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策<一部公共>**
 大径材を含む原木を加工施設へ低コスト・安定的に供給するとともに、急激な木材需要の変化に対応可能な原木供給力の維持・拡大に向けた林道等の路網整備、デジタル技術を活用した森林資源情報の整備、原木供給力の強化に向けた高性能林業機械等の導入や間伐材生産、森林資源の安定確保に資する再造林やエリートツリー等の苗木の生産施設整備、林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証等を支援します。

<事業イメージ>

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2292)
 (2の間伐、再造林、路網整備事業) 林野庁整備課 (03-6744-2303)
 (2の高性能林業機械事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
 (2の苗木、林業機械開発事業) 林野庁研究指導課 (03-6744-2311)
 (2の森林情報整備事業) 林野庁計画課 (03-6744-2339)

国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち
木材製品等の輸出支援対策

【令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数】

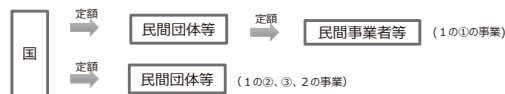
<対策のポイント>
 輸出拡大に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、輸出先国におけるSNS等を用いたプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応するための性能検証等、特用林産物の販売促進の取組を支援します。また、きのこの知的財産保護に対する取組を支援します。

<事業の内容>

- 1. 日本産木材製品等の輸出支援対策**
- ① 輸出先国の規格・基準等に対応した性能検証等支援事業**
 構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応するための性能検証等を支援します。
- ② 日本産木材製品の輸出拡大支援事業**
 付加価値の高い木材製品の理解促進を図り、海外販路を拡大するため、ターゲットとする輸出重点国（中国、米国、韓国、台湾）において効果的なSNS等を用いたプロモーション活動を支援します。
- ③ 特用林産物の販売促進活動**
 国産特用林産物について、魅力や品質等の理解醸成のために必要な情報発信等の販売促進活動等を支援します。
- 2. きのこの知的財産保護対策**
 きのこ品種の育成者権の侵害実態の把握や簡易DNA鑑定技術の対象拡大など水際対策の体制整備を支援します。

<事業イメージ>

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の①の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2295)
 (1の②の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2299)
 (1の③、2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

<対策のポイント>

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、木質建築部材の技術開発、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

<事業の内容>

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費の一部を支援します。

<事業イメージ>

木材製品の消費拡大対策



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1、2事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
- (3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

<対策のポイント>

資源小国である我が国において、森林は国内に豊富な貯蔵量を有する数少ない資源であり、これを可能な限り活用することは、経済安全保障上の観点からも極めて重要となっています。このため、国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備、原木供給力の強化に向けた高性能林業機械等の導入、住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向けた取組、海外に依存する燃油や資材の価格高騰や供給難への対応に向けた木質バイオマスエネルギー転換に向けた取組、きのこ生産施設における省エネ化や高騰した生産資材の導入支援による体質強化の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 建築用木材供給力強化対策

既存設備の機能向上やストック機能の強化も含めた国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援するとともに、川下と連携した需要先確保の取組を推進します。さらに、木材加工流通施設等への原木供給力の強化に向け、高性能林業機械等の導入を支援します。

2. 建築用木材転換対策

住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向け、木材製品流通事業者を対象にした講習会の実施や普及ツール作成、住宅の主要構造部等に国産の製品等を用いた施工・設計への転換・普及を支援します。

3. 燃油・資材の森林由来資源への転換対策等

① 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

海外依存燃油からの転換促進を図るため、木質バイオマスの収集・運搬への支援と合わせ、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組を支援します。

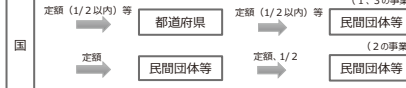
② 特用林産生産資材高騰対策

きのこ生産者の体質強化を促進するため、省エネ化やコスト低減等に向けた施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



- 【お問い合わせ先】 (1の加工施設整備、2の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
(1の高性能林業機械、3の②の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
(3の①の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)

＜対策のポイント＞

森林・林業・木材産業によるグリーン成長及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、**意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援**します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

1. 林業施設整備等利子助成事業 244,229（289,284）千円

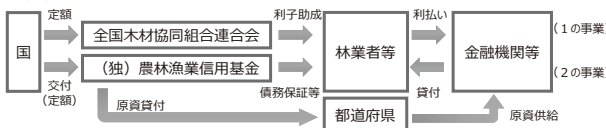
○ 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合又は新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた林業者が2の事業を活用して償還負担の軽減を目的とした資金を民間金融機関から借換えを行う場合、**最大2%・最長10年間の利子助成（借換えの場合は5年間）**を行います。

2. 林業信用保証事業 309,872（439,872）千円

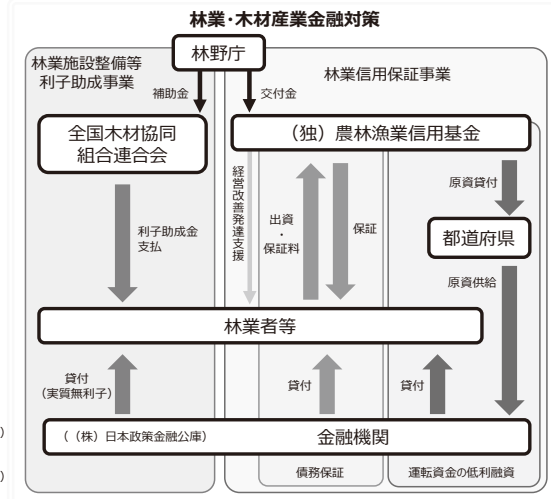
○ （独）農林漁業信用基金に対して以下の経費（新型コロナウイルス感染症等対策分を含む）を支援し、林業者等に対する**融資の円滑化**等を図ります。

- 信用基金の財務基盤や保証料率の維持等を図るために必要な経費
- 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施、事業承継・創業等に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を**実質免除**するために必要な経費
- 経営合理化等に必要な**運転資金の低利融資制度**の実施に必要な経費
- 林業経営者に対する**経営改善発達**に係る助言等の実施に必要な経費

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁企画課（03-3502-8037）

≪国土交通省住宅局予算≫

II. 令和5年度予算の主要事項

令和5年度国土交通省予算概要より抜粋

1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けて、住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進を図る。

省エネ対策

【新築】

- 中小工務店によるZEH等の整備への支援
- LCCM住宅※整備への支援
※ ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅
- フラット35における省エネ基準適合の融資要件化
- 公営住宅のZEH化への支援

【リフォーム】

- 既存住宅の省エネリフォームへの支援の強化(設計・改修パッケージ補助の創設)
- 公営住宅・UR賃貸住宅の省エネ改修への支援
- 既存ストックにおける先導的な省エネ改修・再エネ導入への支援

木材利用の促進

- 地域材の活用促進の支援の強化(地域材加算の上限引上げ)
- 優良な木造建築物等の整備支援

地域型住宅グリーン化事業

令和5年度当初予算： 令和5年度国土交通省予算概要より抜粋
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行うとともに、地域材の活用促進の支援を強化する。

グループの構築



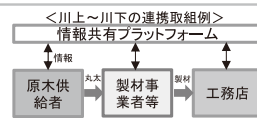
共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算・施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

下線部は令和5年度予算における拡充・見直し事項

安定的な木材確保に向けた取組

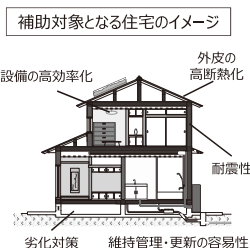
【補助対象、補助率、補助限度額】
・体制整備等に係る費用 定額等※ 1,000万円
※既存システム等の導入は補助率1/2



地域型住宅の整備

【補助対象、補助限度額】

- 認定長期優良住宅 140万円/戸 等
- ZEH・Nearly ZEH
- 認定低炭素住宅 125万円/戸 等
- ZEH Oriented



【加算措置(戸あたり)】

- ①地域材加算：30万円
・柱・梁・桁・土台の全てに地域材を使用
※過半に地域材を使用する場合は20万円
- ②地域住文化加算：20万円
・地域の伝統的な建築技術を活用
- ③三世同居/若者・子育て世帯加算：30万円
・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれか2つを複数箇所設置
・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯
- ④バリアフリー加算：30万円
・バリアフリー対策を実施

優良木造建築物等整備推進事業

令和5年度当初予算：

令和5年度国土交通省予算概要より抜粋

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。

補助事業の概要

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の10%)

※補助額の上限は合計3億円

● 補助要件

下記の要件を満たす木造建築物

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
(共同住宅等：4階以上、非住宅：延べ面積1000㎡超又は3階以上に限る)
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途のもの
(劇場、集会場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設等、学校、美術館、図書館、百貨店、展示場、物販店舗、事務所等)
- ④ 多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
- ⑤ 省エネ基準に適合するもの(公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの)

【補助対象のイメージ】



中層の木造建築物（事務所）のイメージ

《実績》 合計18件 (R4年度、取下げ分を除く。)

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

令和5年度当初予算：

令和5年度国土交通省予算概要より抜粋

環境・ストック活用推進事業（66.29億円）の内数

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

(1) 多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】先導的な木造化に関する費用の1/2以内

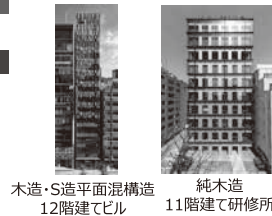
【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/2以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※補助額の上限は合計5億円

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物（公募し、有識者委員会により選定）

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入され、耐久性にも十分配慮するもの
- ② 使用材料や工法の工夫によるコスト低減等の木材利用に関する建築生産システムの先導性を有するもの
- ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ④ 建築基準上、構造・防耐火面の特段の措置を要する一定規模以上のもの
(防火・準防火地域：延べ面積500㎡超又は3階以上、その他地域：延べ面積1000㎡超又は3階以上に限る)
- ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し取りまとめて公表するもの
- ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの
- ⑦ 省エネ基準に適合するもの(公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの)



木造・S造平面混構造 12階建てビル
純木造 11階建て研修所

(2) 実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等の新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費・建設工事費】
定額（上限3千万円）



CLT（直交集成板）パネル CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

《実績》 合計119件 (H22～26年度までの前身事業の実績を含む。取下げ分を除く。) 【近年の年度別】 H30:11件、R1:8件、R2:12件、R3:11件、R4:4件

木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備の推進

令和5年度当初予算： 令和5年度国土交通省予算概要より抜粋
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

- 木造住宅及び非住宅や中高層の木造建築物(都市木造建築物)の生産体制の整備を図るため、
- ・民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組について、中小工務店等のDX推進による労働環境向上を図る取組を重点的に支援する。
 - ・都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組について、地域におけるプロジェクト実施に向けた関連事業者間の連携体制構築に係る取組を重点的に支援する。

(1)大工技能者等の担い手の確保・育成

民間団体等が実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【事業内容】

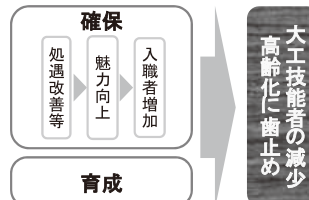
(1)育成

大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等の技能習得に係る研修

(2)確保

将来世代の確保(処遇改善、DX推進による労働環境向上等)に向けた取組

【補助対象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用



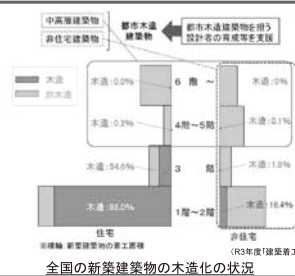
(2)都市木造建築物の設計への支援

都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

【事業内容】

地域におけるプロジェクト実施に向けた関連事業者間の連携体制構築に係る取組を含め、都市木造建築物の設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに対する支援を行う。

【補助対象】 設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに要する費用



【補助事業者】 民間事業者等

【補助率】 定額

≪ 林野庁 ≫

令和 5 年度 林野庁税制改正事項

- 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の適用期限を 3 年延長する。（石油石炭税）
- 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。）の免税・還付措置の適用期限を 5 年延長する。（石油石炭税）
- 農業信用基金協会等※₁が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）
- 農業協同組合等※₂が農業近代化資金等※₃の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を 2 年延長する。（不動産取得税）
- 農業協同組合等※₂が農業近代化資金等※₃の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3 年間、課税標準1/2控除）の適用期限を 2 年延長する。（固定資産税）
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、対象資産からコインランドリー業の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）【経済産業省等 4 省共管】
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金 3 千万円超の法人は 7%）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に対象資産からコインランドリー業等の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。
（所得税・法人税）【経済産業省等 4 省共管】
- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を 1 年延長する。（印紙税）

【財務省等 5 省庁共管】

※ 1：(独)農林漁業信用基金を含む

※ 2：森林組合、森林組合連合会、事業協同組合を含む

※ 3：日本政策金融公庫資金（農林漁業関係）、林業・木材産業改善資金（共同利用機械等のみ）を含む

[与党の令和5年度税制改正大綱に記載された事項]

- 森林吸収源対策を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準に係る所要の見直しの検討（森林環境譲与税）

（令和5年度税制改正大綱（令和4年12月16日自由民主党・公明党）抜粋）

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

（5）森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。全国の地方公共団体において、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する。

《国土交通省住宅局》

令和5年度国土交通省予算概要より抜粋

(参考5)令和5年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(1/3)

一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税額を減額する特例措置を創設する。

施策の背景

- 多くの高齢年マンションにおいては、高齢化や工事費の急激な上昇により、長寿命化工事に必要な積立金が不足。
- 長寿命化工事が適切に行われないと、外壁剥落・廃墟化を招き、**周囲への大きな悪影響**や除却の行政代執行に伴う多額の**行政負担**が生じる。建替えのハードルも高く、マンションの長期使用を促す必要。
- このため、**必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押し**することが必要。

行政代執行により除却したマンション



- ・外壁が剥落し、アスベスト飛散のおそれ
- ・行政代執行費用：約1.2億円

要望の結果

特例措置の内容

- 一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事(※1)が実施された場合に、その翌年度に課される建物部分の固定資産税額を減額する。
- 減額割合は、1/6～1/2の範囲内(参酌基準:1/3)で市町村の条例で定める。

(※1)屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事

【対象となるマンションの要件】

築後20年以上が経過している10戸以上のマンション

長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施

長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保

積立金を一定以上に引き上げ、「管理計画の認定」を受けていること等(※2)

長寿命化工事の実施

- マンションの各区分所有者に課される工事翌年度の固定資産税額(建物部分：100㎡分まで)を減額する。
- 減額割合は、1/6～1/2の範囲内(参酌基準：1/3)で市町村の条例で定める。

(※2) 地方公共団体の助言・指導を受けて適切に長期修繕計画の見直し等をした場合も対象

結果

- 上記について、2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)の特例措置を創設する。

令和5年度国土交通省予算概要より抜粋

(参考5)令和5年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(2/3)

空き家の発生を抑制を図るため、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について、適用期間を4年間延長するとともに、買主が譲渡後に耐震改修工事又は除却工事を実施する場合も適用対象となるよう拡充する。

施策の背景

- 利用が予定されていない「**その他空き家**」(349万戸)は、令和12年には約470万戸まで増加の見込み。
- 空き家は、**相続を機に発生するものが過半以上**。
- 空き家を**早期に譲渡(有効活用)**するよう**相続人を後押し**する必要。

住生活基本計画(R3閣議決定)
【成果指標】
居住目的のない空き家数を400万戸程度に抑える(令和12年)

▶ 本税制は、空き家の早期有効活用に大きく寄与。

【実績】11,976件(令和3年度、確認書交付件数) → 相続が原因の「その他空き家(※)」の増加を3割削減 ※近年、約6万戸/年のペースで増加(うち相続原因が約3万戸/年)

▶ 他方、現行制度は、「**譲渡前**」に**売主**が**除却**又は**耐震改修の工事**を実施する必要があり、これが**空き家流通**、**支障**となることも。

要望の結果

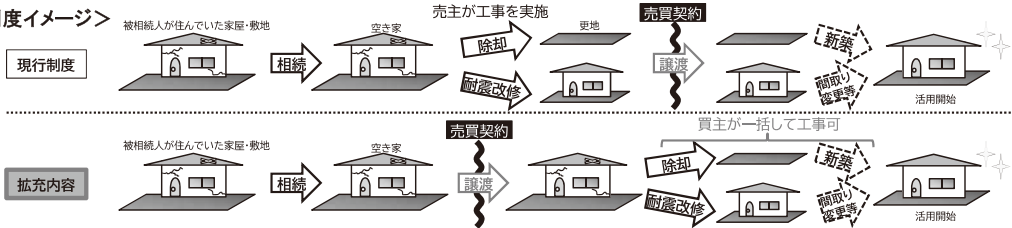
特例措置の内容

【所得税・個人住民税】相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋(※1)を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震改修をしたもの)に限り、その敷地を含む。)又は**除却後の土地を譲渡した場合**には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除。(令和5年12月31日までの譲渡が対象)
※1 昭和56年5月31日以前に建築され、相続の開始の直前(※2)において被相続人の居住の用に供されていたもの
※2 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、入所の直前

結果

- ・現行の措置を4年間(令和6年1月1日～令和9年12月31日)延長する。
- ・**売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修又は除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象とする。**

<制度イメージ>



(参考5)令和5年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(3/3)

要望結果	特例措置	税目
延長	<p>○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>※固定資産税:2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める割合を5年間減額 不動産取得税:住宅について課税標準から1,200万円控除 等</p>	固定資産税 不動産取得税
延長	<p>○ 既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置</p> <p>※耐震診断義務付け建築物(病院・ホテル・旅館等)について、耐震改修工事を行った場合に、固定資産税の1/2を2年間減額</p>	固定資産税
延長	<p>○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置</p> <p>※買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行う場合、以下の通り減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅部分:築年数に応じて、一定額を減額 ・敷地部分:一定の場合(*)に、住宅の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額 *対象住宅が安心R住宅である場合又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合 	不動産取得税
延長	<p>○ 防災街区整備事業に係る特例措置</p> <p>※密集法に基づく防災街区整備事業に伴い従前権利者に与えられる防災施設建築物の一部(権利床(建物部分))に係る固定資産税額を、新築後5年間1/3~2/3減額</p>	固定資産税
拡充	<p>○ 熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置 及び 被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充</p>	固定資産税 都市計画税

【その他】

○空き家の適切な活用等を促進するための住宅用地に係る所要の措置(固定資産税、都市計画税)

資料3

活動関連資料

1. 森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会の活動

我が国の森林資源は利用期に達しており、森林の健全性の維持及び地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の観点から、その活用は国家的な課題となっている。

そのような中、自由民主党の国会議員による「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟（会長：吉野正芳衆議院議員）」が結成（令和元年4月）され、森林・林業・木材産業界、建設業界等においても、「森林を活かす都市の木造化推進協議会（会長：前田直登（一社）日本林業協会会長）」を設立（令和元年5月）し、「議員連盟」と連携して都市の木造化の実現に取り組んで来た。

その結果、令和3年6月に「公共建築物等木材利用促進法」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等の木材の利用の促進に関する法律」（都市（まち）の木造化推進法）が新たに制定され、10月に施行されたところである。令和4年3月には、「森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書」を議連に提出し、木造化のための予算の確保、制度の見直し等について要望した。

令和4年度の活動実績は以下のとおりである。

なお、協議会会員は、団体、企業、地方公共団体、学識経験者など計138名となっている。（令和5年3月末現在）

（1）令和4年度における活動報告

ア 木材利用促進に関する活動

① 議連総会で要望内容の説明及び事業者ヒアリング（6月7日：自民党本部）

本郷浩二協議会理事・事務局長（全木連副会長）から協議会の具体的な要望内容についての説明、林野庁、国土交通省から協議会の要望に対する政府の推進状況等についての報告が行われた。続いて、事業者ヒアリングとして、栃木県の二宮木材株式会社・二ノ宮泰爾取締役専務及び神奈川県の子会社青木工務店・青木哲也代表取締役から発表があった後、意見交換が行われた。

② 議連総会での事業者ヒアリング（8月4日：自民党本部）

小島裕章林野庁木材利用課長から、「木材利用促進月間（10月）に向けた取組等」の説明に続き、林野庁及び国土交通省から協議会からの要望事項に対する政府の推進状況等についての報告（2回目）が行われた。次いで、事業者ヒアリングが行われ、山形県の株式会社シェルターの安達広幸常務取締役及び東京都の株式会社大林組の岡有営業総本部プロジェクト推進部兼木造・木質化建築プロジェクト・チーム担当部

長の2氏が発表した。

さらに、島田泰助（一社）日本林業協会会長から、去る6月1日に森林・林業・木材産業関連7団体による「共同行動宣言2022」の説明の後、質疑応答に入った。

③ 議連総会（10月6日：自民党本部）

これまでの議論の整理として鈴木憲和事務局次長から、「森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書」に関する主なご意見についての説明に続き、木材利用促進本部の林野庁、国土交通省、総務省、文部科学省、経済産業省、環境省から令和5年度都市木造化関連概算要求の状況等について報告が行われ、次いで、意見交換が行われた。

④ 議連視察に同行（10月21日：横浜市）

純木造11階建ての（株）大林組次世代型研修施設「ポートプラス」の視察について企画運営を行うとともに、視察に同行した。

⑤ 議連総会（12月14日：自民党本部）

金子恭之幹事長からポートプラス視察報告を兼ねた挨拶があり、織田央林野庁長官の挨拶に続いて、小島林野庁木材利用課長から「木材利用促進月間における取組等について」及び齋藤林野庁木材産業課長から「団体協議会からの要望書への対応の方向性について」の説明が行われ、その後、熱心な意見交換が行われた。続いて、木村一義（一社）日本木造耐火建築協会会長から「欧米における高層木造ビルの現状について」の報告が行われた。

⑥ 議連総会（令和5年3月2日：自民党本部）

「団体協議会からの要望への対応について」に対する令和5年度予算の措置状況等を林野庁及び国交省から、また、「協定制度のフォローアップの方法について」林野庁から説明が行われ、その後、意見交換が行われた。続いて、木村一義（一社）日本木造耐火建築協会会長から「進む都市（まち）の木造化」と題して木造施設の報告が行われた。

⑦ 議連総会（3月29日：自民党本部）

「都市の木造化推進法に基づく施策の実施状況について」小島裕章木材利用課長から、説明が行われた後、島田泰助協議会会長の挨拶及び本郷浩二同事務局長から、「森林を活かす都市の木造化推進協議会からの要望について」の説明が行われた。さらに、経済団体における木材利用の取組について、（公社）経済同友会・有田礼二地域共創委員会副委員長、日本商工会議所・宮澤伸地域振興部長、（一社）日本プロジェクト産業協会・丸川裕之専務理事の3氏から詳細な説明があった後、熱心な意見交換が行われた。

（2）広報活動

① 法律の解説本の配布

令和3年10月に施行された、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等の木材の利用の促進に関する法律」の解説本である『森林（もり）を活かす都市（まち）

の木造化推進法（盛山正仁衆議院議員、鈴木憲和衆議院議員著）』を正会員に配布するとともに、協議会ホームページにおいて当該法律と解説本のバナーを設置し、都市木造化に関する情報の発信に努めた。

② カレンダーの配布

木材利用優良施設コンクールの受賞施設（内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会長賞、審査委員会特別賞）を掲載したカレンダー（2023年版）を作成。国会議員、協議会会員、関係団体、来会者等に配布し、木造施設のPR及び入会促進に努めた。

③ 協議会ホームページに会員PRコーナーを設置

会員が実施されている木材利用促進等の取組について、協議会のホームページに新設するPRコーナーに掲載し、関係業界だけでなく広く木材利用に関心の高い消費者に木材利用のメリットや地球温暖化、国土強靱化及び地方創生などの面で大きく貢献することをPRし、一層の木材利用につなげていくこととした。

また、全国木材組合連合会が運用するSNS（Facebook/Twitter）の「木材で街づくり」にも掲載し、一層の拡散・普及を目指すこととしている。

※森林を活かす都市の木造化推進協議会

<https://machi-mokuzouka.jp/activity/index.php>

2. 建築物木材利用促進協定（林野庁ホームページから抜粋）

「建築物木材利用促進協定」制度は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物における木材利用を促進するために創設されました。

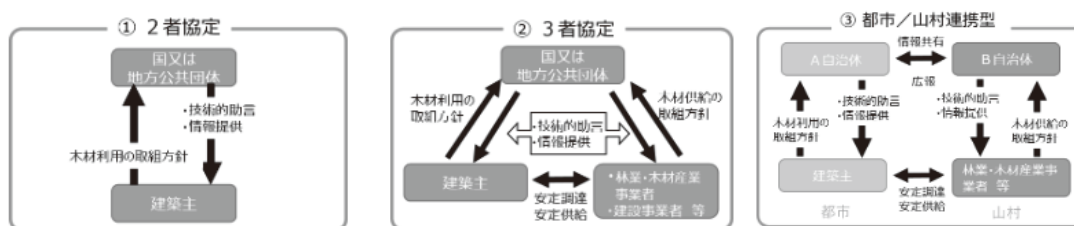
建築主等の事業者は、国又は地方公共団体と、建築物における木材の利用に関する構想や建築物における木材利用の促進に関する構想を盛り込んだ協定を締結することができます。

○ 建築物木材利用促進協定とは

建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度です。

川上と川中の事業者が協定に参加することで、地域材の利用促進にもつながります。

全木連は令和4年3月9日に農林水産省と「木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定」を締結しました。



○ 協定締結のメリット

<建築主となる事業者>

- ・ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。
- ・木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG 投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- ・国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。（例：一部予算事業における加点等優先的な措置）

<林業・木材産業事業者>

- ・信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- ・事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- ・林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

<建設事業者>

- ・信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- ・サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ・ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。

























○ 建築物木材利用促進協定締結実績（令和5年2月15日）

・国と事業者の協定件数：10件

協定締結者		協定締結日	協定名（協定の内容）	対象区域	協定の有効期間
事業者等	国				
公益社団法人 日本建築士会 連合会	国土交通省	令和3年11月20日	木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定 (PDF: 330KB)	全国	締結日～令和7年3月末
一般社団法人 全国木材組合 連合会	農林水産省	令和4年3月9日	木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 330KB)	全国	締結日～令和7年3月末
全国建設労働組合総連合	農林水産省 国土交通省	令和4年3月9日	大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 331KB)	全国	締結日～令和7年3月末
野村不動産ホールディングス 株式会社、ウイング株式会社	農林水産省	令和4年3月9日	地域材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 330KB)	全国	締結日～令和9年3月末
株式会社アクト	農林水産省	令和4年3月9日	国産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 329KB)	全国	締結日～令和7年3月末
一般社団法人JBN・全国工務 店協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日	建築大工等人材育成と地域工務店等による国産材利用に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 190KB)	全国	締結日～令和7年3月末
一般社団法人日本木造耐火建 築協会	農林水産省 国土交通省	令和4年5月31日	中高層・大規模耐火木造建築の普及に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 264KB)	全国	締結日～令和7年3月末
株式会社竹中工務店	農林水産省	令和4年6月10日	中高層木造建築物等の推進による木材利用拡大に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 282KB)	全国	締結日～令和9年3月末
(株)大林組 (株)内外テクノス 大林新星和不動産(株)	農林水産省 経済産業省 環境省	令和5年2月3日	中高層木造・木質化建築等の促進を通じた、森林共生都市の実現及び循環型森林利用の推進に資する、建築物木材利用促進協定(PDF: 390KB)	全国	締結日～令和9年3月末
New 日本マクドナルド株式会社	農林水産省	令和5年2月10日	マクドナルド店舗における地域材利用促進に向けた建築物木材利用促進協定 (PDF: 325KB)	全国	締結日～令和8年3月末

・都道府県と事業者等の協定件数：22件

協定締結者		協定締結日	協定名	対象区域	協定の有効期間	協定の内容	関連HP
事業者等	地方公共団体						
福井県経済団体連合 会	福井県	令和3年10月 22日	ふくい県産材利用推進に関する協定	福井県	締結日～令和5年 10月22日	(PDF: 282KB)	福井県
学校法人 立命館	大分県	令和3年12月 16日	木材の利用促進と教育に関する協定	大分県	締結日～令和9年3 月末	(PDF: 361KB)	大分県
公立大学法人 大阪、 竹中工務店・安井建 築設計事務所グルー プ	大阪府、大阪市	令和4年2月25 日	大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定	大阪府	締結日～令和8年3 月末	(PDF: 313KB)	大阪府
一般社団法人埼玉建 築士会	埼玉県	令和4年3月15 日	木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定	埼玉県	締結日～令和7年3 月末	(PDF: 191KB)	埼玉県
株式会社谷川建設	長崎県	令和4年3月28 日	木材の利用促進に関する協定	長崎県	締結日～令和9年3 月末	(PDF: 439KB)	長崎県
株式会社大分銀行	大分県	令和3年3月30 日	建築物の木材の利用促進に関する協定	大分県	締結日～令和9年3 月末	(PDF: 320KB)	大分県
石川県森林組合連合 会	石川県	令和4年4月15 日	石川県産材の利用に関する建築物木材利用促進協定	石川県	締結日～令和9年3 月末	(PDF: 182KB)	石川県

有限会社北陸プレカ ット	石川県	令和4年4月15 日	石川県産材の利 用に関する建築 物木材利用促進 協定	石川県	締結日～令和9年3 月末	(PDF : 193KB) 	石川県 
一般社団法人岡山県 建築士会	岡山県	令和4年5月13 日	木造建築物の設 計・施工に関す る人材育成等に 関する木材利用 促進協定	岡山県	締結日～令和7年3 月末	(PDF : 346KB) 	岡山県 
ライフデザイン・カ バヤ株式会社 一般社団法人岡山県 木材組合連合会	岡山県	令和4年5月13 日	岡山県産材の利 用拡大に関する 建築物木材利用 促進協定	岡山県	締結日～令和9年3 月末	(PDF : 540KB) 	岡山県 
一般社団法人山梨県 木材協会 身延町教育委員会	山梨県、身延町	令和4年8月17 日	安らぎと活力あ るひらかれたま ち「みのぶ」木 材利用促進協定	山梨県	締結日～令和9年3 月31日	(PDF : 296KB) 	山梨県 
中部電力株式会社 中電不動産株式会社 株式会社日本エスコ ン 矢作地所株式会社 大和ハウス工業株式 会社 株式会社マザーズ	愛知県	令和4年9月9日	建築物木材利用 促進協定	愛知県	締結日～令和11年 3月末	(PDF : 501KB) 	愛知県 
環境都市実現のため の木造化・木質化推 進あいち協議会 (愛知県木連等)	愛知県	令和4年10月3 日	木材利用拡大に 向けた環境整備 に関する建築物 木材利用促進協 定	愛知県	締結日～令和10年 3月末	(PDF : 263KB) 	愛知県 
株式会社伊予銀行	愛媛県	令和4年10月 28日	愛媛県産材の利 用促進に関する 協定	愛媛県	締結日～令和14年 3月末	(PDF : 321KB) 	愛媛県 
三井不動産グループ 北海道森林組合連 合会 北海道木材産業協 同組合連合会	北海道	令和4年10月 31日	建築物木材利用 促進協定	北海道	締結日～令和8年3 月末	(PDF : 638KB) 	北海道 
一般社団法人日本女 子プロゴルフ協会 株式会社リコー 宮崎ゴルフ株式会社 耳川広域森林組合	宮崎県	令和4年10月 31日	JLPGAツアーチ ャンピオンシッ プリコーカップ 建築物等への宮 崎県産木材利用 促進に関する協 定	宮崎県	締結日～令和9年3 月末	(PDF : 501KB) 	宮崎県 
一般社団法人神奈川 県木造住宅協会 神奈川県森林組合連 合会	神奈川県	令和4年11月4 日	木材の安定供給 及び地域活性化 に関する木材利 用促進協定	神奈川県及 び加盟工務 店が施工す る建築現場	締結日～令和5年3 月末	(PDF : 291KB) 	神奈川県 
福島県木材協同組合 連合会	福島県	令和4年12月 26日	福島県産材の利 用拡大に関する 建築物木材利用 促進協定	福島県	締結日～令和9年3 月末	(PDF : 290KB) 	福島県 
公益財団法人高知県 建築士会 一般社団法人高知県 木材協会	高知県	令和4年12月 28日	木造建築物の設 計・施工に係る 人材育成及び県 産材の普及啓発 活動等に関する 建築物木材利用 促進協定	高知県	締結日～令和7年3 月末	(PDF : 428KB) 	高知県 

山佐グループ(山佐林業(株)、合同会社絆工房ヤマサ、ヤマサハウス(株)、山佐木材(株)、山佐産業(株))	鹿児島県	令和5年1月17日	建築物におけるかごしま材等の利用促進に関する協定	鹿児島県	締結日~令和9年12月末	(PDF: 347KB)	鹿児島県
一般社団法人鹿児島県木材協会連合会	鹿児島県	令和5年1月17日	建築物等における県産材の利用促進に関する協定	鹿児島県	締結日~令和9年12月末	(PDF: 340KB)	
一般社団法人 東京建築士会	東京都	令和5年2月9日	建築物の木造化及び木質化に関する建築物木材利用促進協定	東京都	締結日~令和9年3月末	(PDF: 233KB)	東京都

・市町村と事業者等の協定件数：30件

協定締結者		協定締結日	協定名	対象区域	協定の有効期間	協定の内容	関連HP
事業者等	地方公共団体						
一般社団法人ひみ里山杉活用協議会	水見市(富山県)	令和4年3月15日	ひみ里山杉等(氷見産木材)利用促進に関する協定	水見市及び周辺地域	締結日~令和7年3月末	(PDF: 266KB)	氷見市
枝幸建設協会 株式会社小頓別木材 南宗谷森林組合	枝幸町(北海道)	令和4年4月1日	枝幸町における地域材の利用促進に関する協定	枝幸町	締結日~令和7年3月末	(PDF: 248KB)	枝幸町
山喜建設 株式会社 松田建設 株式会社 有限会社 田口建築 いろは建築 株式会社 株式会社 中島工務店 下呂支店 株式会社 春昇建築 下呂STUDIO 株式会社 弘栄工務店 金子建築 株式会社 有限会社 二村建築 丸共建設 株式会社 株式会社 飛騨工務店 有限会社山和住宅 裁建築 中島建設株式会社本社 木楽建築 伊佐地建築 鈴木建築 秀建築 有限会社都竹建築	下呂市(岐阜県)	令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和4年7月1日 令和4年7月1日 令和4年7月7日 令和4年8月1日 令和4年9月1日 令和4年10月1日 令和4年10月1日 令和4年12月1日	「下呂の森が育んだ木の家推進事業」建築物木材利用促進協定	下呂市及び事業者施工エリア	締結日~令和5年3月末	(PDF: 597KB)	下呂市

株式会社内田洋行 菊池建設株式会社 ナイス株式会社 三井住友信託銀行株式会社 京都北山丸太生産協同組合 京北銘木生産協同組合	京都市（京都府）	令和4年8月23日	建築物等における北山杉の利用促進協定	全国	締結日～令和8年3月末	(PDF: 442KB)	京都市
山形県建設業協会米沢支部米沢部会 一般社団法人米沢建築組合連合会 有限会社斎藤工務店 有限会社佐藤製材工業 米沢木材製材組合 米沢地方森林組合	米沢市（山形県）	令和4年9月28日	建築物木材利用促進協定	米沢市	締結日～令和7年3月末	(PDF: 375KB)	米沢市
津山信用金庫 院庄林業株式会社	津山市（岡山県）	令和4年10月25日	美作ひのき等利用促進に関する協定	津山市	締結日～令和10年3月末	(PDF: 279KB)	津山市
七ヶ宿商工会（工業部会） 株式会社アトリエCUBE	七ヶ宿町（宮城県）	令和4年12月1日	七ヶ宿町建築物木材利用促進協定書	七ヶ宿町	締結日～令和7年12月1日	(PDF: 222KB) (PDF: 222KB)	準備中 準備中
大英産業（株） ウイング（株） （株）伊万里木材市場 北九州市森林組合	北九州市（福岡県）	令和4年12月26日	地域材の利用拡大に関する建築物木材利用協定	北九州市	締結日～令和10年3月末	(PDF: 288KB)	北九州市 (PDF: 311KB)
株式会社伊予銀行	松山市（愛媛県）	令和5年1月20日	建築物木材利用促進協定	松山市	締結日～令和14年3月末	(PDF: 381KB)	松山市
株式会社愛媛銀行	松山市（愛媛県）					(PDF: 381KB)	
愛媛信用金庫	松山市（愛媛県）					(PDF: 379KB)	

※ 都道府県と市町村の両方と同時に締結している場合は、都道府県との締結実績として掲載している。

3. 木づかいシンポジウム 2022 の概要 (SUSTAINABLE FOREST SYMPOSIUM2022)

木づかいで始まる脱炭素社会 ～日本の森は「使う」時代へ

- 会場 室町三井ホール&カンファレンス (東京・日本橋)
- 日程 2022年10月7日(金)
シンポジウム 8:50-18:30、アフターパーティ 18:30-20:00
- 主催 株式会社 Spero (代表取締役 高橋 ひかり)
株式会社 GiveFirst (代表取締役 山田康昭)、一般社団法人全国木材組合連合会
- 協賛 三井不動産株式会社、三井ホーム株式会社、三菱地所株式会社
- 後援 国土交通省、文部科学省、農林水産省、総務省
一般社団法人日本ウッドデザイン協会、森林を活かす都市の木造化推進協議会
- WEBサイト <http://symposium.sustainable-forest.com/>
*詳細は、上記のWEBサイト「木づかいシンポジウム終了報告書」を参照

<開会式>

- ・開会の挨拶：野中 厚 農林水産副大臣
 - ・趣旨説明：高橋 ひかり 木づかいシンポジウム事務局 主催
- [ショートプレゼンテーション] 高橋 義則一般社団法人日本ウッドデザイン協会 事務局長
- 野中厚農林水産副大臣は、開会の挨拶にて、国産材の政策の変遷と昨今の国産材利用推進の背景について述べ、今後の中高層ビル木造化木質化の促進への期待を寄せた。

<基調講演 1>

- ・国産材の大きな需要創出と林業再生
- ・隅 修三東京海上日動火災保険株式会社 相談役

<基調講演 2>

- ・木材利用推進に向けた機運の高まり
- ・金子 恭之衆議院議員 森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

【パネル1】中高層ビルの木造化木質化 ～SDGs 時代を築く建築

- 隅 修三 東京海上日動火災保険株式会社 相談役
- 隈 研吾 建築家、東京大学特別教授・名誉教授
- 松崎 裕之 株式会社竹中工務店 木造・木質建築統括参与
- 浦谷 健史 ヒューリックプロパティソリューション株式会社 代表取締役社長
ヒューリック株式会社 エクゼクティブフェロー
- モデレーター 高橋 ひかり 株式会社 Spero 代表取締役

<基調講演 3>

- ・材業と木材利用地方創生
- ・石破 茂衆議院議員 CLT で地方創生を実現する議員連盟

【パネル2】木づかいとまちづくり ～都市と中山間地域

- 山本 有 三井不動産株式会社 サステナビリティ推進本部
サステナビリティ推進部 部長
- 山梨 知彦 株式会社日建設計 CDO 常務執高役員チーフデザインオフィサー
- 杉本 貴一 住友林業株式会社 住友林業株式会社 建築事業部 技師長
- 浦谷 健史 株式会社大林組

木づくり・木質化建築プロジェクトチームチームリーダー部長
モデレーター 山田 康昭 株式会社 Givefirst 代表取締役

<基調講演 4>

- ・民間連携で木材需要の呼び込みと川上連携(ビデオメッセージ)
- ・下野 六太 参議院議員 元農林水産大臣政務官

【パネル3】 木造化ラブコール ～施主と消費者の“木”への渴望

森下 喜隆 三菱地所株式会社 関連事業推進室長
MEC Industry 株式会社 取締役
神田 典子 ザ ロイヤルパークキャンパス札幌大通公園総支配人
依田 明史 三井ホーム株式会社 施設事業本部 事業推進室
営業推進グループ長 事業推進グループ長
長澤 悟 株式会社教育環境研究所 理事長兼所長 工学博士
東洋大学名誉教授
モデレーター 高橋 ひかり 株式会社 Spero 代表取締役

【パネル4】 投資と木づかい ～森林と木造建築の投資価値

末松 広行 東京農業大学 特命教授 (元農林水産省事務次官)
沢田 渉 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
三井住友銀行 専務執行役員
杉山 泰成 西村あさひ法律事務所パートナー 弁護士
モデレーター 山田 康昭 株式会社 Givefirst 代表取締役

【パネル5】 ビジネスが飛躍する木材サプライチェーンマネジメント

堀川 保彦 中国木材株式会社 代表取締役社長
柳瀬 拓也 MEC Industry 株式会社 企画部部长
青木 良篤 ナイス株式会社資材事業本部 木材事業部 首都圏木材営業部 部長
モデレーター 長野 麻子 株式会社モリアゲ 代表取締役

【パネル6】 木造化を進める技術 ～ 素材と工法・構法、そして材供給

浅井 透 東急建設株式会社
建築事業本部 事業統括部 木造推進部 専門部長
安達 広幸 株式会社シェルター 常務取締役
宮竹 靖 銘建工業株式会社 木質構造事業部 木質構造事業部長
モデレーター 長野 麻子 株式会社モリアゲ 代表取締役

【パネル7】 木づかいベンチャー特集 ～新たなビジネスモデルと技術

塩地 博文 ウッドステーション株式会社 代表取締役会長
加藤 正人 信州大学 農学部 教授
小原 富治雄 ニッポニア木材(現株式会社フランウッド) 代表取締役
安齋 好太郎 株式会社 ADX 代表取締役兼 / 建築家
モデレーター 長野 麻子 株式会社モリアゲ 代表取締役

<閉会のご挨拶>

- ・開会の挨拶：織田 央 林野庁長官
- ・閉会宣言：高橋 ひかり 株式会社 Spero 代表取締役
山田 康昭 株式会社 GiveFirst 代表取締役

織田央林野庁長官は、改めて官民および関わる関係者が連携して、木材利用の促進をしていくことの重要性を説いた。

4. 合法木材供給の現状とクリーンウッド法

1 ガイドラインに基づく合法木材供給の現状

林野庁が平成18年に作成した、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）に基づく合法証明木材供給体制については、令和5年3月31日時点で認定団体が149、認定事業者数は12,034となっている。また、ガイドラインに基づいた合法証明木材の供給実績の推移は下記のとおりである。

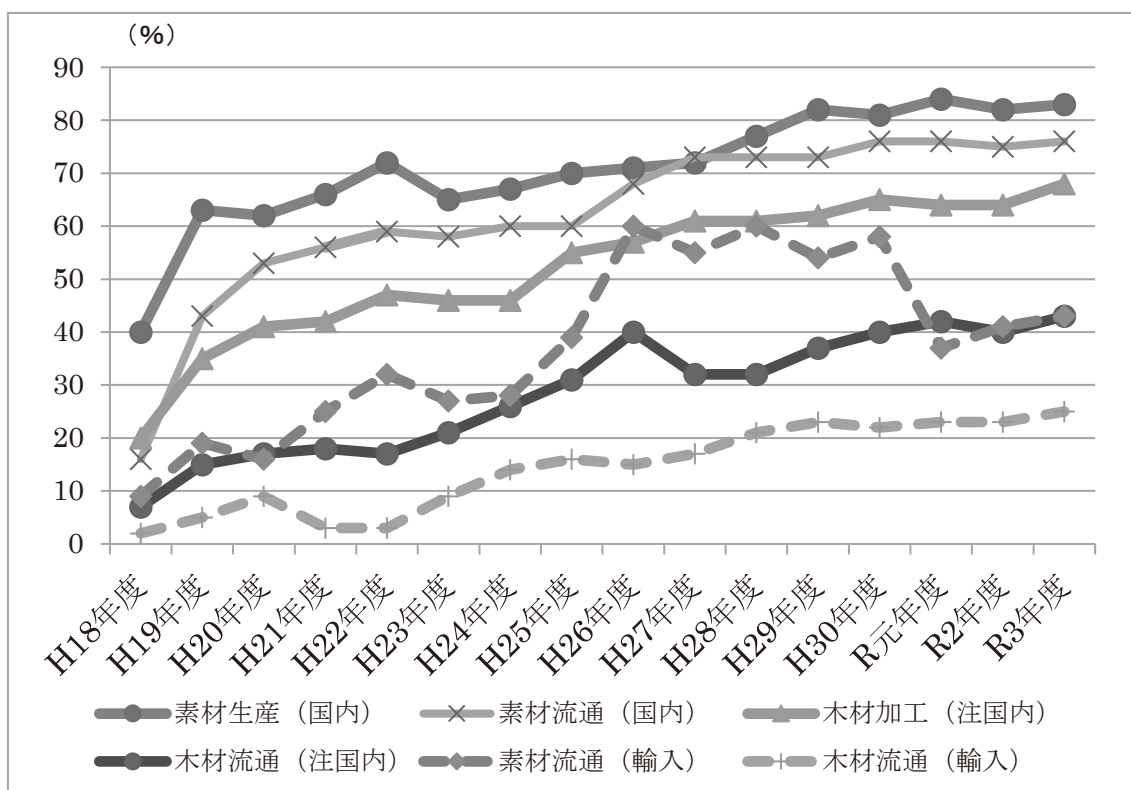


図 認定事業者による合法性が証明された木材・木材製品の割合の推移

注1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した129認定団体、10,458事業者の集計値

注2 (注国内) =国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

ガイドラインの適切な運用については、引き続き周知徹底を図り、合法木材供給制度の信頼性を確保していく必要がある。平成28年に成立したクリーンウッド法（後述）においても、その基本方針の中で合法性の確認に当たってガイドラインに基づいた証明が「活用できる」とされている。そのため、当会でもクリーンウッド法のセミナー等の機会に改めて周知に努めている。

2 クリーンウッド法の現状

2.1 法律における事業者の責務

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」が平成29年5月20日に施行され、令和4年5月で5年が経過した。

この法律では、木材、木材製品を利用する「事業者」の責務として、「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」（第5条）とされ、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材・木材製品の合法性を確認することが求められている。

2.2 木材関連事業者の登録の動き

この法律で新たに創設された木材関連事業者の登録制度については、現在6つの登録実施機関が登録業務を実施しており、登録木材関連事業者数は、令和5年3月末時点で609（全ての登録実施機関の合計）となっている。

2.3 クリーンウッド法の円滑な運用に向けて

木材業界の販売先でもある建築・建設関連事業者の登録が増加していくに従い、これらの事業者からクリーンウッド法に基づいた合法伐採木材の需要、未登録事業者への登録の要望が増えてくることが予想される。

一方、業界の自主的な取組として進めてきたガイドラインに基づく合法木材証明書は、クリーンウッド法においても合法性の確認の際に活用できるとされており、認定団体から認定を受けた事業者は、ガイドラインに基づいた取り組みを適切かつ確実に実行することが求められる。

2.4 クリーンウッド法の改正について

法律では、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる…」（附則3）とされている。林野庁では、令和3年から検討会を開催するなどして法律の見直しの検討を進めてきた。そして、令和5年5月開催予定のG7サミット（広島サミット）を控え、令和5年4月にクリーンウッド法の改正案が衆参両院で可決・成立した。改正案では、川上・水際の事業者の合法性の確認が義務化されるなど、より厳格な合法伐採木材の取り扱いが求められることとなっている。「クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ」では、施行まで2年程度の期間が設けられており、その間に事業者・消費者等に対する周知、体制の整備等が必要となってくる。

（参考）クリーンウッド・ナビ（林野庁のホームページ内に開設）のURL：

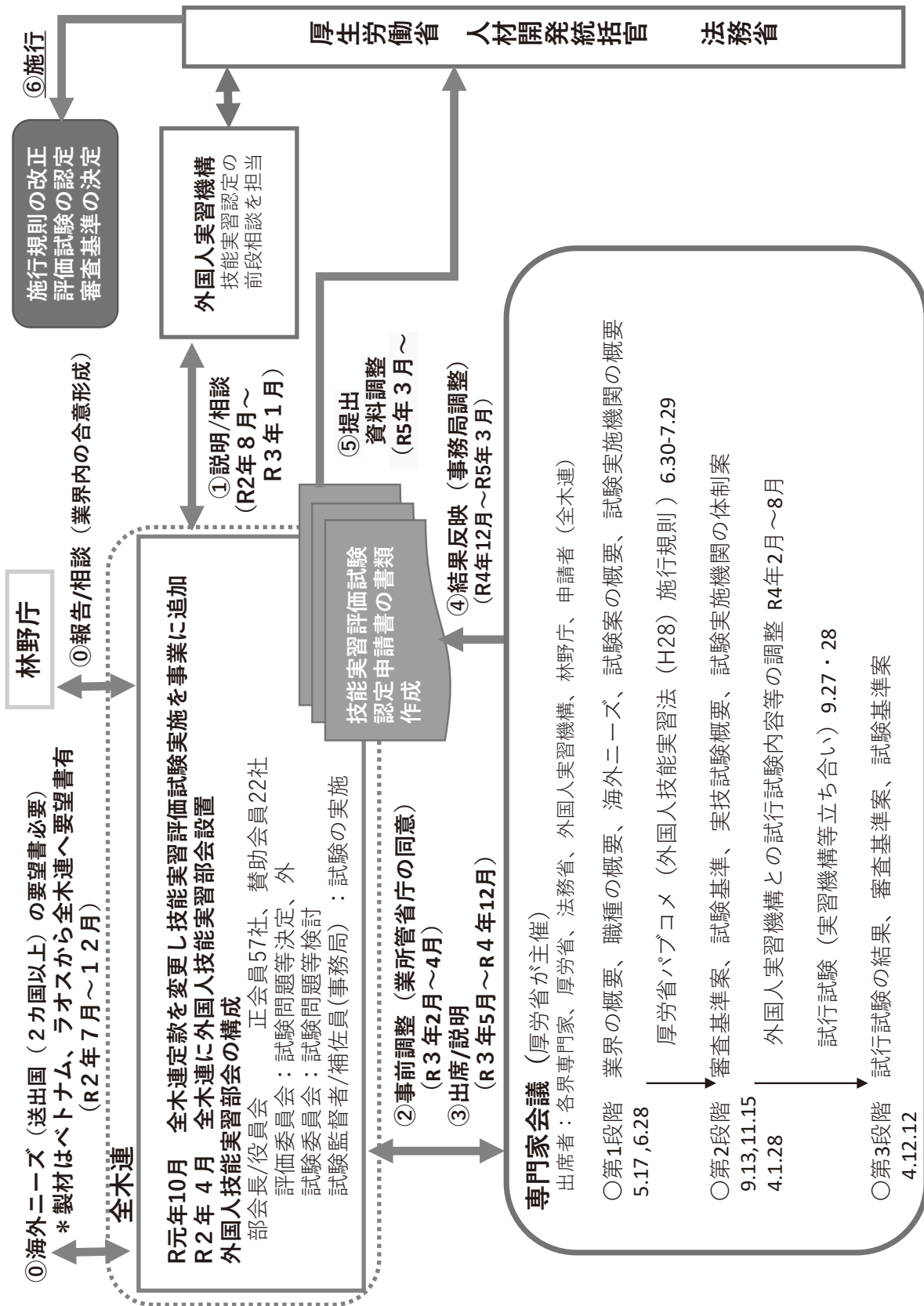
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

5. 外国人材の受け入れの概要

令和4年度は、外国人技能実習部会の体制を整備するとともに、技能実習評価試験実施機関としての認定に向けて取り組みました。主な取組は次のとおりです。

- 4月7日、技能実習評価試験の試験監督者として全国から19名を委嘱した。
- 5月23日、外国人技能実習ホームページを公開した。
- 5月24日、令和4年度第1回部会役員会を開催し、通常総会に諮る「令和3年度事業報告」、「令和3年度収支決算」等を審議し、通常総会を書面で開催した。
- 当部会の正会員企業の実習生の受入状況や、機械設備等の調査のため、7～9月に現地実態把握調査を実施した。
- 8月22日、木材産業に係る外国人材受入（特定技能制度の検討）を木材産業課に要望した。
- 9月13日、第2回役員会を開催し、令和4年度入会承認等を審議した。
- 9月27、28日に外国人技能実習機構立会いの下で木材加工技能実習試験の試行試験を実施した。
- 12月2日、第3回役員会を開催し、令和4年度業務執行状況等を審議した。
- 12月12日、厚生労働省専門家会議へ「試行試験の結果、試験基準案等」を内容とする第3段階説明を行い、専門家会議は了となった。
- 2月17日、「木材産業の安全コンサルタントによる安全診断・指導・調査分析事業」の事業報告会を部会員参加の下、web参加登録者82名で開催した。
- 3月7日、第4回役員会を開催し、令和4年度事業報告及び収支決算見通し、令和5年度事業計画等を審議した。
- 木材加工技能実習試験委員会・評価委員会を4月、5月、9月上旬、9月下旬、12月、3月の計7回開催し、試行試験の現地での検討や、事前準備、学科試験問題の検討等を行った。

製材部門における技能実習制度の取組状況 (令和5年3月現在)



6. 労働安全関係の概要

令和4年度は、林材業ゼロ災中央協議会の一員として対応し、また、林野庁予算を利用した事業に取り組みました。その概要は次のとおりです。

1 林材業ゼロ災推進中央協議会

- ・林材業ゼロ災推進中央協議会は、林業・木材産業関係団体が会員となっており、林業部会と木材・木製品部会の2部会で構成。全木連は両部会に所属。
- ・全木連は全国7ブロックで行われる林材業ゼロ災推進会議に出席し「木材製造業の安全衛生管理の進め方」等について情報提供を実施。

2 安全コンサルタントによる安全診断・指導・調査分析事業

- ・林野庁木材産業課からの新規の委託調査事業で、全木連が受託。
- ・事業内容は、検討会を設置しご意見を伺い①事業者を公募・選定（11社）、②安全診断・指導等の実施、③診断等を踏まえた改善策の策定、④成果報告会、⑤事業報告書の作成。
- ・事業の実施状況と成果について、令和5年2月17日に成果報告会をオンラインで実施し、木材産業事業者等約80名が参加。事業報告書は、業務の参考として各県木連へ送付。

3 林業・木材産業全国作業安全運動促進事業

- ・林業機械化協会が受託した林野庁補助事業で、これまで林業のみが対象であったものが、令和4年度から木材産業も対象化され全木連も参画。
- ・事業内容は①ウェブセミナー、②安全講習会（地方）。木材産業関係の安全講習会は、令和5年1月17日に福島県いわき市で開催。行政からの安全関係説明、有識者による安全講話等を実施し、木材産業事業者等35名が参加。

7. 第14回「新たな木材利用事例発表会」の概要

第14回「新たな木材利用」事例発表会は、令和5年2月15日（水）13:30～16:00、木材会館 7階ホールで開催した。

木材関係業界のほか、建築・設計、土木、家具・建具、行政・地方公共団体等、幅広い業種の方々を含め、100名近くが参加した。

1 開催日等

日 時	令和5年2月16日（水） 13時30分 ～15時40分
場 所	木材会館7階ホール（東京都江東区新木場 1-18-8）
主 催	一般社団法人 全国木材組合連合会、木材利用推進中央協議会
後 援	林野庁、国土交通省、（公財）日本住宅・木材技術センター、 （一財）日本木材総合情報センター
定 員	100名（一般消費者、建築・設計・木材関係者等）

2 事例発表

第1部 13時40分～14時35分

「脱炭素社会の実現に向けた木造マンションへの挑戦」

三井ホーム株式会社 施設事業本部 事業推進室 事業推進グループ長

依田 明史（よだ あけし）氏

【概 要】 冒頭、京王線稲城駅から徒歩3分の場所に建築した5階建て集合住宅「MOCXION [モクシオン] INAGI」（1階RC造、2～5階木造、総住戸51戸）を紹介。当建築は、「2021年度グッドデザイン賞」、「ウッドデザイン賞2022」など多くの賞を受賞し注目を浴びている。

次いで依田氏より、中大規模木造建築普及の鍵として、木造建築の「経済的価値の向上」と、「物理的価値の向上」を指摘。

「経済的価値」については、マンションの定義として鉄筋コンクリート造かその他堅固な建物とされている一方であいまいな部分があり、木造マンションにおいて「堅固な建物の要件」を満たすうえで、建物種別が共同住宅で3階建て以上とし、また住宅性能評価書の取得を必須として、①耐久性能において劣化対策等級が等級3でかつ、②耐震等級が等級3か、もしくは③耐火等級が等級4ないし耐火構造であることと決定。これをもとに、住宅性能評価の取得とともに、第三者機関によるエンジニアリング・レポートにおいて物理的耐用年数79年との評価を取得。その結果、監査法人の承認の下で長期間の耐用年数が証明され、鉄筋コンクリート造と

同等の「減価償却期間 47 年」での会計運用が実現することとなり、中高層木造建築に対する投資可能性の拡大、金融機関・ディベロッパーなどからの高い評価と多数の相談の獲得をもたらすこととなった。

一方、「物理的価値の向上」については、環境面における、建築時の CO2 排出量は RC 造の約 1/2、熱伝導率はコンクリートの約 1/10、「木」が長期間炭素を固定化といった特性に加え、性能面における、壁倍率 30 倍超の高強度耐力壁、独自開発のダイダウンスシステム（地震の際に耐力壁にかかる回転の力を抑制し転倒を防止する金物）の開発・採用や、耐火性能や遮音性能における独自開発での技術・工法の利用が紹介された。

「MOCXION [モクシオン] INAGI」入居者のアンケート調査においても、①木造マンションの住み心地について満足・やや満足が 98%、②夏冬の断熱効果について 8 割前後が満足・やや満足との回答であることと合わせて、都内における「MOCXION [モクシオン]」や大規模木造建物の事例、北海道における「建築物木材利用促進協定」の締結、「ツーバイフォー建築における国産木材活用協議会」の設立についても紹介され、ウッドショックを経て国産木材活用に向けた取組、高品質な木造建築の提供の取組についての意欲を表明して講演の締めくくりとなった。

第 2 部 14 時 45 分～15 時 40 分

「地域の山を活かす小さな製材所の仕事」

野地木材工業株式会社

野地 麻貴（のじ まき）氏

【概要】 野地木材工業は、88%が森林で吉野杉の産地でもある三重県熊野市に所在して製材（スギ、ヒノキ）、内装材加工を営み、製材量は 1 1 千 m³/年で全国的にみると小規模工場であるが、3つのこだわりとして①「構造材から内装材までなんでもつくる」、②「製材～乾燥～加工 全製品一貫生産」、③「高まる市場要求 品質に対応します」を掲げ、野地氏も 100%自分が納得できる製品をお客様に提案できる幸せを感じて仕事に取り組んできた。

このような中で、野地氏に仕事に対する疑問が生まれる。それは「野地木材工業はこだわりの木材でいい住まいに貢献したい!」、「自社の取組や製品をもっときちんと提案したい!」との思いであり、このような思いを持って野地氏は設計事務所、工務店への営業を始める。そして、営業してみていくつかわかったことがあった。それは、「お客様は作りたい空間がたくさんある」、「お客様は既製品ではなく、オリジナルなものを使った空間を作りたいというニーズがある」、「お客様は山(川上)

と繋がりたい」といったことであった。

そして、「軒のない住宅に木の外壁を使いたい」、「無垢の質感を損なわず耐久性を高めた外壁材はないか」、「源平以上赤身未満でそろえたい」、「杉床板の肌触りの心地よさをより追及したい」といったお客様からの具体的な要望に応えるうちに、順調に顧客は増加していく。

しかしここで、新たな問題として、和室が減ってヒノキの無地が売れない、どうすれば役物を現代の住宅に活かすことができるのかに直面する。これに対しては、設計士との協力によってデザイン力を活かしたオリジナル商品を開発、無垢材を活かした床材や天井材の開発、それら商品のプロモーションとしてオンラインセミナーの開催、実際に商品の価値や熊野の価値を体感してもらう企画として「のじもくツアー」の開催など独自の取組を開始する。

野地木材工業として、顧客・山・地域が一体となり、地域の持つ価値を組み合わせ活かす役割を担う製材所を目指し、家づくりの仲間、ものづくりの仲間として一緒になって取り組んでいくことを願って講演を終えた。

第3部 15時40分～16時00分

「森林に還る（もりにかえる）ウッド・チェンジ」

林野庁林政部木材利用課 課長補佐

石飛 法子（いしとび のりこ）氏

【概要】 まず、演題にある「ウッド・チェンジ」について、「身の回りのものを木に変える」、「木を暮らしに取り入れる」、「建築物を木造化・木質化する」など木材の利用を通じて持続可能な社会へチェンジ！する行動であることが紹介された。

次いで、木材利用の意義について、①2030年度森林吸収量目標での貢献（2030年度に2013年度比でマイナス46%（7億2千万CO₂トン）の温室効果ガス削減のうち、森林吸収が2.7%（3,800万CO₂トン）を担う）、②ビジネス面での効果（駅、病院での木材利用による利用者増、木造と鉄骨造を比較したコスト削減、工期短縮）、③心身面への効果（スギ内装材の部屋でのストレス指標物質の活性化低下、内装に無垢材を使用した部屋での深睡眠時間が有意に長くなる傾向）が説明された。

次いで、都市における木造化に向けた動きとして、建築物における木造の状況（低層住宅は木造が8割の一方、低層非住宅は鉄骨造が圧倒的多数、中高層建築はほぼ非木造）、森林・林業基本計画における都市等における「第2の森林」づくりの方針、低層住宅における更なる国産材活用、低層非住宅建築物・中高層建築物における需要拡大等の方策、通称「都市（まち）の木造化推進法」に基づく建築物木材利

用促進協定制度の創設などが説明された。

これら木材利用、木造化等の現状・施策等の説明の後、最近の木製品、木造建築物（ウッドデザイン賞等）など具体的な取組事例が紹介され、林業は 伐って・使
って・植えて・育てる を繰り返す持続可能な循環産業であり、その一旦を担う木
づかいが 森をよくする 暮らしを変える を強調して講演の結びとされた。

8. 令和4年度 木材利用推進「全国会議」の概要

令和4年度木材利用推進「全国会議」—木材利用優良施設等コンクール表彰式及び記念講演—を、令和4年10月31日(月)14:00～16:30、木材会館7階ホールにおいて、木材関係業界のほか、建築設計、住宅産業関連等幅広い業種の方々を含め、オンラインと会場参加あわせて総計約 270 名の参加者を得て開催した。

- ・ 開催月日 令和3年 10 月 31 日(月) 14:00～16:30
- ・ 開催場所 木材会館 7 階ホール(新木場)
- ・ 主催 木材利用推進中央協議会

第1部 木材利用優良施設の表彰式

- (1)主催者挨拶 菅野康則 木材利用推進中央協議会長
- (2)祝辞 角田秀穂 農林水産大臣政務官
- (3)審査講評 三井所清典 優良施設部門審査委員長、青井秀樹 国産材利用推進部門審査委員長
- (4)賞状授与
 - ①優良施設部門
内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞 林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会会長賞、審査委員会特別賞
 - ②国産材利用推進部門
農林水産大臣賞、林野庁長官賞
- (5)受賞お礼 大塚昌浩 流山市教育委員会 教育総務部長
小泉 治 株式会社日本設計 プロジェクト管理部フェロー

<受賞施設>

○優良施設部門

- 【内閣総理大臣賞】 流山市立おおぐろの森中学校 (千葉県流山市)
- 【農林水産大臣賞】 京丹波町役場新庁舎 (京都府船井郡京丹波町)
- 【文部科学大臣賞】 大豊町立大豊学園 (高知県長岡郡大豊町)
- 【国土交通大臣賞】 Port Plus 大林組横浜研修所 (神奈川県横浜市)
- 【環境大臣賞】 HULIC &New GINZA 8 (東京都中央区)

【林野庁長官賞(3点)】

- ・ ザ ロイヤルパーク キャンパス 札幌大通公園 (北海道札幌市)
- ・ OYAKI FARM BY IROHADO (長野県長野市)
- ・ 清水建設北陸支店新社屋 (石川県金沢市)

【木材利用推進中央協議会会長賞(3点)】

- ・ みどり市立笠懸小学校 (群馬県みどり市)
- ・ 昭和学院小学校 ウェスト館 (千葉県市川市)
- ・ 徳島県立木のおもちゃ美術館 (徳島県板野町)

【審査委員会特別賞(2点)】

- ・ みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」(福島県南会津町)
- ・ 日刊木材新聞社新社屋 (東京都江東区)

【優秀賞(40点)】

- ・ 東北電力奥会津水力館 みお里 MIORI® (福島県金山町)
- ・ 京丹波町立たんぼこども園 (京都府京丹波町)
- ・ 八代市庁舎 (熊本県八代市)
- ・ 宮城県林業技術総合センター (宮城県大衡町)
- ・ KITOKI (東京都中央区)
- ・ 岡崎市豊富保育園 (愛知県岡崎市)

- ひだまりのこみちクリニック（秋田県大館市）
- 大崎市鳴子総合支所庁舎等複合施設（宮城県大崎市）
- 鳥コ Kid'sStation（岩手県一戸町）
- フジビル広島府中（広島県府中市）
- 田沢コミュニティセンター（山形県米沢市）
- 江真コンサルティング新社屋（愛知県知多市）
- みやの森こども園（宮城県大和町）
- サントリー天然水 北アルプス信濃の森工場(レセプション棟他)（長野県大町市）
- 大子町新庁舎（茨城県大子町）
- やはた幼稚園 保育ルーム（東京都中野区）
- 常陸太田市立水府小・中学校（常陸太田市）
- Modellazione legno（奈良県御所市）
- ささしま高架下オフィス（愛知県名古屋市）
- 下石の通り所（岐阜県土岐市）
- 学校法人カトリック学園 海星幼稚園（沖縄県石垣市）
- トータス下栗（栃木県宇都宮市）
- 湖泉閣 養生館 風樹の湯（鳥取県湯梨浜町）
- ビラピスタ船橋宮本（千葉県船橋市）
- 伊方町観光交流拠点施設「佐多岬はなはな」（愛媛県伊方町）
- ドクターヘリ格納庫（和歌山県和歌山市）
- 道の駅ふくしま（福島県福島市）
- アーブル自由が丘（東京都目黒区）
- もくもくほいくえん（熊本県合志市）
- 福井県年縞博物館（福井県若狭町）
- 育成会ひまわり保育園（東京都武蔵村山市）
- 小浜市立小浜美郷小学校（福井県小浜市）
- FANFARE atelier（福岡県福岡市）
- 東急池上線池上駅（東京都大田区）
- 名古屋ビルディング桜館（愛知県名古屋市）
- 城南信用金庫 高円寺支店（東京都杉並区）
- 吉野さくら学園（奈良県吉野町）
- JRクレメントイン高知（高知県高知市）
- ザ・パークハビオ SOHO 大手町（東京都千代田区）
- NEW-U CAR（愛知県名古屋市）

○国産材利用推進部門

【農林水産大臣賞】 テクノウッドワークス株式会社（栃木県鹿沼市）

【林野庁長官賞】 大東建託株式会社（東京都港区）

第2部 記念講演

『ウッド・チェンジで日本の森をモリアゲよう!!』

講師:株式会社「モリアゲ」代表取締役 長野 麻子 氏

~~~~~ 推進活動宣言 ~~~~~

## 9. 都市の木造化推進法に基づく都道府県方針の改定及び市区町村方針の策定・改定状況

令和4年12月31日時点

| 都道府県 | 市区町村数 | 策定済市区町村 | 策定率  | 改定済市区町村数 | 都道府県 | 市区町村数 | 策定済市区町村 | 策定率  | 改定済市区町村数 |
|------|-------|---------|------|----------|------|-------|---------|------|----------|
| 北海道  | 179   | 179     | 100% | 24       | 滋賀   | 19    | 19      | 100% | 3        |
| 青森   | 40    | 40      | 100% | 0        | 京都   | 26    | 26      | 100% | 0        |
| 岩手   | 33    | 33      | 100% | 5        | 大阪   | 43    | 36      | 84%  | 7        |
| 宮城   | 35    | 35      | 100% | 2        | 兵庫   | 41    | 41      | 100% | 0        |
| 秋田   | 25    | 25      | 100% | 10       | 奈良   | 39    | 39      | 100% | 0        |
| 山形   | 35    | 35      | 100% | 2        | 和歌山  | 30    | 30      | 100% | 30       |
| 福島   | 59    | 54      | 92%  | 4        | 鳥取   | 19    | 19      | 100% | 0        |
| 茨城   | 44    | 44      | 100% | 0        | 島根   | 19    | 19      | 100% | 0        |
| 栃木   | 25    | 25      | 100% | 0        | 岡山   | 27    | 27      | 100% | 1        |
| 群馬   | 35    | 34      | 97%  | 0        | 広島   | 23    | 23      | 100% | 6        |
| 埼玉   | 63    | 63      | 100% | 4        | 山口   | 19    | 19      | 100% | 1        |
| 千葉   | 54    | 47      | 87%  | 0        | 徳島   | 24    | 24      | 100% | 0        |
| 東京   | 62    | 28      | 45%  | 3        | 香川   | 17    | 17      | 100% | 2        |
| 神奈川  | 33    | 18      | 55%  | 1        | 愛媛   | 20    | 20      | 100% | 5        |
| 新潟   | 30    | 30      | 100% | 6        | 高知   | 34    | 34      | 100% | 27       |
| 富山   | 15    | 15      | 100% | 8        | 福岡   | 60    | 60      | 100% | 8        |
| 石川   | 19    | 19      | 100% | 0        | 佐賀   | 20    | 20      | 100% | 0        |
| 福井   | 17    | 17      | 100% | 3        | 長崎   | 21    | 21      | 100% | 17       |
| 山梨   | 27    | 27      | 100% | 0        | 熊本   | 45    | 45      | 100% | 10       |
| 長野   | 77    | 77      | 100% | 6        | 大分   | 18    | 18      | 100% | 5        |
| 岐阜   | 42    | 42      | 100% | 0        | 宮崎   | 26    | 26      | 100% | 0        |
| 静岡   | 35    | 35      | 100% | 1        | 鹿児島  | 43    | 43      | 100% | 6        |
| 愛知   | 54    | 54      | 100% | 6        | 沖縄   | 41    | 2       | 5%   | 0        |
| 三重   | 29    | 29      | 100% | 0        | 計    | 1,741 | 1,633   | 94%  | 213      |

(注) 林野庁ホームページ資料より作成

下線のある都道府県は、県方針を改定済み(33都道府県:令和4年12月末時点)

## 10. 木材利用促進条例の策定状況（これまで成立した条例の名称、公布月日）

①徳島県県産材利用促進条例（H24.12.21）、②茨城県県産材利用促進条例（H26.3.26）、③秋田県木材利用促進条例（H28.3.15）、④富山県県産材利用促進条例（H28.9.30）、⑤山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（H28.12.27）、⑥岡山県県産材利用促進条例（H29.3.21）、⑦高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H29.3.24）、⑧兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（H29.6.12）、⑨みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例（H29.7.14）、⑩栃木県県産木材利用促進条例（H29.10.18）、⑪香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H29.12.22）、⑫森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例（H29.12.26）、⑬みやぎ森と緑の県民条例（H30.3.23）、⑭石川県県産材利用促進条例（H30.6.25）、⑮広島県県産木材利用促進条例（H30.10.9）、⑯林業県ぐんま県産木材利用促進条例（H30.12.25）、⑰愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例（H30.12.25）、⑱新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（H30.12.27）、⑲岩手県県産木材等利用促進条例（H31.3.26）、⑳山梨県県産木材利用促進条例（H31.3.29）、㉑奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例（R2.3.30）、㉒三重の木づかい条例（R3.3.23）、㉓宮崎県木材利用促進条例（R3.3.24）、㉔愛知県木材利用促進条例（R4.3.18）、㉕京都府内産木材の利用の促進に関する条例（R4.3.18）、㉖岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例（R5.12.12）、㉗滋賀県県産材の利用促進に関する条例（R5.3.22）



11. 第50回(令和4年度)JAS製材品普及推進展示会の審査・展示会年月日及び会場等一覧

| 審査月日<br>展示月日           | 審査・展示会場              | 出品<br>工場数 | 出品量<br>(m <sup>3</sup> ) |
|------------------------|----------------------|-----------|--------------------------|
| 9月 7日(水)<br>9月 8日(木)   | 株式会社 津山総合木材市場        | 9         | 105                      |
| 9月12日(月)<br>9月13日(火)   | 熊本木材株式会社             | 12        | 225                      |
| 9月15日(木)<br>9月16日(金)   | 株式会社東海木材相互市場<br>大口市場 | 16        | 141                      |
| 9月20日(火)<br>9月21日(水)   | 東京中央木材市場株式会社         | 10        | 50                       |
| 10月12日(水)<br>10月13日(木) | 丸宇木材市売株式会社 北浜市場      | 10        | 52                       |
| 計                      | 5会場                  | 57        | 573                      |

第50回(令和4年度)JAS製材品普及推進展示会 受賞者一覧表

| 賞      | 県名  | 会社名                |
|--------|-----|--------------------|
| 農林水産大臣 | 山口県 | 大林産業株式会社 製材工場      |
| 農林水産大臣 | 岡山県 | 山下木材株式会社 製材工場      |
| 農林水産大臣 | 秋田県 | 株式会社沓澤製材所 製材工場     |
| 農林水産大臣 | 熊本県 | 熊本モルダ加工事業協同組合 加工工場 |

|            |     |                    |
|------------|-----|--------------------|
| 農林水産省大臣官房長 | 高知県 | おとよ製材株式会社 本社工場     |
| 農林水産省大臣官房長 | 岐阜県 | 東濃ひのき製品流通協同組合 第二工場 |
| 農林水産省大臣官房長 | 岐阜県 | 有限会社倉地製材所 製材工場     |
| 農林水産省大臣官房長 | 愛媛県 | 八幡浜官材協同組合 製材工場     |
| 農林水産省大臣官房長 | 三重県 | 株式会社オオコーチ 勢和工場     |
| 農林水産省大臣官房長 | 岡山県 | 牧野木材工業株式会社 本社工場    |
| 農林水産省大臣官房長 | 岡山県 | 院庄林業株式会社 久米工場      |
| 農林水産省大臣官房長 | 茨城県 | 丸川木材株式会社 製材工場      |
| 農林水産省大臣官房長 | 熊本県 | 有限会社清水 製材工場        |
| 農林水産省大臣官房長 | 茨城県 | 中国木材株式会社 鹿島工場      |
| 農林水産省大臣官房長 | 宮崎県 | 外山木材株式会社 今町工場      |
| 農林水産省大臣官房長 | 愛知県 | 株式会社東海木材市場 大口工場    |

|       |      |                  |
|-------|------|------------------|
| 林野庁長官 | 和歌山県 | 株式会社山長商店 内地材工場   |
| 林野庁長官 | 岡山県  | 小林製材株式会社 本社工場    |
| 林野庁長官 | 熊本県  | 株式会社佐藤林業 製材工場    |
| 林野庁長官 | 岐阜県  | 伊藤林産有限会社 製材工場    |
| 林野庁長官 | 岩手県  | 有限会社菊池製材所 製材工場   |
| 林野庁長官 | 岐阜県  | 株式会社丸七ヒダ川ウッド製材工場 |
| 林野庁長官 | 三重県  | 齋藤木材有限会社 製材工場    |
| 林野庁長官 | 岡山県  | 鳥越工業株式会社 製材工場    |
| 林野庁長官 | 和歌山県 | 株式会社かつら木材商店 製材工場 |
| 林野庁長官 | 兵庫県  | 協同組合兵庫木材センター製材工場 |
| 林野庁長官 | 埼玉県  | 金子製材株式会社 製材工場    |
| 林野庁長官 | 大分県  | 株式会社日田十条 製材工場    |
| 林野庁長官 | 宮城県  | 株式会社佐藤製材所 第三工場   |
| 林野庁長官 | 広島県  | 田村木材工業株式会社 本社工場  |
| 林野庁長官 | 宮崎県  | 宮内林業株式会社 製材工場    |
| 林野庁長官 | 大分県  | 株式会社武内製材所 製材工場   |

| 賞     | 県名  | 会社名                     |
|-------|-----|-------------------------|
| 全木連会長 | 茨城県 | 越井木材工業株式会社 関東工場         |
| 全木連会長 | 宮崎県 | サウスウッド宮崎協同組合 木材加工流通センター |
| 全木連会長 | 秋田県 | 東北木材株式会社 製材工場           |
| 全木連会長 | 岐阜県 | 有限会社森製材所 製材工場           |

|       |     |                  |
|-------|-----|------------------|
| 全市連会長 | 岐阜県 | 飛騨高山森林組合 新宮工場    |
| 全市連会長 | 岐阜県 | 恵那小径木加工協同組合 製材工場 |
| 全市連会長 | 三重県 | 株式会社田上 下仁柿工場     |

|       |     |                        |
|-------|-----|------------------------|
| 全買連会長 | 岩手県 | 有限会社マルヒ製材工場            |
| 全買連会長 | 三重県 | グリーンウッドタクミ協同組合 ウッドピア工場 |
| 全買連会長 | 岡山県 | 河井林産株式会社 鏡野工場          |

|        |     |                   |
|--------|-----|-------------------|
| 優良開催市場 | 岡山県 | 株式会社津山総合木材市場      |
| 優良開催市場 | 熊本県 | 熊本木材株式会社九木センター    |
| 優良開催市場 | 愛知県 | 株式会社東海木材相互市場 大口市場 |
| 優良開催市場 | 埼玉県 | 丸宇木材市場株式会社 北浜工場   |

|         |     |           |
|---------|-----|-----------|
| 優良買方感謝状 | 埼玉県 | 株式会社酒井材木店 |
| 優良買方感謝状 | 鳥取県 | 有限会社瀬戸商店  |
| 優良買方感謝状 | 愛知県 | 株式会社いちい   |
| 優良買方感謝状 | 埼玉県 | 島崎木材株式会社  |
| 優良買方感謝状 | 熊本県 | 原田木材株式会社  |





### 1 3. 新設住宅着工戸数、木材価格等

基礎的指標- 1

#### ○新設住宅着工戸数（構造別）

（単位：千戸、％）

| 年・月   | 合計    |         | 木造  |         |      |         |     |         |      |         |     | 非木造     |     | 木造率  | 戸数<br>年率季節調整値   |     |
|-------|-------|---------|-----|---------|------|---------|-----|---------|------|---------|-----|---------|-----|------|-----------------|-----|
|       |       | 前年<br>比 | 計   | 前年<br>比 | 在来軸組 | 前年<br>比 | 2×4 | 前年<br>比 | プレハブ | 前年<br>比 |     | 前年<br>比 | 年率  |      | 季節調整<br>前年<br>比 |     |
| 2019年 | 1     | 67      | 101 | 38      | 98   | 29      | 99  | 7.9     | 91   | 1.0     | 105 | 29      | 106 | 56.8 | 872             | 102 |
|       | 2     | 72      | 104 | 40      | 104  | 31      | 106 | 8.3     | 100  | 0.9     | 85  | 32      | 104 | 55.6 | 967             | 104 |
|       | 3     | 77      | 110 | 41      | 104  | 31      | 104 | 9.1     | 105  | 0.9     | 95  | 35      | 118 | 54.1 | 989             | 110 |
|       | 4     | 79      | 94  | 45      | 100  | 35      | 103 | 9.0     | 88   | 1.1     | 120 | 34      | 88  | 56.9 | 931             | 94  |
|       | 5     | 73      | 91  | 42      | 97   | 33      | 97  | 8.2     | 97   | 1.0     | 115 | 30      | 84  | 58.2 | 900             | 90  |
|       | 6     | 82      | 100 | 48      | 104  | 37      | 105 | 10.0    | 99   | 1.2     | 104 | 33      | 96  | 59.0 | 922             | 101 |
|       | 7     | 79      | 96  | 46      | 99   | 36      | 100 | 9.4     | 96   | 1.1     | 95  | 33      | 92  | 58.5 | 910             | 95  |
|       | 8     | 76      | 93  | 44      | 93   | 34      | 94  | 9.0     | 88   | 1.0     | 92  | 32      | 93  | 57.4 | 891             | 93  |
|       | 9     | 78      | 95  | 44      | 92   | 34      | 91  | 9.9     | 93   | 1.0     | 95  | 33      | 100 | 57.0 | 897             | 95  |
|       | 10    | 77      | 93  | 46      | 91   | 35      | 92  | 9.9     | 87   | 1.1     | 82  | 31      | 95  | 59.3 | 879             | 93  |
|       | 11    | 74      | 87  | 45      | 94   | 34      | 94  | 9.8     | 95   | 1.1     | 93  | 28      | 78  | 61.6 | 834             | 87  |
|       | 12    | 72      | 92  | 43      | 91   | 33      | 92  | 9.2     | 89   | 1.0     | 89  | 29      | 93  | 59.3 | 852             | 89  |
| 2020年 | 1     | 60      | 90  | 34      | 89   | 26      | 89  | 7.0     | 89   | 0.8     | 82  | 26      | 91  | 56.1 | 813             | 93  |
|       | 2     | 63      | 88  | 36      | 90   | 28      | 90  | 7.3     | 88   | 0.8     | 88  | 27      | 85  | 56.8 | 871             | 90  |
|       | 3     | 71      | 92  | 40      | 97   | 31      | 97  | 8.7     | 95   | 0.9     | 102 | 31      | 87  | 56.8 | 905             | 92  |
|       | 4     | 70      | 88  | 39      | 86   | 30      | 86  | 7.7     | 86   | 0.8     | 75  | 31      | 90  | 55.8 | 801             | 86  |
|       | 5     | 64      | 88  | 36      | 84   | 28      | 85  | 6.8     | 83   | 0.9     | 96  | 28      | 93  | 55.8 | 809             | 90  |
|       | 6     | 71      | 87  | 41      | 86   | 33      | 90  | 7.3     | 73   | 1.0     | 79  | 30      | 89  | 58.0 | 790             | 86  |
|       | 7     | 70      | 89  | 40      | 87   | 32      | 88  | 7.8     | 84   | 0.9     | 89  | 30      | 91  | 57.6 | 828             | 91  |
|       | 8     | 69      | 91  | 38      | 88   | 30      | 89  | 7.5     | 83   | 1.0     | 102 | 31      | 95  | 55.6 | 819             | 92  |
|       | 9     | 70      | 90  | 40      | 90   | 30      | 91  | 8.6     | 87   | 1.0     | 92  | 30      | 90  | 56.9 | 815             | 91  |
|       | 10    | 71      | 92  | 41      | 91   | 32      | 93  | 8.2     | 84   | 0.9     | 89  | 29      | 93  | 58.6 | 802             | 91  |
|       | 11    | 71      | 96  | 43      | 96   | 34      | 98  | 8.6     | 87   | 1.0     | 92  | 27      | 97  | 61.3 | 820             | 98  |
|       | 12    | 66      | 91  | 40      | 94   | 32      | 97  | 7.6     | 82   | 0.9     | 92  | 25      | 87  | 61.3 | 784             | 92  |
| 2021年 | 1     | 58      | 97  | 33      | 99   | 27      | 103 | 5.9     | 85   | 0.6     | 82  | 25      | 95  | 57.1 | 801             | 99  |
|       | 2     | 61      | 96  | 35      | 99   | 28      | 101 | 6.6     | 90   | 0.7     | 93  | 25      | 93  | 58.3 | 808             | 93  |
|       | 3     | 72      | 101 | 39      | 97   | 31      | 102 | 7.0     | 81   | 0.8     | 93  | 33      | 107 | 54.3 | 880             | 97  |
|       | 4     | 75      | 107 | 41      | 106  | 32      | 107 | 7.8     | 101  | 0.8     | 96  | 33      | 109 | 55.1 | 883             | 110 |
|       | 5     | 70      | 110 | 41      | 115  | 33      | 116 | 7.9     | 116  | 0.8     | 80  | 29      | 103 | 58.6 | 875             | 108 |
|       | 6     | 76      | 107 | 46      | 111  | 36      | 109 | 8.9     | 122  | 1.1     | 111 | 31      | 102 | 60.0 | 866             | 110 |
|       | 7     | 77      | 110 | 45      | 110  | 36      | 112 | 8.3     | 106  | 0.8     | 86  | 33      | 109 | 57.9 | 926             | 112 |
|       | 8     | 74      | 108 | 45      | 116  | 35      | 117 | 8.7     | 116  | 1.0     | 98  | 30      | 97  | 60.0 | 855             | 104 |
|       | 9     | 73      | 104 | 45      | 113  | 35      | 115 | 9.2     | 108  | 1.1     | 117 | 28      | 93  | 61.7 | 845             | 104 |
|       | 10    | 78      | 110 | 46      | 112  | 36      | 112 | 9.4     | 114  | 1.1     | 114 | 32      | 108 | 59.5 | 892             | 111 |
|       | 11    | 73      | 104 | 45      | 103  | 35      | 104 | 8.5     | 100  | 1.0     | 101 | 29      | 104 | 61.1 | 848             | 103 |
|       | 12    | 68      | 104 | 41      | 102  | 32      | 102 | 7.8     | 103  | 0.8     | 91  | 28      | 108 | 59.7 | 838             | 107 |
| 2022年 | 1     | 60      | 102 | 34      | 101  | 27      | 102 | 5.9     | 99   | 0.6     | 87  | 26      | 104 | 56.5 | 820             | 102 |
|       | 2     | 65      | 106 | 35      | 100  | 29      | 101 | 6.2     | 94   | 0.7     | 100 | 29      | 115 | 54.8 | 872             | 108 |
|       | 3     | 76      | 106 | 39      | 101  | 31      | 98  | 7.9     | 113  | 0.8     | 95  | 37      | 113 | 51.5 | 927             | 105 |
|       | 4     | 76      | 102 | 40      | 97   | 31      | 96  | 7.6     | 98   | 0.8     | 107 | 37      | 109 | 52.0 | 885             | 100 |
|       | 5     | 67      | 96  | 38      | 93   | 31      | 94  | 7.2     | 91   | 0.7     | 93  | 29      | 99  | 57.2 | 828             | 95  |
|       | 6     | 75      | 98  | 42      | 93   | 33      | 93  | 8.1     | 92   | 0.9     | 89  | 32      | 105 | 56.8 | 845             | 98  |
|       | 7     | 73      | 95  | 42      | 93   | 33      | 93  | 7.6     | 92   | 1.0     | 116 | 31      | 96  | 57.2 | 825             | 89  |
|       | 8     | 78      | 105 | 43      | 96   | 34      | 97  | 8.0     | 93   | 1.0     | 103 | 35      | 117 | 55.2 | 903             | 106 |
|       | 9     | 74      | 101 | 42      | 94   | 33      | 95  | 8.4     | 91   | 0.9     | 80  | 32      | 113 | 57.3 | 858             | 101 |
|       | 10    | 77      | 98  | 43      | 92   | 33      | 92  | 8.9     | 95   | 1.0     | 96  | 34      | 107 | 55.9 | 867             | 97  |
|       | 11    | 72      | 99  | 42      | 93   | 33      | 92  | 8.2     | 97   | 1.0     | 97  | 31      | 107 | 57.7 | 842             | 99  |
|       | 12    | 67      | 98  | 37      | 91   | 29      | 91  | 7.1     | 91   | 0.8     | 101 | 30      | 108 | 55.6 | 846             | 101 |
| 2023年 | 1     | 64      | 107 | 33      | 96   | 26      | 94  | 6.1     | 105  | 0.7     | 124 | 31      | 120 | 51.1 | 893             | 109 |
|       | 2     | 64      | 100 | 34      | 97   | 27      | 94  | 6.8     | 109  | 0.8     | 119 | 30      | 102 | 53.5 | 859             | 99  |
| 2019年 | 第1四半期 | 216     | 105 | 120     | 102  | 92      | 103 | 25      | 99   | 2.7     | 94  | 96      | 109 | 55.4 | 942             | 106 |
|       | 第2四半期 | 234     | 95  | 135     | 100  | 105     | 102 | 27      | 95   | 3.3     | 112 | 98      | 89  | 58.0 | 918             | 95  |
|       | 第3四半期 | 233     | 95  | 134     | 94   | 103     | 95  | 28      | 92   | 3.1     | 94  | 99      | 95  | 57.7 | 899             | 94  |
|       | 第4四半期 | 223     | 91  | 134     | 92   | 102     | 93  | 29      | 90   | 3.1     | 88  | 89      | 88  | 60.1 | 855             | 89  |
| 2020年 | 第1四半期 | 194     | 90  | 110     | 92   | 84      | 92  | 23      | 91   | 2.4     | 90  | 84      | 88  | 56.6 | 863             | 92  |
|       | 第2四半期 | 205     | 88  | 116     | 85   | 91      | 87  | 22      | 80   | 2.7     | 83  | 89      | 91  | 56.6 | 800             | 87  |
|       | 第3四半期 | 210     | 90  | 119     | 88   | 92      | 89  | 24      | 85   | 2.9     | 94  | 91      | 92  | 56.7 | 821             | 91  |
|       | 第4四半期 | 207     | 93  | 125     | 93   | 98      | 96  | 24      | 84   | 2.8     | 91  | 82      | 92  | 60.4 | 802             | 94  |
| 2021年 | 第1四半期 | 191     | 98  | 108     | 98   | 86      | 102 | 20      | 85   | 2.2     | 89  | 83      | 99  | 56.5 | 830             | 96  |
|       | 第2四半期 | 221     | 108 | 128     | 111  | 101     | 110 | 25      | 113  | 2.6     | 95  | 93      | 105 | 57.9 | 875             | 109 |
|       | 第3四半期 | 225     | 107 | 134     | 113  | 105     | 114 | 26      | 110  | 2.9     | 100 | 90      | 99  | 59.8 | 876             | 107 |
|       | 第4四半期 | 220     | 106 | 132     | 106  | 104     | 106 | 26      | 105  | 2.9     | 102 | 88      | 107 | 60.1 | 859             | 107 |
| 2022年 | 第1四半期 | 200     | 105 | 108     | 100  | 86      | 100 | 20      | 102  | 2.0     | 94  | 92      | 111 | 54.1 | 873             | 105 |
|       | 第2四半期 | 218     | 99  | 120     | 94   | 95      | 94  | 23      | 94   | 2.5     | 96  | 98      | 105 | 55.2 | 853             | 97  |
|       | 第3四半期 | 225     | 100 | 127     | 95   | 100     | 95  | 24      | 92   | 2.8     | 98  | 98      | 108 | 56.5 | 862             | 98  |
|       | 第4四半期 | 216     | 98  | 122     | 92   | 95      | 92  | 24      | 94   | 2.8     | 98  | 94      | 107 | 56.4 | 851             | 99  |

資料：国土交通省「住宅着工統計」

モクレポ 令和5年4月 No.19

(1) 全国平均価格

| 年次    | 月     | 丸 太                                       |                 |                                           |                 |                                           |                 |         |                 |                                        |                 | 製 材 品                                  |                 |                                        |                 |                                        |                 |                                        |                 |                                           |                 |                                           |                 |         |         |     |
|-------|-------|-------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------|-----------------|---------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------|-----------------|---------|---------|-----|
|       |       | スギ                                        |                 | ヒノキ                                       |                 | カラマツ                                      |                 | スギ      |                 | スギ                                     |                 | ヒノキ                                    |                 | ヒノキ                                    |                 | ミツガ                                    |                 | スギ                                     |                 | ホワイトウッド                                   |                 |                                           |                 |         |         |     |
|       |       | 中丸太(製材用)                                  |                 | 中丸太(製材用)                                  |                 | 中丸太(製材用)                                  |                 | 丸太(合板用) |                 | 正角                                     |                 | 正角(乾燥材)                                |                 | 正角                                     |                 | 正角(乾燥材)                                |                 | 正角(防蟻処理材)                              |                 | 間柱(乾燥材)                                   |                 | 間柱(乾燥材)                                   |                 |         |         |     |
|       |       | 14-22cm<br>3.65-4m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 14-22cm<br>3.65-4m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 14-28cm<br>3.65-4m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 18cm上   | 対前<br>年比<br>(%) | 10.5cm角<br>3.0m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 10.5cm角<br>3.0m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 10.5cm角<br>3.0m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 10.5cm角<br>3.0m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 10.5cm角<br>4.0m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 3.0×10.5cm<br>3.0m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | 3.0×10.5cm<br>3.0m<br>(円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) |         |         |     |
| 2020年 | 1     | 13,000                                    | 92              | 18,700                                    | 98              | 12,700                                    | 105             | 11,400  | 101             | 62,700                                 | 102             | 67,700                                 | 101             | 79,000                                 | 103             | 87,000                                 | 102             | 79,900                                 |                 | 66,600                                    |                 | 62,400                                    |                 |         |         |     |
|       | 2     | 13,100                                    | 94              | 18,500                                    | 98              | 12,800                                    | 106             | 11,400  | 101             | 62,700                                 | 102             | 67,700                                 | 101             | 79,000                                 | 103             | 87,000                                 | 102             | 79,800                                 |                 | 66,600                                    |                 | 62,100                                    |                 |         |         |     |
|       | 3     | 12,800                                    | 93              | 17,800                                    | 96              | 12,700                                    | 102             | 11,300  | 100             | 62,700                                 | 102             | 67,500                                 | 102             | 79,000                                 | 103             | 86,800                                 | 101             | 79,800                                 |                 | 66,500                                    |                 | 61,900                                    |                 |         |         |     |
|       | 4     | 12,300                                    | 92              | 16,800                                    | 92              | 12,700                                    | 105             | 11,200  | 99              | 62,700                                 | 102             | 67,400                                 | 102             | 77,400                                 | 101             | 86,600                                 | 101             | 79,800                                 |                 | 66,900                                    |                 | 61,900                                    |                 |         |         |     |
|       | 5     | 12,000                                    | 91              | 16,200                                    | 91              | 12,600                                    | 103             | 11,200  | 99              | 62,500                                 | 101             | 67,300                                 | 102             | 77,400                                 | 101             | 86,100                                 | 101             | 79,700                                 |                 | 66,200                                    |                 | 61,900                                    |                 |         |         |     |
|       | 6     | 11,600                                    | 90              | 15,900                                    | 91              | 12,500                                    | 102             | 11,100  | 98              | 62,500                                 | 101             | 67,300                                 | 102             | 78,600                                 | 103             | 85,900                                 | 101             | 79,600                                 |                 | 65,900                                    |                 | 61,600                                    |                 |         |         |     |
|       | 7     | 11,900                                    | 92              | 15,400                                    | 88              | 12,400                                    | 101             | 11,000  | 98              | 62,200                                 | 101             | 66,700                                 | 101             | 77,200                                 | 101             | 84,400                                 | 99              | 79,500                                 |                 | 65,600                                    |                 | 61,000                                    |                 |         |         |     |
|       | 8     | 12,800                                    | 97              | 16,000                                    | 92              | 12,400                                    | 98              | 10,800  | 96              | 62,200                                 | 101             | 66,700                                 | 101             | 76,700                                 | 100             | 84,400                                 | 99              | 79,500                                 |                 | 66,100                                    |                 | 59,700                                    |                 |         |         |     |
|       | 9     | 12,800                                    | 96              | 17,000                                    | 97              | 12,500                                    | 99              | 10,700  | 96              | 62,200                                 | 101             | 65,100                                 | 98              | 76,700                                 | 100             | 84,000                                 | 98              | 79,300                                 |                 | 66,000                                    |                 | 59,300                                    |                 |         |         |     |
|       | 10    | 13,100                                    | 96              | 17,500                                    | 97              | 12,400                                    | 97              | 10,800  | 95              | 62,200                                 | 99              | 65,500                                 | 97              | 76,700                                 | 98              | 84,300                                 | 97              | 79,300                                 |                 | 66,100                                    |                 | 59,200                                    |                 |         |         |     |
|       | 11    | 13,400                                    | 99              | 18,200                                    | 97              | 12,400                                    | 97              | 10,900  | 96              | 62,200                                 | 99              | 65,600                                 | 97              | 76,700                                 | 98              | 84,400                                 | 97              | 79,300                                 |                 | 66,300                                    |                 | 59,100                                    |                 |         |         |     |
|       | 12    | 13,400                                    | 99              | 18,300                                    | 98              | 12,400                                    | 97              | 10,900  | 96              | 62,200                                 | 99              | 65,600                                 | 97              | 77,200                                 | 99              | 84,500                                 | 97              | 79,300                                 |                 | 66,700                                    |                 | 60,000                                    |                 |         |         |     |
| 2021年 | 1     | 13,500                                    | 104             | 18,100                                    | 97              | 12,400                                    | 98              | 10,900  | 96              | 62,200                                 | 99              | 65,800                                 | 97              | 77,400                                 | 98              | 85,100                                 | 98              | 79,600                                 | 100             | 67,300                                    | 101             | 61,700                                    | 99              |         |         |     |
|       | 2     | 13,300                                    | 102             | 18,700                                    | 101             | 12,500                                    | 98              | 11,000  | 96              | 62,200                                 | 99              | 65,900                                 | 97              | 77,400                                 | 98              | 85,100                                 | 98              | 79,600                                 | 100             | 67,700                                    | 102             | 62,900                                    | 101             |         |         |     |
|       | 3     | 13,400                                    | 105             | 18,900                                    | 106             | 12,400                                    | 98              | 11,100  | 98              | 62,500                                 | 100             | 66,700                                 | 99              | 79,200                                 | 100             | 86,300                                 | 99              | 81,300                                 | 102             | 68,100                                    | 102             | 66,500                                    | 107             |         |         |     |
|       | 4     | 13,600                                    | 111             | 19,800                                    | 118             | 12,400                                    | 98              | 11,300  | 101             | 64,500                                 | 103             | 75,300                                 | 112             | 79,400                                 | 103             | 93,500                                 | 108             | 87,500                                 | 110             | 78,400                                    | 117             | 74,900                                    | 121             |         |         |     |
|       | 5     | 15,500                                    | 129             | 21,400                                    | 132             | 12,500                                    | 99              | 11,400  | 102             | 65,400                                 | 105             | 86,600                                 | 129             | 83,700                                 | 108             | 101,800                                | 118             | 94,300                                 | 118             | 90,000                                    | 136             | 84,700                                    | 137             |         |         |     |
|       | 6     | 17,500                                    | 151             | 25,200                                    | 158             | 13,100                                    | 105             | 11,900  | 107             | 70,100                                 | 112             | 111,800                                | 166             | 87,900                                 | 112             | 126,100                                | 147             | 103,600                                | 130             | 115,000                                   | 175             | 101,500                                   | 165             |         |         |     |
|       | 7     | 17,800                                    | 150             | 30,100                                    | 195             | 13,400                                    | 108             | 12,000  | 109             | 71,400                                 | 115             | 126,700                                | 190             | 98,000                                 | 127             | 151,200                                | 179             | 118,200                                | 149             | 122,200                                   | 186             | 111,800                                   | 183             |         |         |     |
|       | 8     | 18,100                                    | 141             | 32,100                                    | 201             | 13,500                                    | 109             | 12,300  | 114             | 68,900                                 | 注1)             | -                                      | 注2)             | 130,600                                | 注2)             | 93,700                                 | 注2)             | -                                      | 162,300         | 192                                       | 126,700         | 159                                       | 125,200         | 189     | 122,000 | 204 |
|       | 9     | 18,100                                    | 141             | 32,300                                    | 190             | 13,800                                    | 110             | 12,400  | 116             | 68,900                                 | -               | 133,500                                | 205             | 99,700                                 | -               | 172,000                                | 205             | 135,300                                | 171             | 127,200                                   | 193             | 126,600                                   | 213             |         |         |     |
|       | 10    | 18,000                                    | 137             | 33,000                                    | 189             | 13,900                                    | 112             | 12,700  | 118             | 69,000                                 | -               | 135,500                                | 207             | 96,200                                 | -               | 175,700                                | 208             | 136,600                                | 172             | 126,200                                   | 191             | 130,500                                   | 220             |         |         |     |
|       | 11    | 17,500                                    | 131             | 32,000                                    | 176             | 14,000                                    | 113             | 13,400  | 123             | 68,900                                 | -               | 135,300                                | 206             | 96,200                                 | -               | 179,000                                | 212             | 136,100                                | 172             | 129,000                                   | 195             | 130,700                                   | 221             |         |         |     |
|       | 12    | 17,200                                    | 128             | 29,100                                    | 159             | 14,000                                    | 113             | 13,900  | 128             | 67,800                                 | -               | 134,900                                | 206             | 95,500                                 | -               | 172,300                                | 204             | 136,100                                | 172             | 124,600                                   | 187             | 131,400                                   | 219             |         |         |     |
| 2022年 | 1     | 16,900                                    | 125             | 29,100                                    | 161             | 14,400                                    | 116             | 14,200  | 130             | 注3)                                    | 67,600          | -                                      | 131,000         | 199                                    | 注3)             | 94,800                                 | -               | 168,000                                | 197             | 注3)                                       | 139,200         | 175                                       | 123,900         | 184     | 132,900 | 215 |
|       | 2     | 17,600                                    | 132             | 27,900                                    | 149             | 14,500                                    | 116             | 15,500  | 141             | 65,800                                 | -               | 130,900                                | 199             | 94,100                                 | -               | 164,600                                | 193             | 139,300                                | 175             | 123,100                                   | 182             | 133,300                                   | 212             |         |         |     |
|       | 3     | 17,800                                    | 133             | 27,600                                    | 146             | 14,800                                    | 119             | 15,700  | 141             | 65,800                                 | -               | 130,800                                | 196             | 93,400                                 | -               | 161,100                                | 187             | 139,300                                | 171             | 123,100                                   | 181             | 133,300                                   | 200             |         |         |     |
|       | 4     | 17,500                                    | 129             | 27,200                                    | 137             | 15,000                                    | 121             | 16,000  | 142             | 65,900                                 | -               | 130,800                                | 174             | 93,800                                 | -               | 159,600                                | 171             | 141,400                                | 162             | 121,300                                   | 155             | 134,200                                   | 179             |         |         |     |
|       | 5     | 17,900                                    | 115             | 26,500                                    | 124             | 16,000                                    | 128             | 16,100  | 141             | 65,900                                 | -               | 131,800                                | 152             | 93,400                                 | -               | 159,400                                | 157             | 142,100                                | 151             | 122,600                                   | 136             | 134,200                                   | 158             |         |         |     |
|       | 6     | 17,800                                    | 102             | 25,900                                    | 103             | 17,300                                    | 132             | 16,100  | 135             | 65,900                                 | -               | 131,400                                | 118             | 92,000                                 | -               | 157,700                                | 125             | 143,100                                | 138             | 122,600                                   | 107             | 133,400                                   | 131             |         |         |     |
|       | 7     | 17,500                                    | 98              | 25,300                                    | 84              | 17,000                                    | 127             | 16,200  | 135             | 65,900                                 | -               | 131,200                                | 104             | 91,200                                 | -               | 153,000                                | 101             | 143,500                                | 121             | 121,200                                   | 99              | 131,300                                   | 117             |         |         |     |
|       | 8     | 17,400                                    | 96              | 24,000                                    | 75              | 17,000                                    | 126             | 15,900  | 129             | 64,600                                 | 94              | 126,400                                | 97              | 89,300                                 | 95              | 147,000                                | 91              | 143,100                                | 113             | 117,200                                   | 94              | 128,800                                   | 106             |         |         |     |
|       | 9     | 17,400                                    | 96              | 21,900                                    | 68              | 16,900                                    | 122             | 15,700  | 127             | 63,500                                 | 92              | 119,800                                | 90              | 88,400                                 | 89              | 141,600                                | 82              | 142,400                                | 105             | 113,300                                   | 89              | 125,300                                   | 99              |         |         |     |
|       | 10    | 18,000                                    | 100             | 21,600                                    | 65              | 16,900                                    | 122             | 15,600  | 123             | 61,700                                 | 89              | 114,700                                | 85              | 86,700                                 | 90              | 133,800                                | 76              | 141,800                                | 104             | 109,300                                   | 87              | 120,500                                   | 92              |         |         |     |
|       | 11    | 17,800                                    | 102             | 22,100                                    | 69              | 16,700                                    | 119             | 15,400  | 115             | 61,700                                 | 90              | 110,200                                | 81              | 85,900                                 | 89              | 126,800                                | 71              | 141,200                                | 104             | 107,100                                   | 83              | 113,700                                   | 87              |         |         |     |
|       | 12    | 17,500                                    | 102             | 22,000                                    | 76              | 16,700                                    | 119             | 15,400  | 111             | 60,500                                 | 89              | 108,300                                | 80              | 84,800                                 | 89              | 125,800                                | 73              | 140,700                                | 103             | 105,500                                   | 85              | 109,400                                   | 83              |         |         |     |
| 2023年 | 1     | 17,400                                    | 103             | 23,000                                    | 79              | 16,400                                    | 114             | 15,200  | 107             | 59,700                                 | 88              | 104,100                                | 79              | 81,800                                 | 86              | 122,000                                | 73              | 140,200                                | 101             | 103,400                                   | 83              | 105,300                                   | 79              |         |         |     |
|       | 2     | 17,300                                    | 98              | 23,000                                    | 82              | 16,300                                    | 112             | 15,200  | 98              | 59,200                                 | 90              | 103,800                                | 79              | 80,700                                 | 85.8            | 117,100                                | 71              | 136,000                                | 97.6            | 101,300                                   | 82              | 101,700                                   | 76              |         |         |     |
|       | 3     | 16,700                                    | 94              | 22,700                                    | 82              | 16,300                                    | 110             | 15,200  | 97              | 58,600                                 | 89              | 101,800                                | 78              | 77,700                                 | 83              | 114,500                                | 71              | 134,600                                | 97              | 99,900                                    | 81              | 100,300                                   | 75              |         |         |     |
| 2020年 |       | 12,700                                    | 94              | 17,200                                    | 95              | 12,500                                    | 101             | 11,100  | 98              | 62,400                                 | 101             | 66,700                                 | 100             | 77,600                                 | 101             | 85,500                                 | 100             | 79,600                                 |                 | 66,300                                    |                 | 60,800                                    |                 |         |         |     |
| 2021年 |       | 16,100                                    | 127             | 25,900                                    | 151             | 13,200                                    | 106             | 12,000  | 108             | 注2)                                    | -               | 注2)                                    | 105,700         | 注2)                                    | -               | 注2)                                    | 132,500         | 155                                    | 109,600         | 138                                       | 103,400         | 156                                       | 100,400         | 165     |         |     |
| 2022年 |       | 17,600                                    | 109             | 25,100                                    | 97              | 16,100                                    | 122             | 15,700  | 131             | 64,600                                 | 注2)             | -                                      | 124,800         | 118                                    | 90,700          | 注2)                                    | -               | 149,900                                | 113             | 141,400                                   | 129             | 117,500                                   | 114             | 127,500 | 127     |     |
| 2020年 | 第1四半期 | 13,000                                    | 94              | 18,300                                    | 97              | 12,700                                    | 104             | 11,400  | 101             | 62,700                                 | 102             | 67,600                                 | 101             | 79,000                                 | 103             | 86,900                                 | 101             | 79,800                                 |                 | 66,600                                    |                 | 62,100                                    |                 |         |         |     |
|       | 第2四半期 | 12,000                                    | 91              | 16,300                                    | 92              | 12,600                                    | 103             | 11,200  | 99              | 62,600                                 | 102             | 67,300                                 | 102             | 77,800                                 | 102             | 86,200                                 | 101             | 79,700                                 |                 | 66,300                                    |                 | 61,800                                    |                 |         |         |     |
|       | 第3四半期 | 12,500                                    | 95              | 16,100                                    | 92              | 12,400                                    | 99              | 10,800  | 96              | 62,200                                 | 101             | 66,200                                 | 100             | 76,900                                 | 101             | 84,300                                 | 99              | 79,400                                 |                 | 65,900                                    |                 | 60,000                                    |                 |         |         |     |
|       | 第4四半期 | 13,300                                    | 98              | 18,000                                    | 97              | 12,400                                    | 97              | 10,900  | 96              | 62,200                                 | 99              | 65,600                                 | 97              | 76,900                                 | 99              | 84,400                                 | 97              | 79,300                                 |                 | 66,400                                    |                 | 59,400                                    |                 |         |         |     |
| 2021年 | 第1四半期 | 13,400                                    | 103             | 18,600                                    | 102             | 12,400                                    | 98              | 11,000  | 96              | 62,300                                 | 99              | 66,100                                 | 98              | 78,000                                 | 99              | 85,500                                 | 98              | 80,200                                 | 101             | 67,700                                    | 102             | 63,700                                    | 103             |         |         |     |
|       | 第2四半期 |                                           |                 |                                           |                 |                                           |                 |         |                 |                                        |                 |                                        |                 |                                        |                 |                                        |                 |                                        |                 |                                           |                 |                                           |                 |         |         |     |

| 年次    | 月       | 構造用集成材                          |       |                 |                                 |       |                    | 合板                         |                 | チップ                 |                 |                     |                 |        |                 |        |                 |
|-------|---------|---------------------------------|-------|-----------------|---------------------------------|-------|--------------------|----------------------------|-----------------|---------------------|-----------------|---------------------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|
|       |         | スギ集成管柱<br>国産、無化粧                |       |                 | ホワイトウッド集成管柱<br>国産、無化粧           |       |                    | 針葉樹合板                      |                 | チップ用素材(丸太)          |                 |                     |                 | 木材チップ  |                 |        |                 |
|       |         | 10.5角×2.98~3m JAS               |       | 対前<br>年比<br>(%) | 10.5角×2.98~3m JAS               |       | 対前<br>年比<br>(%)    | 1.2×91.0cm、<br>1.82m (円/枚) | 対前<br>年比<br>(%) | 針葉樹                 |                 | 広葉樹                 |                 | 針葉樹    |                 | 広葉樹    |                 |
|       |         | (円/m <sup>3</sup> )<br>(参考値:注4) | (円/本) |                 | (円/m <sup>3</sup> )<br>(参考値:注4) | (円/本) |                    |                            |                 | (円/m <sup>2</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | (円/m <sup>3</sup> ) | 対前<br>年比<br>(%) | (円/t)  | 対前<br>年比<br>(%) | (円/t)  | 対前<br>年比<br>(%) |
| 2020年 | 1       | 60,469                          | 2,000 | 60,469          | 2,000                           | 1,310 | 102                | 6,500                      | 105             | 9,500               | 103             | 14,900              | 105             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 2       | 60,469                          | 2,000 | 60,469          | 2,000                           | 1,310 | 102                | 6,500                      | 105             | 9,500               | 102             | 14,900              | 105             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 3       | 63,492                          | 2,100 | 60,469          | 2,000                           | 1,300 | 101                | 6,500                      | 105             | 9,400               | 101             | 14,900              | 105             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 4       | 60,469                          | 2,000 | 60,469          | 2,000                           | 1,280 | 99                 | 6,500                      | 105             | 9,500               | 102             | 14,900              | 103             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 5       | 60,469                          | 2,000 | 60,469          | 2,000                           | 1,280 | 100                | 6,500                      | 103             | 9,500               | 102             | 14,900              | 103             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 6       | 60,469                          | 2,000 | 60,469          | 2,000                           | 1,260 | 98                 | 6,500                      | 103             | 9,500               | 102             | 14,800              | 102             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 7       | 63,492                          | 2,100 | 60,469          | 2,000                           | 1,220 | 95                 | 6,500                      | 103             | 9,500               | 102             | 14,800              | 102             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 8       | 63,492                          | 2,100 | 60,469          | 2,000                           | 1,220 | 95                 | 6,500                      | 103             | 9,500               | 102             | 14,800              | 102             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 9       | 63,492                          | 2,100 | 60,469          | 2,000                           | 1,200 | 93                 | 6,500                      | 103             | 9,500               | 102             | 14,800              | 102             | 19,400 | 102             |        |                 |
|       | 10      | 60,469                          | 2,000 | 60,469          | 2,000                           | 1,200 | 92                 | 6,500                      | 102             | 9,500               | 100             | 14,800              | 101             | 19,300 | 100             |        |                 |
|       | 11      | 60,469                          | 2,000 | 60,469          | 2,000                           | 1,210 | 92                 | 6,500                      | 100             | 9,500               | 100             | 14,800              | 100             | 19,200 | 99              |        |                 |
|       | 12      | 60,469                          | 2,000 | 57,445          | 1,900                           | 1,220 | 93                 | 6,500                      | 100             | 9,500               | 100             | 14,800              | 100             | 19,200 | 99              |        |                 |
| 2021年 | 1       | 63,492                          | 2,100 | 105             | 57,445                          | 1,900 | 95                 | 1,230                      | 94              | 6,500               | 100             | 9,500               | 100             | 14,800 | 99              | 19,400 | 100             |
|       | 2       | 60,469                          | 2,000 | 100             | 57,445                          | 1,900 | 95                 | 1,230                      | 94              | 6,500               | 100             | 9,500               | 100             | 14,600 | 98              | 19,300 | 99              |
|       | 3       | 60,469                          | 2,000 | 95              | 60,469                          | 2,000 | 100                | 1,230                      | 95              | 6,500               | 100             | 9,500               | 101             | 14,600 | 98              | 19,300 | 99              |
|       | 4       | 63,492                          | 2,100 | 105             | 66,515                          | 2,200 | 110                | 1,250                      | 98              | 6,500               | 100             | 9,500               | 100             | 14,600 | 98              | 19,300 | 99              |
|       | 5       | 66,515                          | 2,200 | 110             | 72,562                          | 2,400 | 120                | 1,270                      | 99              | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,600 | 98              | 19,300 | 99              |
|       | 6       | 72,562                          | 2,400 | 120             | 84,656                          | 2,800 | 140                | 1,290                      | 102             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,300 | 99              |
|       | 7       | 75,586                          | 2,500 | 119             | 96,750                          | 3,200 | 160                | 1,330                      | 109             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,300 | 99              |
|       | 8       | 90,703                          | 3,000 | 143             | 117,914                         | 3,900 | 195                | 1,360                      | 111             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,400 | 100             |
|       | 9       | 96,750                          | 3,200 | 152             | 142,101                         | 4,700 | 235                | 1,410                      | 118             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,400 | 100             |
|       | 10      | 105,820                         | 3,500 | 175             | 154,195                         | 5,100 | 255                | 1,490                      | 124             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,400 | 101             |
|       | 11      | 108,844                         | 3,600 | 180             | 154,195                         | 5,100 | 255                | 1,540                      | 127             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,300 | 101             |
|       | 12      | 111,867                         | 3,700 | 185             | 154,195                         | 5,100 | 268                | 1,730                      | 142             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,600 | 99              | 19,400 | 101             |
| 2022年 | 1       | 111,867                         | 3,700 | 176             | 157,218                         | 5,200 | 274 <sup>注1)</sup> | 1,890                      | 154             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 15,000 | 101             | 19,400 | 100             |
|       | 2       | 114,890                         | 3,800 | 190             | 157,218                         | 5,200 | 274                | 1,980                      | 161             | 6,700               | 103             | 9,600               | 101             | 15,000 | 103             | 19,400 | 101             |
|       | 3       | 111,867                         | 3,700 | 185             | 154,195                         | 5,100 | 255                | 2,070                      | 168             | 6,800               | 105             | 9,600               | 101             | 15,100 | 103             | 19,400 | 101             |
|       | 4       | 114,890                         | 3,800 | 181             | 154,195                         | 5,100 | 232                | 2,170                      | 174             | 6,900               | 106             | 9,700               | 102             | 15,200 | 104             | 19,600 | 102             |
|       | 5       | 114,890                         | 3,800 | 173             | 154,195                         | 5,100 | 213                | 2,210                      | 174             | 7,000               | 104             | 9,700               | 102             | 15,300 | 105             | 19,800 | 103             |
|       | 6       | 114,890                         | 3,800 | 158             | 154,195                         | 5,100 | 182                | 2,300                      | 178             | 7,000               | 104             | 9,800               | 103             | 15,300 | 104             | 19,800 | 103             |
|       | 7       | 111,867                         | 3,700 | 148             | 142,101                         | 4,700 | 147                | 2,360                      | 177             | 7,100               | 106             | 9,800               | 103             | 15,300 | 104             | 19,800 | 103             |
|       | 8       | 111,867                         | 3,700 | 123             | 139,078                         | 4,600 | 118                | 2,360                      | 174             | 7,100               | 106             | 9,800               | 103             | 15,300 | 104             | 19,900 | 103             |
|       | 9       | 111,867                         | 3,700 | 116             | 133,031                         | 4,400 | 94                 | 2,350                      | 167             | 7,200               | 107             | 9,800               | 103             | 15,300 | 104             | 19,900 | 103             |
|       | 10      | 105,820                         | 3,500 | 100             | 123,961                         | 4,100 | 80                 | 2,340                      | 157             | 7,100               | 106             | 9,800               | 103             | 15,500 | 105             | 19,900 | 103             |
|       | 11      | 102,797                         | 3,400 | 94              | 120,937                         | 4,000 | 78                 | 2,340                      | 152             | 7,200               | 107             | 9,900               | 104             | 15,700 | 107             | 20,200 | 105             |
|       | 12      | 99,773                          | 3,300 | 89              | 105,820                         | 3,500 | 69                 | 2,320                      | 134             | 7,100               | 106             | 9,900               | 104             | 15,800 | 108             | 20,300 | 105             |
| 2023年 | 1       | 93,726                          | 3,100 | 84              | 99,773                          | 3,300 | 63                 | 2,330                      | 123             | 7,200               | 107             | 9,900               | 104             | 15,900 | 106             | 20,400 | 105             |
|       | 2       | 90,703                          | 3,000 | 79              | 93,726                          | 3,100 | 60                 | 2,290                      | 116             | 7,300               | 109             | 9,900               | 103             | 15,900 | 106             | 20,400 | 105             |
|       | 3       | 84,656                          | 2,800 | 76              | 87,680                          | 2,900 | 57                 | 2,210                      | 107             | 7,200               | 106             | 9,900               | 103             | 15,900 | 105             | 20,400 | 105             |
| 2020年 | 60,469  | 2,000                           |       | 60,469          | 2,000                           |       | 1,250              | 97                         | 6,500           | 103                 | 9,500           | 102                 | 14,800          | 102    | 19,400          | 102    |                 |
| 2021年 | 81,633  | 2,700                           | 135   | 102,797         | 3,400                           | 170   | 1,360              | 109                        | 6,600           | 102                 | 9,500           | 100                 | 14,700          | 99     | 19,300          | 99     |                 |
| 2022年 | 111,867 | 3,700                           | 137   | 142,101         | 4,700                           | 138   | 2,220              | 163                        | 7,000           | 106                 | 9,700           | 102                 | 15,300          | 104    | 19,800          | 103    |                 |
| 2020年 | 第1四半期   | 60,469                          | 2,000 |                 | 60,469                          | 2,000 |                    | 1,310                      | 102             | 6,500               | 105             | 9,500               | 102             | 14,900 | 105             | 19,400 | 102             |
|       | 第2四半期   | 60,469                          | 2,000 |                 | 60,469                          | 2,000 |                    | 1,270                      | 98              | 6,500               | 103             | 9,500               | 102             | 14,900 | 103             | 19,400 | 102             |
|       | 第3四半期   | 63,492                          | 2,100 |                 | 60,469                          | 2,000 |                    | 1,210                      | 94              | 6,500               | 103             | 9,500               | 102             | 14,800 | 102             | 19,400 | 102             |
|       | 第4四半期   | 60,469                          | 2,000 |                 | 60,469                          | 2,000 |                    | 1,210                      | 92              | 6,500               | 100             | 9,500               | 100             | 14,800 | 100             | 19,200 | 99              |
| 2021年 | 第1四半期   | 60,469                          | 2,000 | 100             | 57,445                          | 1,900 | 95                 | 1,230                      | 94              | 6,500               | 100             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,300 | 99              |
|       | 第2四半期   | 66,515                          | 2,200 | 110             | 75,586                          | 2,500 | 125                | 1,270                      | 100             | 6,600               | 102             | 9,500               | 100             | 14,600 | 98              | 19,300 | 99              |
|       | 第3四半期   | 87,680                          | 2,900 | 138             | 117,914                         | 3,900 | 195                | 1,370                      | 113             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,400 | 100             |
|       | 第4四半期   | 108,844                         | 3,600 | 180             | 154,195                         | 5,100 | 255                | 1,590                      | 131             | 6,700               | 103             | 9,500               | 100             | 14,700 | 99              | 19,400 | 101             |
| 2022年 | 第1四半期   | 111,867                         | 3,700 | 185             | 157,218                         | 5,200 | 274                | 1,980                      | 161             | 6,700               | 103             | 9,600               | 101             | 15,000 | 102             | 19,400 | 101             |
|       | 第2四半期   | 114,890                         | 3,800 | 173             | 154,195                         | 5,100 | 204                | 2,230                      | 176             | 7,000               | 106             | 9,700               | 102             | 15,300 | 105             | 19,700 | 102             |
|       | 第3四半期   | 111,867                         | 3,700 | 128             | 139,078                         | 4,600 | 118                | 2,360                      | 172             | 7,100               | 106             | 9,800               | 103             | 15,300 | 104             | 19,900 | 103             |
|       | 第4四半期   | 102,797                         | 3,400 | 94              | 117,914                         | 3,900 | 76                 | 2,300                      | 145             | 7,100               | 106             | 9,900               | 104             | 15,700 | 107             | 20,100 | 104             |
| 2023年 | 第1四半期   | 90,703                          | 3,000 | 81              | 93,726                          | 3,100 | 60                 | 2,280                      | 115             | 7,200               | 107             | 9,900               | 103             | 15,900 | 106             | 20,400 | 105             |

資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」

注：1 2022年1月より、四半期ごとの公表となった（4月に1～3月分、7月に4～6月分、10月に7～9月分、翌1月に10～12月分を公表）。

2 構造用集成材価格、木材チップ用丸太価格及び木材チップ価格は、それぞれ集成材工場から販売先への出荷時の販売価格、木材チップ工場における工場着購入価格、パルプ向けチップ工場における工場渡し価格である。

3 合板価格は、木材市売市場にあってはせり又は入札による取引価格、木材センター及び木材販売業者にとっては店頭渡し価格である。

4 構造用集成材のm3当たりの価格は、1本を0.033075m3に換算して算出した。

5 2023年は「木材価格」に拠る速報値、2022年以前は「木材需給報告書」に拠る確定値である。

（速報値は今後修正される可能性がある）



# 第 2 号 議 案

令 和 4 年 度

収 支 決 算 承 認 の 件



# 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目                | 当年度         | 前年度         | 増 減          |
|--------------------|-------------|-------------|--------------|
| <b>I 資産の部</b>      |             |             |              |
| <b>1. 流動資産</b>     |             |             |              |
| 現金                 | 50,000      | 50,000      | 0            |
| 普通預金               | 65,619,267  | 136,726,482 | △ 71,107,215 |
| 定期預金               | 11,010,620  | 11,010,620  | 0            |
| 有価証券               | 1,000,000   | 1,000,000   | 0            |
| 商品                 | 0           | 0           | 0            |
| 未収金                | 12,252,671  | 6,141,722   | 6,110,949    |
| 短期貸付金              | 3,760,217   | 0           | 3,760,217    |
| 立替金                | 40,000      | 794,178     | △ 754,178    |
| 前払金                | 827,549     | 826,529     | 1,020        |
| 流動資産合計             | 94,560,324  | 156,549,531 | △ 61,989,207 |
| <b>2. 固定資産</b>     |             |             |              |
| <b>(1) 特定資産</b>    |             |             |              |
| 機材                 | 526,881     | 3           | 526,878      |
| 退職給付引当資産           | 12,262,562  | 28,321,104  | △ 16,058,542 |
| 特定資産合計             | 12,789,443  | 28,321,107  | △ 15,531,664 |
| <b>(2) その他固定資産</b> |             |             |              |
| 電話加入権              | 50,300      | 50,300      | 0            |
| 敷金                 | 8,504,300   | 8,504,300   | 0            |
| 保証金                | 0           | 0           | 0            |
| 出資金                | 0           | 0           | 0            |
| その他固定資産合計          | 8,554,600   | 8,554,600   | 0            |
| 固定資産合計             | 21,344,043  | 36,875,707  | △ 15,531,664 |
| 資産合計               | 115,904,367 | 193,425,238 | △ 77,520,871 |
| <b>II 負債の部</b>     |             |             |              |
| <b>1. 流動負債</b>     |             |             |              |
| 短期借入金              | 3,721,829   | 0           | 3,721,829    |
| 未払金                | 7,606,743   | 86,608,673  | △ 79,001,930 |
| 未払法人税等             | 0           | 0           | 0            |
| 未払消費税              | 0           | 0           | 0            |
| 預り金                | 2,603,074   | 2,759,313   | △ 156,239    |
| 前受金                | 402,500     | 402,500     | 0            |
| 未払費用               | 6,011,700   | 1,011,700   | 5,000,000    |
| 流動負債合計             | 20,345,846  | 90,782,186  | △ 70,436,340 |
| <b>2. 固定負債</b>     |             |             |              |
| 退職給付引当金            | 12,262,562  | 28,321,104  | △ 16,058,542 |
| 固定負債合計             | 12,262,562  | 28,321,104  | △ 16,058,542 |
| 負債合計               | 32,608,408  | 119,103,290 | △ 86,494,882 |
| <b>III 正味財産の部</b>  |             |             |              |
| 正味財産合計             | 83,295,959  | 74,321,948  | 8,974,011    |
| 負債及び正味財産合計         | 115,904,367 | 193,425,238 | △ 77,520,871 |

# 正味財産増減計算書

(令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度         | 増 減           |
|--------------|---------------|-------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |             |               |
| 1. 経常増減の部    |               |             |               |
| (1) 経常収益     |               |             |               |
| ①受取会費        | 29,998,000    | 29,998,000  | 0             |
| ②負担金収入       | 3,220,000     | 3,220,000   | 0             |
| ③事業等収入       | 66,974,128    | 67,703,889  | △ 729,761     |
| 事務収入         | 55,667,143    | 54,433,873  | 1,233,270     |
| 事業収入         | 11,306,985    | 13,270,016  | △ 1,963,031   |
| 出版事業         | 5,794,785     | 6,738,516   | △ 943,731     |
| 貸室収入         | 4,830,000     | 6,027,900   | △ 1,197,900   |
| 木材製品認定事業     | 682,200       | 503,600     | 178,600       |
| ④受取補助金等      | 1,914,134,535 | 317,363,450 | 1,596,771,085 |
| 国庫補助金        | 1,894,884,535 | 308,013,450 | 1,586,871,085 |
| 受託事業収入       | 19,250,000    | 9,350,000   | 9,900,000     |
| ⑤雑収益         | 3,643,729     | 203,629     | 3,440,100     |
| ⑥引当金取崩収入     | 22,058,671    | 4,938,184   | 17,120,487    |
| 経常収益計        | 2,040,029,063 | 423,427,152 | 1,616,601,911 |
| (2) 経常費用     |               |             |               |
| ①事業費         | 2,015,266,409 | 410,679,748 | 1,604,586,661 |
| 役員報酬         | 17,230,865    | 16,582,624  | 648,241       |
| 給料手当         | 49,066,736    | 51,351,042  | △ 2,284,306   |
| 賃借料          | 62,797,000    | 11,386,665  | 51,410,335    |
| 福利厚生費        | 10,478,372    | 10,219,578  | 258,794       |
| 旅交通費         | 10,937,035    | 6,950,868   | 3,986,167     |
| 委員等旅費        | 1,737,355     | 81,740      | 1,655,615     |
| 通信運搬費        | 7,809,238     | 13,745,334  | △ 5,936,096   |
| 減価償却費        | 48,590        | 0           | 48,590        |
| 消耗什器備品費      | 143,253       | 570,077     | △ 426,824     |
| 消耗品費         | 1,089,964     | 932,943     | 157,021       |
| 材料費          | 4,107,032     | 6,909,686   | △ 2,802,654   |
| 車借上料         | 0             | 0           | 0             |
| 印刷製本費        | 20,529,398    | 9,811,770   | 10,717,628    |
| 会議場費         | 413,870       | 591,753     | △ 177,883     |
| 会費           | 1,265,123     | 981,335     | 283,788       |
| 光熱水料費        | 374,796       | 215,719     | 159,077       |
| 賃借料          | 44,353,301    | 15,150,274  | 29,203,027    |
| 広告宣伝費        | 194,262,744   | 38,638,312  | 155,624,432   |
| 諸謝金          | 6,327,412     | 2,464,980   | 3,862,432     |
| 交際諸費         | 52,290        | 52,290      | 0             |
| 租税公課         | 977,658       | 844,537     | 133,121       |
| 支払負担金        | 4,487,299     | 4,194,255   | 293,044       |
| 支払寄付金        | 200,000       | 0           | 200,000       |
| 委託託料         | 1,549,441,644 | 209,462,583 | 1,339,979,061 |
| 登記費          | 53,479        | 46,710      | 6,769         |
| 退職金引当金       | 4,980,107     | 4,150,184   | 829,923       |
| 雑費           | 3,793,151     | 1,245,796   | 2,547,355     |
| 退職金支払        | 18,308,697    | 4,098,693   | 14,210,004    |
| ②管理費         | 15,788,643    | 14,091,882  | 1,696,761     |
| 役員報酬         | 1,151,625     | 1,184,515   | △ 32,890      |
| 給料手当         | 4,536,397     | 5,727,699   | △ 1,191,302   |
| 賃借料          | 435,100       | 88,261      | 346,839       |
| 福利厚生費        | 1,984,161     | 1,931,155   | 53,006        |
| 旅交通費         | 29,642        | 30,484      | △ 842         |
| 通信運搬費        | 447,405       | 468,103     | △ 20,698      |
| 減価償却費        | 9,952         | 0           | 9,952         |
| 消耗什器備品費      | 29,341        | 116,763     | △ 87,422      |
| 消耗品費         | 78,894        | 64,833      | 14,061        |
| 印刷製本費        | 48,003        | 132,025     | △ 84,022      |
| 会議場費         | 69,518        | 121,202     | △ 51,684      |
| 会費           | 117,081       | 0           | 117,081       |
| 光熱水料費        | 76,766        | 39,578      | 37,188        |
| 賃借料          | 1,602,779     | 1,904,309   | △ 301,530     |
| 広告宣伝費        | 22,406        | 36,805      | △ 14,399      |
| 諸謝金          | 52,374        | 16,320      | 36,054        |
| 交際諸費         | 10,710        | 10,710      | 0             |
| 租税公課         | 200,243       | 172,977     | 27,266        |
| 支払負担金        | 0             | 1,870       | △ 1,870       |
| 委託託料         | 97,921        | 338,096     | △ 240,175     |
| 登記費          | 10,954        | 9,568       | 1,386         |
| 退職金引当金       | 1,020,022     | 850,037     | 169,985       |
| 雑費           | 7,375         | 7,081       | 294           |
| 退職金支払        | 3,749,974     | 839,491     | 2,910,483     |
| 経常費用計        | 2,031,055,052 | 424,771,630 | 1,606,283,422 |
| 当期経常増減額      | 8,974,011     | △ 1,344,478 | 10,318,489    |



# 正味財産増減計算書 実施事業別内訳

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 実施事業会計       |             |              | その他会計        |               |               | 法人会計       | 合計            |
|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|---------------|---------------|------------|---------------|
|              | 木材普及・調査事業    | 認証木材の普及事業   | 小計           | 出版事業         | その他事業         | 小計            |            |               |
| I 一般正味財産増減の部 |              |             |              |              |               |               |            |               |
| 1. 経常増減の部    |              |             |              |              |               |               |            |               |
| (1) 経常収益     |              |             |              |              |               |               |            |               |
| ①受取会費        | 0            | 0           | 0            | 0            | 0             | 0             | 29,998,000 | 29,998,000    |
| ②負担金収入       | 0            | 0           | 0            | 3,220,000    | 0             | 3,220,000     | 0          | 3,220,000     |
| ③事業等収入       | 0            | 682,200     | 682,200      | 66,291,928   | 0             | 66,291,928    | 0          | 66,974,128    |
| 事務収入         | 0            | 0           | 0            | 55,667,143   | 0             | 55,667,143    | 0          | 55,667,143    |
| 事業収入         | 0            | 682,200     | 682,200      | 10,624,785   | 0             | 10,624,785    | 0          | 11,306,985    |
| 出版事業         | 0            | 0           | 0            | 5,794,785    | 0             | 5,794,785     | 0          | 5,794,785     |
| 貸室収入         | 0            | 0           | 0            | 4,830,000    | 0             | 4,830,000     | 0          | 4,830,000     |
| 木材製品認定事業     | 0            | 682,200     | 682,200      | 0            | 0             | 0             | 0          | 682,200       |
| ④受取補助金等      | 0            | 0           | 0            | 0            | 1,914,134,535 | 1,914,134,535 | 0          | 1,914,134,535 |
| 国庫補助金        | 0            | 0           | 0            | 0            | 1,894,884,535 | 1,894,884,535 | 0          | 1,894,884,535 |
| 受託事業収入       | 0            | 0           | 0            | 0            | 19,250,000    | 19,250,000    | 0          | 19,250,000    |
| ⑤雑収益         | 0            | 0           | 0            | 0            | 0             | 0             | 3,643,729  | 3,643,729     |
| ⑥引当金取崩収入     | 0            | 0           | 0            | 0            | 0             | 0             | 22,058,671 | 22,058,671    |
| 経常収益計        | 0            | 682,200     | 682,200      | 69,511,928   | 1,914,134,535 | 1,983,646,463 | 55,700,400 | 2,040,029,063 |
| (2) 経常費用     |              |             |              |              |               |               |            |               |
| ①事業費         |              |             |              |              |               |               |            | 2,015,266,409 |
| 役員報酬         | 2,080,912    | 740,228     | 2,821,140    | 4,893,502    | 9,516,223     | 14,409,725    |            | 17,230,865    |
| 給料手当         | 4,856,163    | 1,254,541   | 6,110,704    | 18,345,590   | 24,610,442    | 42,956,032    |            | 49,066,736    |
| 賃金           | 307,129      | 76,782      | 383,911      | 1,740,398    | 60,672,691    | 62,413,089    |            | 62,797,000    |
| 福利厚生費        | 1,998,584    | 431,146     | 2,429,730    | 8,048,642    |               | 8,048,642     |            | 10,478,372    |
| 旅費交通費        | 400,321      | 5,231       | 405,552      | 4,563,730    | 5,967,753     | 10,531,483    |            | 10,937,035    |
| 委員等旅費        | 48,960       | 0           | 48,960       | 0            | 1,688,395     | 1,688,395     |            | 1,737,355     |
| 通信運搬費        | 324,182      | 78,954      | 403,136      | 1,880,191    | 5,525,911     | 7,406,102     |            | 7,809,238     |
| 減価償却費        | 7,025        | 1,756       | 8,781        | 39,809       |               | 39,809        |            | 48,590        |
| 消耗什器備品費      | 20,711       | 5,178       | 25,889       | 117,364      |               | 117,364       |            | 143,253       |
| 消耗品費         | 70,976       | 13,923      | 84,899       | 907,855      | 97,210        | 1,005,065     |            | 1,089,964     |
| 材料費          | 732,391      | 0           | 732,391      | 0            | 3,374,641     | 3,374,641     |            | 4,107,032     |
| 車借上料         | 0            | 0           | 0            | 0            | 0             | 0             |            | 0             |
| 印刷製本費        | 88,936       | 8,471       | 97,407       | 6,468,821    | 13,963,170    | 20,431,991    |            | 20,529,398    |
| 会議費          | 49,071       | 12,268      | 61,339       | 352,531      |               | 352,531       |            | 413,870       |
| 会場費          | 115,589      | 20,661      | 136,250      | 589,763      | 539,110       | 1,128,873     |            | 1,265,123     |
| 光熱水料費        | 54,187       | 13,547      | 67,734       | 307,062      |               | 307,062       |            | 374,796       |
| 賃借料          | 1,131,374    | 282,843     | 1,414,217    | 6,521,118    | 36,417,966    | 42,939,084    |            | 44,353,301    |
| 広告宣伝費        | 15,816       | 3,954       | 19,770       | 89,624       | 194,153,350   | 194,242,974   |            | 194,262,744   |
| 諸謝金          | 136,970      | 9,242       | 146,212      | 209,494      | 5,971,706     | 6,181,200     |            | 6,327,412     |
| 交際諸費         | 7,560        | 1,890       | 9,450        | 42,840       |               | 42,840        |            | 52,290        |
| 租税公課         | 141,348      | 35,337      | 176,685      | 800,973      |               | 800,973       |            | 977,658       |
| 支払負担金        | 221,999      | 0           | 221,999      | 4,265,300    |               | 4,265,300     |            | 4,487,299     |
| 支払寄付金        | 200,000      | 0           | 200,000      | 0            |               | 0             |            | 200,000       |
| 委託費          | 1,069,120    | 87,680      | 1,156,800    | 406,018      | 1,547,878,826 | 1,548,284,844 |            | 1,549,441,644 |
| 登記料          | 7,732        | 1,933       | 9,665        | 43,814       |               | 43,814        |            | 53,479        |
| 退職金引当金       | 720,015      | 180,004     | 900,019      | 4,080,088    |               | 4,080,088     |            | 4,980,107     |
| 雑費           | 5,206        | 1,302       | 6,508        | 29,502       | 3,757,141     | 3,786,643     |            | 3,793,151     |
| 退職金支払        | 2,647,041    | 661,760     | 3,308,801    | 14,999,896   |               | 14,999,896    |            | 18,308,697    |
| ②管理費         |              |             |              |              |               |               | 15,788,643 | 15,788,643    |
| 役員報酬         |              |             |              |              |               |               | 1,151,625  | 1,151,625     |
| 給料手当         |              |             |              |              |               |               | 4,536,397  | 4,536,397     |
| 賃金           |              |             |              |              |               |               | 435,100    | 435,100       |
| 福利厚生費        |              |             |              |              |               |               | 1,984,161  | 1,984,161     |
| 旅費交通費        |              |             |              |              |               |               | 29,642     | 29,642        |
| 通信運搬費        |              |             |              |              |               |               | 447,405    | 447,405       |
| 減価償却費        |              |             |              |              |               |               | 9,952      | 9,952         |
| 消耗什器備品費      |              |             |              |              |               |               | 29,341     | 29,341        |
| 消耗品費         |              |             |              |              |               |               | 78,894     | 78,894        |
| 印刷製本費        |              |             |              |              |               |               | 48,003     | 48,003        |
| 会議費          |              |             |              |              |               |               | 69,518     | 69,518        |
| 会場費          |              |             |              |              |               |               | 117,081    | 117,081       |
| 光熱水料費        |              |             |              |              |               |               | 76,766     | 76,766        |
| 賃借料          |              |             |              |              |               |               | 1,602,779  | 1,602,779     |
| 広告宣伝費        |              |             |              |              |               |               | 22,406     | 22,406        |
| 諸謝金          |              |             |              |              |               |               | 52,374     | 52,374        |
| 交際諸費         |              |             |              |              |               |               | 10,710     | 10,710        |
| 租税公課         |              |             |              |              |               |               | 200,243    | 200,243       |
| 支払負担金        |              |             |              |              |               |               | 0          | 0             |
| 委託費          |              |             |              |              |               |               | 97,921     | 97,921        |
| 登記料          |              |             |              |              |               |               | 10,954     | 10,954        |
| 退職金引当金       |              |             |              |              |               |               | 1,020,022  | 1,020,022     |
| 雑費           |              |             |              |              |               |               | 7,375      | 7,375         |
| 退職金支払        |              |             |              |              |               |               | 3,749,974  | 3,749,974     |
| 経常費用計        | 17,459,318   | 3,928,631   | 21,387,949   | 79,743,925   | 1,914,134,535 | 1,993,878,460 | 15,788,643 | 2,031,055,052 |
| 当期経常増減額      | △ 17,459,318 | △ 3,246,431 | △ 20,705,749 | △ 10,231,997 | 0             | △ 10,231,997  | 39,911,757 | 8,974,011     |

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 金 額         | 摘 要              |
|----------|-------------|------------------|
| (資産の部)   |             |                  |
| 現金       | 50,000      |                  |
| 普通預金     | 592,484     | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店   |
| 普通預金     | 62,677,872  | りそな銀行赤坂支店        |
| 普通預金     | 381,926     | みずほ銀行新橋支店        |
| 普通預金     | 1,954,742   | 三菱UFJ銀行本店        |
| 普通預金     | 1,910       | 商工組合中央金庫金新木場支店   |
| 普通預金     | 4,007       | りそな銀行赤坂支店人工乾燥非破壊 |
| 普通預金     | 6,326       | りそな銀行赤坂支店人工乾燥4当初 |
| 定期預金     | 6,000,620   | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店   |
| 定期預金     | 2,010,000   | 三菱UFJ銀行本店        |
| 定期預金     | 3,000,000   | 商工組合中央金庫金新木場支店   |
| 有価証券     | 1,000,000   | 木構振              |
| 商品       | 0           | 書籍               |
| 未収金      | 12,252,671  | 補助事業費外           |
| 短期貸付金    | 3,760,217   |                  |
| 立替金      | 40,000      | ゼロ災推進協議会会費       |
| 前払金      | 827,549     | 借室料              |
| 退職給付引当資産 | 12,262,562  | りそな銀行東京公務部       |
| 電話加入権    | 50,300      |                  |
| 敷 金      | 8,504,300   | 借室敷金             |
| 機 材      | 526,881     |                  |
| 保証金      | 0           |                  |
| 出資金      | 0           |                  |
| 合 計      | 115,904,367 |                  |
| (負債の部)   |             |                  |
| 短期借入金    | 3,721,829   |                  |
| 未払金      | 7,606,743   |                  |
| 預り金      | 2,603,074   | 社会保険料等           |
| 前受金      | 402,500     | 借室料              |
| 未払費用     | 6,011,700   | 振込手数料外           |
| 退職給付引当金  | 12,262,562  |                  |
| 小 計      | 32,608,408  |                  |
| 正味財産     | 83,295,959  |                  |
| 合 計      | 115,904,367 |                  |

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
期末に在庫の確認を行っている。
- (2) 消費税に関する会計処理方法  
税込方式で行っている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定率法で行っている。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

### 2. 特定資産等の増減及びその残高

流動資産等

(単位：円)

| 科 目      | 前期末残高      | 当期増加額     | 当期減少額     | 当期末残高      |
|----------|------------|-----------|-----------|------------|
| 特定資産     |            |           |           |            |
| 退職給与引当資産 | 28,321,104 | 6,000,129 | 2,258,671 | 32,062,562 |
| 固定資産     |            |           |           |            |
| 出資金      | 0          | 0         | 0         | 0          |
| 有価証券     | 1,000,000  | 0         | 0         | 1,000,000  |

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

| 科 目 | 取得価額    | 減価償却累計額 | 当期末残高   | 備 考      |
|-----|---------|---------|---------|----------|
| 機 材 | 585,420 | 58,542  | 526,881 | 実施事業の資産外 |

### 4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位：円)

| 補助金等の名称              | 前期末残高 | 当期増加額         | 当期減少額         | 当期末残高 |
|----------------------|-------|---------------|---------------|-------|
| 補助金（林野庁ほか）           |       |               |               |       |
| 人工乾燥実態調査事業           | 0     | 13,330,928    | 13,330,928    | 0     |
| 都市の木造化促進事業（3当初）      | 0     | 64,697,000    | 64,697,000    | 0     |
| 都市の木造化促進事業（4当初）      | 0     | 20,977,000    | 20,977,000    | 0     |
| 国産材転換事業（4予備費）        | 0     | 1,666,655,220 | 1,666,655,220 | 0     |
| 快適空間づくり事業            | 0     | 45,849,591    | 45,849,591    | 0     |
| 木材乾燥 SD15            | 0     | 15,203,105    | 15,203,105    | 0     |
| 木材乾燥 非破壊検査           | 0     | 12,995,993    | 12,995,993    | 0     |
| 協議会によるCW普及啓発活動事業     | 0     | 27,167,018    | 27,167,018    | 0     |
| LCA排出原単位の構築          | 0     | 28,008,680    | 28,008,680    | 0     |
| クリーンウッド法定着実態調査事業（委託） | 0     | 9,350,000     | 9,350,000     | 0     |
| 安全コンサルタント事業（委託）      | 0     | 9,900,000     | 9,900,000     | 0     |
| 合計                   | 0     | 1,914,134,535 | 1,914,134,535 | 0     |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和4年4月 1日から  
令和5年3月31日まで

一般会計  
(収入の部)

(単位：円)

| 科 目          | 当年度             | 前年度           | 差引増<br>△減額      |
|--------------|-----------------|---------------|-----------------|
| I 一般正味財産増減の部 |                 |               |                 |
| 1. 経常収益の部    |                 |               |                 |
| ①受取会費等       | (33,218,000)    | (33,218,000)  | (0)             |
| 会費収益         | 29,998,000      | 29,998,000    | 0               |
| 振興大会負担金      | 3,220,000       | 3,220,000     | 0               |
| ②事務収益        | (55,667,143)    | (54,433,873)  | (1,233,270)     |
| 給与負担金等収益     | 55,667,143      | 54,433,873    | 1,233,270       |
| ③事業収益        | (11,306,985)    | (13,270,016)  | (△1,963,031)    |
| 出版事業収益       | 5,794,785       | 6,738,516     | △ 943,731       |
| 木材製品認定事業     | 682,200         | 503,600       | 178,600         |
| 貸室収入         | 4,830,000       | 6,027,900     | △ 1,197,900     |
| ④補助金等収入      | (1,914,134,535) | (317,363,450) | (1,596,771,085) |
| 補助金等収益       | 1,894,884,535   | 308,013,450   | 1,586,871,085   |
| 受託事業収益       | 19,250,000      | 9,350,000     | 9,900,000       |
| ⑤その他の収益      | (3,643,729)     | (203,629)     | (3,440,100)     |
| 雑収入          | 3,643,729       | 203,629       | 3,440,100       |
| 経常収益計        | 2,017,970,392   | 418,488,968   | 1,599,481,424   |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目           | 当年度             | 前年度           | 差引増<br>△減額      |
|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 2. 経常費用       |                 |               |                 |
| ①事業費          | (1,938,180,681) | (341,878,206) | (1,596,302,475) |
| 木材産業振興活動事業費   | 3,378,088       | 3,411,712     | △ 33,624        |
| 補助事業費         | 1,894,884,535   | 308,013,450   | 1,586,871,085   |
| 受託事業費         | 19,250,000      | 9,350,000     | 9,900,000       |
| 木材普及調査事業費     | 4,479,391       | 4,178,014     | 301,377         |
| 出版事業費         | 3,983,429       | 5,146,185     | △ 1,162,756     |
| J A S 普及事業費   | 1,835,003       | 1,447,974     | 387,029         |
| 木材製品認定普及事業費   | 1,142,400       | 1,222,700     | △ 80,300        |
| 振興大会費         | 3,198,620       | 3,261,434     | △ 62,814        |
| 旅費交通費         | 3,028,016       | 2,671,612     | 356,404         |
| 会議費           | 195,899         | 0             | 195,899         |
| 負担金           | 2,805,300       | 3,175,125     | △ 369,825       |
| 機材減価償却費       | 0               | 0             | 0               |
| ②管理費          | (70,815,700)    | (77,955,240)  | (△7,139,540)    |
| 役員報酬          | 6,774,267       | 6,967,733     | △ 193,466       |
| 給与手当          | 29,244,100      | 34,211,530    | △ 4,967,430     |
| 福利厚生費         | 11,671,533      | 11,359,733    | 311,800         |
| 事務負担金         | 0               | 0             | 0               |
| 事務所費          | 9,428,114       | 11,201,816    | △ 1,773,702     |
| 需用費           | 6,281,471       | 7,875,541     | △ 1,594,070     |
| 交際費           | 63,000          | 63,000        | 0               |
| 広告費           | 131,800         | 216,500       | △ 84,700        |
| 雑費            | 43,385          | 41,652        | 1,733           |
| 公租公課          | 1,177,901       | 1,017,514     | 160,387         |
| 特定預金支出        | 6,000,129       | 5,000,221     | 999,908         |
| 経常費用計         | 2,008,996,381   | 419,833,446   | 1,589,162,935   |
| 当期経常増減額       | 8,974,011       | △ 1,344,478   | 10,318,489      |
| 3. 経常外増減の部    |                 |               |                 |
| (1) 経常外収益     |                 |               |                 |
| 退職引当資産取崩収入    | 22,058,671      | 4,938,184     | 17,120,487      |
| 経常外収益計        | 22,058,671      | 4,938,184     | 17,120,487      |
| (2) 経常外費用     |                 |               |                 |
| 退職金           | 22,058,671      | 4,938,184     | 17,120,487      |
| 経常外費用計        | 22,058,671      | 4,938,184     | 17,120,487      |
| 当期経常外増減額      | 0               | 0             | 0               |
| 当期一般正味財産増減額   | 8,974,011       | △ 1,344,478   | 10,318,489      |
| 一般正味財産期首残高    | 74,321,948      | 75,666,426    | △ 1,344,478     |
| 一般正味財産期末残高    | 83,295,959      | 74,321,948    | 8,974,011       |
| II 指定正味財産増減の部 |                 |               |                 |
| 当期指定正味財産増減額   | 0               | 0             | 0               |
| 指定正味財産期首残高    | 0               | 0             | 0               |
| 指定正味財産期末残高    | 0               | 0             | 0               |
| III 正味財産期末残高  | 83,295,959      | 74,321,948    | 8,974,011       |

## 収支計算表（資金ベース）

令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで

一般会計  
(収入の部)

(単位：円)

| 科 目        | 予算額           | 決算額             | 差引増<br>△減額      |
|------------|---------------|-----------------|-----------------|
| I 事業活動収支の部 |               |                 |                 |
| 1. 事業活動収入  |               |                 |                 |
| ①会費等収入     | (33,218,000)  | (33,218,000)    | 0               |
| 会費         | 29,998,000    | 29,998,000      | 0               |
| 振興大会負担金    | 3,220,000     | 3,220,000       | 0               |
| ②事務負担金収入   | (46,181,000)  | (55,667,143)    | (9,486,143)     |
| 給与負担金等収入   | 46,181,000    | 55,667,143      | 9,486,143       |
| ③事業収入      | (11,680,000)  | (11,306,985)    | (△373,015)      |
| 出版事業収入     | 6,700,000     | 5,794,785       | △ 905,215       |
| 木材製品認定収入   | 150,000       | 682,200         | 532,200         |
| 貸室収入       | 4,830,000     | 4,830,000       | 0               |
| ④補助金等収入    | (422,307,000) | (1,914,134,535) | (1,491,827,535) |
| 補助金        | 412,957,000   | 1,894,884,535   | 1,481,927,535   |
| 受託事業       | 9,350,000     | 19,250,000      | 9,900,000       |
| ⑤雑収入       | (200,000)     | (3,643,729)     | (3,443,729)     |
| 雑収入        | 200,000       | 3,643,729       | 3,443,729       |
| 事業活動収入計    | 513,586,000   | 2,017,970,392   | 1,504,384,392   |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目         | 予算額           | 決算額             | 差引増<br>△減額      |
|-------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 2. 事業活動支出   |               |                 |                 |
| ①事業費支出      | (452,005,000) | (1,938,180,681) | (1,486,175,681) |
| 木材産業振興活動費   | 4,206,000     | 3,378,088       | △ 827,912       |
| 補助事業費       | 412,957,000   | 1,894,884,535   | 1,481,927,535   |
| 受託事業費       | 9,350,000     | 19,250,000      | 9,900,000       |
| 木材普及調査事業費   | 5,300,000     | 4,479,391       | △ 820,609       |
| 出版事業費       | 5,100,000     | 3,983,429       | △ 1,116,571     |
| J A S 普及事業費 | 1,600,000     | 1,835,003       | 235,003         |
| 木材製品認定普及事業費 | 1,080,000     | 1,142,400       | 62,400          |
| 振興大会費       | 3,222,000     | 3,198,620       | △ 23,380        |
| 旅費交通費       | 4,100,000     | 3,028,016       | △ 1,071,984     |
| 会議費         | 2,530,000     | 195,899         | △ 2,334,101     |
| 負担金         | 2,560,000     | 2,805,300       | 245,300         |
| 減価償却費       | 0             | 0               | 0               |
| ②管理費支出      | (61,123,000)  | (63,637,670)    | (2,514,670)     |
| 役員報酬        | 9,866,000     | 6,774,267       | △ 3,091,733     |
| 給与手当        | 27,262,000    | 29,244,100      | 1,982,100       |
| 福利厚生費       | 9,211,000     | 11,671,533      | 2,460,533       |
| 事務負担金       | 200,000       | 0               | △ 200,000       |
| 事務所費        | 8,994,000     | 9,428,114       | 434,114         |
| 需要費         | 5,170,000     | 6,281,471       | 1,111,471       |
| 交際費         | 100,000       | 63,000          | △ 37,000        |
| 広告費         | 220,000       | 131,800         | △ 88,200        |
| 雑費          | 100,000       | 43,385          | △ 56,615        |
| ③諸税公課支出     | (1,010,000)   | (1,177,901)     | (167,901)       |
| 諸税公課        | 124,000       | 1,177,901       | 1,053,901       |
| 消費税         | 886,000       | 0               | △ 886,000       |
| ④特定預金支出     | (2,000,000)   | (6,000,129)     | (4,000,129)     |
| 退職給付引当金支出   | 2,000,000     | 6,000,129       | 4,000,129       |
| 事業活動支出計     | 516,138,000   | 2,008,996,381   | 1,492,858,381   |
| 事業活動収支差額    | △ 2,552,000   | 8,974,011       | 11,526,011      |
| II 投資活動収支の部 |               |                 |                 |
| 1. 投資活動収入   |               |                 |                 |
| 退職引当資産取崩収入  | 0             | 22,058,671      | 22,058,671      |
| 投資活動収入計     | 0             | 22,058,671      | 22,058,671      |
| 2. 投資活動支出   |               |                 |                 |
| 退職金         | 0             | 22,058,671      | 22,058,671      |
| 投資活動支出計     | 0             | 22,058,671      | 22,058,671      |
| 投資活動収支差額    | 0             | 0               | 0               |
| III 予備費支出   | 0             | 0               | 0               |
| 当期収支差額      | △ 2,552,000   | 8,974,011       | 11,526,011      |
| 前期繰越収支差額    | 47,675,940    | 74,321,948      | 26,646,008      |
| 次期繰越収支差額    | 45,123,940    | 83,295,959      | 38,172,019      |

## 令和3年度補正補助事業

### 貸借対照表(特別会計)

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 当年度    | 前年度         | 増 減           |
|-------------------|--------|-------------|---------------|
| <b>I 資産の部</b>     |        |             |               |
| 1 流動資産            |        |             |               |
| 普通預金              | 0      | 344,660,268 | △ 344,660,268 |
| 未収金               | 38,388 | 0           | 38,388        |
| 流動資産合計            | 38,388 | 344,660,268 | △ 344,621,880 |
| 2 固定資産            |        |             |               |
| 固定資産合計            |        |             | 0             |
| 資産合計              | 38,388 | 344,660,268 | △ 344,621,880 |
| <b>II 負債の部</b>    |        |             |               |
| 1 流動負債            |        |             |               |
| 借入金               | 38,388 | 0           | 38,388        |
| 未払金               | 0      | 344,660,268 | △ 344,660,268 |
| 未払費用              |        |             | 0             |
| 流動負債合計            | 38,388 | 344,660,268 | △ 344,621,880 |
| 2 固定負債            |        |             |               |
| 固定負債合計            |        |             | 0             |
| 負債合計              | 38,388 | 344,660,268 | △ 344,621,880 |
| <b>III 正味財産の部</b> |        |             |               |
| 正味財産合計            | 0      | 0           | 0             |
| 負債及び正味財産合計        | 38,388 | 344,660,268 | △ 344,621,880 |

(対象事業)

令和3年度補正 J A S 構造材消費拡大対策事業



## 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 増 減         |
|--------------|---------------|---------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |             |
| 1. 経常増減の部    |               |               |             |
| (1) 経常収益     |               |               |             |
| ①受取補助金等      | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 国庫補助金        | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 経常収益計        | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| (2) 経常費用     |               |               |             |
| ①事業費         | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 役員報酬         | 9,068,820     | 6,464,409     | 2,604,411   |
| 給料           | 14,658,510    | 14,509,372    | 149,138     |
| 賃借料          | 75,128,795    | 82,118,880    | △ 6,990,085 |
| 旅費           | 843,771       | 1,336,979     | △ 493,208   |
| 通信費          | 5,692,899     | 8,217,008     | △ 2,524,109 |
| 消耗品          | 272,767       | 273,672       | △ 905       |
| 印刷製本         | 2,701,543     | 11,212,153    | △ 8,510,610 |
| 会場借費         | 26,409,743    | 74,800        | △ 74,800    |
| 貸借料          | 420,745,026   | 23,352,221    | 3,057,522   |
| 広告宣伝         | 78,000        | 107,538,969   | 313,206,057 |
| 諸謝金          | 1,328,106,514 | 89,700        | △ 11,700    |
| 委託           | 1,310,151,569 | 17,954,945    | 17,954,945  |
| 経常費用計        | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 当期経常増減額      | 0             | 0             | 0           |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額  |
|--------------|---------------|---------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |             |
| 1 経常収益の部     |               |               |             |
| ①補助金等収入      | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 補助金等収益       | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 経常収益計        | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目     | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額  |
|---------|---------------|---------------|-------------|
| 2 経常費用  |               |               |             |
| ①事業費    | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 補助事業費   | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 経常外費用計  | 1,883,706,388 | 1,565,339,732 | 318,366,656 |
| 当期経常増減額 | 0             | 0             | 0           |

# 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目           | 金 額    | 摘 要       |
|---------------|--------|-----------|
| (資産の部)        |        |           |
| 普通預金          |        | りそな銀行赤坂支店 |
| 未収金           | 38,388 |           |
| 合 計           | 38,388 |           |
| (負債の部)        |        |           |
| 未払金           | 0      |           |
| 短期借入金 (一般会計内) | 38,388 |           |
| 小 計           | 38,388 |           |
| 正味財産          | 0      |           |
| 合 計           | 38,388 |           |

国産材マーク事務局事業

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 当年度       | 前年度       | 増 減    |
|------------|-----------|-----------|--------|
| I 資産の部     |           |           |        |
| 1 流動資産     |           |           |        |
| 普通預金       | 442,886   | 432,882   | 10,004 |
| 定期預金       | 2,400,898 | 2,400,857 | 41     |
| 流動資産合計     | 2,843,784 | 2,833,739 | 10,045 |
| 2 固定資産     |           |           |        |
| 固定資産合計     |           |           | 0      |
| 資産合計       | 2,843,784 | 2,833,739 | 10,045 |
| II 負債の部    |           |           |        |
| 1 流動負債     |           |           |        |
| 預り金        | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 流動負債合計     | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 2 固定負債     |           |           |        |
| 固定負債合計     |           |           | 0      |
| 負債合計       | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| III 正味財産の部 |           |           |        |
| 正味財産合計     | 443,784   | 433,739   | 10,045 |
| 負債及び正味財産合計 | 2,843,784 | 2,833,739 | 10,045 |

## 正味財産増減計算書

(令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度    | 前年度    | 増 減 |
|--------------|--------|--------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 |        |        |     |
| 1. 経常増減の部    |        |        |     |
| (1) 経常収益     |        |        |     |
| 事業収益         | 10,000 | 10,000 | 0   |
| 事業収入         | 10,000 | 10,000 | 0   |
| 国産材マーク収入     | 10,000 | 10,000 | 0   |
| 雑収益          | 52     | 45     | 7   |
| 受取利息         | 52     | 45     | 7   |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0      | 0   |
| 経常収益計        | 10,052 | 10,045 | 7   |
| (2) 経常費用     |        |        |     |
| ①事業費         | 7      | 0      | 7   |
| 役員報酬         | 0      | 0      | 0   |
| 給料手当         | 0      | 0      | 0   |
| 貸付金          | 0      | 0      | 0   |
| 事務負担金        | 0      | 0      | 0   |
| 福利厚生費        | 0      | 0      | 0   |
| 旅費交通費        | 0      | 0      | 0   |
| 委員等旅費        | 0      | 0      | 0   |
| 通信運搬費        | 0      | 0      | 0   |
| 減価償却費        | 0      | 0      | 0   |
| 消耗什器備品費      | 0      | 0      | 0   |
| 消耗品費         | 0      | 0      | 0   |
| 材料費          | 0      | 0      | 0   |
| 車借上料         | 0      | 0      | 0   |
| 印刷製本費        | 0      | 0      | 0   |
| 会議費          | 0      | 0      | 0   |
| 会場費          | 0      | 0      | 0   |
| 光熱水料         | 0      | 0      | 0   |
| 賃借料          | 0      | 0      | 0   |
| 広告宣伝費        | 0      | 0      | 0   |
| 諸謝金          | 0      | 0      | 0   |
| 租税公課         | 7      | 0      | 7   |
| 支払負担金        | 0      | 0      | 0   |
| 支払寄付金        | 0      | 0      | 0   |
| 委託費          | 0      | 0      | 0   |
| 経常費用計        | 7      | 0      | 7   |
| 当期経常増減額      | 10,045 | 10,045 | 0   |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで

### 特別会計

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度    | 前年度    | 差引増<br>△減額 |
|--------------|--------|--------|------------|
| I 一般正味財産増減の部 |        |        |            |
| 1. 経常収益の部    |        |        |            |
| ①事業収益        | 10,052 | 10,045 | 7          |
| 事業収入         | 10,000 | 10,000 | 0          |
| 国産材マーク収入     | 10,000 | 10,000 | 0          |
| 雑収益          | 52     | 45     | 7          |
| 受取利息         | 52     | 45     | 7          |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0      | 0          |
| 経常収益計        | 10,052 | 10,045 | 7          |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目     | 当年度    | 前年度    | 差引増<br>△減額 |
|---------|--------|--------|------------|
| 2. 経常費用 |        |        |            |
| ①事業費    | 7      | 0      | 7          |
| 事業費     | 0      | 0      | 0          |
| 租税公課    | 7      | 0      | 7          |
| 経常費用計   | 7      | 0      | 7          |
| 当期経常増減額 | 10,045 | 10,045 | 0          |

# 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目             | 場所・物量等       | 金 額       | 摘 要 |
|-----------------|--------------|-----------|-----|
| (流動資産の部)<br>預金  | 普通預金         | 442,886   |     |
|                 | 国産材マーク事業収入口座 | 442,886   |     |
|                 | 定期預金         | 2,400,898 |     |
|                 | 国産材マーク事業収入口座 | 2,400,898 |     |
| 流動資産合計          |              | 2,843,784 |     |
| 資産合計            |              | 2,843,784 |     |
| (流動負債の部)<br>預り金 | 預り金          | 2,400,000 |     |
|                 | 国産材マーク       | 2,400,000 |     |
| 流動負債合計          |              | 2,400,000 |     |
| 負債合計            |              | 2,400,000 |     |
| 正味財産            |              | 443,784   |     |

# 外国人技能実習

## 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 当年度         | 前年度         | 増 減     |
|-------------------|-------------|-------------|---------|
| <b>I 資産の部</b>     |             |             |         |
| 1. 流動資産           |             |             |         |
| 現金                | 0           | 0           | 0       |
| 普通預金              | 935,031     | 749,883     | 185,148 |
| 定期預金              | 0           | 0           | 0       |
| 流動資産合計            | 935,031     | 749,883     | 185,148 |
| 2. 固定資産           |             |             |         |
| 固定資産合計            | 0           | 0           | 0       |
| 資産合計              | 935,031     | 749,883     | 185,148 |
| <b>II 負債の部</b>    |             |             |         |
| 1. 流動負債           |             |             |         |
| 未払金               | 3,506,636   | 3,500,000   | 6,636   |
| 流動負債合計            | 3,506,636   | 3,500,000   | 6,636   |
| 2. 固定負債           |             |             |         |
| 固定負債合計            | 0           | 0           | 0       |
| 負債合計              | 3,506,636   | 3,500,000   | 6,636   |
| <b>III 正味財産の部</b> |             |             |         |
| 正味財産合計            | △ 2,571,605 | △ 2,750,117 | 178,512 |
| 負債及び正味財産合計        | 935,031     | 749,883     | 185,148 |



# 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度       | 前年度       | 増 減       |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 |           |           |           |
| 1. 経常増減の部    |           |           |           |
| (1) 経常収益     |           |           |           |
| ①受取入会金       | 920,000   | 860,000   | 60,000    |
| ②受取会費        | 6,040,000 | 5,595,000 | 445,000   |
| ③受検料収入       | 0         | 0         | 0         |
| ④出版収入        | 1,038,000 | 1,110,000 | △ 72,000  |
| ⑤雑収益         | 39,699    | 27        | 39,672    |
| 経常収益計        | 8,037,699 | 7,565,027 | 472,672   |
| (2) 経常費用     |           |           |           |
| ①事業費         |           |           | 0         |
| 給 与 負 担 金    | 5,000,000 | 5,200,000 | △ 200,000 |
| 旅 費 交 通 費    | 666,639   | 174,577   | 492,062   |
| 委 員 等 旅 費    | 146,895   | 48,550    | 98,345    |
| 通 信 運 搬 費    | 232,271   | 518,298   | △ 286,027 |
| 消 耗 品 費      | 76,455    | 21,290    | 55,165    |
| 印 刷 製 本 費    | 228,965   | 251,746   | △ 22,781  |
| 会 議 費        | 19,910    | 11,550    | 8,360     |
| 諸 謝 金        | 688,052   | 895,017   | △ 206,965 |
| 支 払 負 担 金    | 800,000   | 700,000   | 100,000   |
| 委 託 費        | 0         | 0         | 0         |
| 経常費用計        | 7,859,187 | 7,821,028 | 38,159    |
| 当期経常増減額      | 178,512   | △ 256,001 | 434,513   |

## 正味財産増減計算書（資金ベース）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度       | 前年度       | 増 減      |
|--------------|-----------|-----------|----------|
| I 一般正味財産増減の部 |           |           |          |
| 1 経常収益の部     |           |           |          |
| ①受取入会金       | 920,000   | 860,000   | 60,000   |
| ②受取会費        | 6,040,000 | 5,595,000 | 445,000  |
| ③受検料収入       | 0         | 0         | 0        |
| ④出版収入        | 1,038,000 | 1,110,000 | △ 72,000 |
| ⑤雑収益         | 39,699    | 27        | 39,672   |
| 経常収益計        | 8,037,699 | 7,565,027 | 472,672  |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目      | 当年度       | 前年度       | 増 減       |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 2 経常費用の部 |           |           |           |
| ①事業費     |           |           | 0         |
| 給与負担金    | 5,000,000 | 5,200,000 | △ 200,000 |
| 旅費交通費    | 666,639   | 174,577   | 492,062   |
| 委員等旅費    | 146,895   | 48,550    | 98,345    |
| 通信運搬費    | 232,271   | 518,298   | △ 286,027 |
| 消耗品費     | 76,455    | 21,290    | 55,165    |
| 印刷製本費    | 228,965   | 251,746   | △ 22,781  |
| 会議費      | 19,910    | 11,550    | 8,360     |
| 諸謝金      | 688,052   | 895,017   | △ 206,965 |
| 支払負担金    | 800,000   | 700,000   | 100,000   |
| 委託費      | 0         | 0         | 0         |
| 経常費用計    | 7,859,187 | 7,821,028 | 38,159    |
| 当期経常増減額  | 178,512   | △ 256,001 | 434,513   |

# 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 金 額         | 摘 要       |
|------------|-------------|-----------|
| (資産の部)     |             |           |
| 普通預金       | 935,031     | りそな銀行赤坂支店 |
| 合 計        | 935,031     |           |
| (負債の部)     |             |           |
| 未払金        | 3,506,636   |           |
| 合 計        | 3,506,636   |           |
| 正味財産       | △ 2,571,605 |           |
| 負債及び正味財産合計 | 935,031     |           |

上記のとおり報告します。

令和5年4月20日

一般社団法人 全国木材組合連合会

会 長 菅 野 康 則

上記について監査したところ正確であることを認めます。

令和5年4月20日

監 事 森 林 慎 介 ⑩

監 事 近 藤 藤 嗣 ⑩

監 事 海老原 光 男 ⑩

第 3 号 議 案

令 和 5 年 度

会 費 等 決 定 の 件



## 令和5年度会費等について

### 1. 会 費

#### (1) 都道府県木連会員

(単位：千円)

| 都道府県木連 | 金 額   | 備 考 | 都道府県木連 | 金 額    | 備 考 |
|--------|-------|-----|--------|--------|-----|
| 北海道    | 1,819 |     | 滋賀     | 285    |     |
| 青森     | 561   |     | 京都     | 433    |     |
| 岩手     | 529   |     | 大阪     | 1,000  |     |
| 宮城     | 456   |     | 兵庫     | 681    |     |
| 秋田     | 782   |     | 奈良     | 489    |     |
| 山形     | 403   |     | 和歌山    | 531    |     |
| 福島     | 595   |     | 鳥取     | 272    |     |
| 茨城     | 410   |     | 島根     | 328    |     |
| 栃木     | 433   |     | 岡山     | 451    |     |
| 群馬     | 465   |     | 広島     | 737    |     |
| 埼玉     | 456   |     | 山口     | 400    |     |
| 千葉     | 529   |     | 徳島     | 355    |     |
| 神奈川    | 626   |     | 香川     | 243    |     |
| 山梨     | 248   |     | 愛媛     | 473    |     |
| 東京     | 1,725 |     | 高知     | 437    |     |
| 新潟     | 627   |     | 福岡     | 487    |     |
| 富山     | 377   |     | 佐賀     | 183    |     |
| 石川     | 406   |     | 長崎     | 212    |     |
| 福井     | 279   |     | 熊本     | 484    |     |
| 長野     | 660   |     | 大分     | 484    |     |
| 岐阜     | 581   |     | 宮崎     | 484    |     |
| 静岡     | 1,000 |     | 鹿児島    | 484    |     |
| 愛知     | 1,030 |     | 沖縄     | 90     |     |
| 三重     | 598   |     | 計      | 25,618 |     |

#### (2) 業種別会員

(単位：千円)

| 団 体 名               | 金 額   | 備 考 |
|---------------------|-------|-----|
| (一社)全日本木材市場連盟       | 168   |     |
| 全国木材チップ工業連合会        | 50    |     |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟    | 168   |     |
| 全国素材生産業協同組合連合会      | 84    |     |
| 日本木材防腐工業組合          | 84    |     |
| (一社)木材産業退職金共済会      | 168   |     |
| 全国木材防虫JAS協議会        | 84    |     |
| 日本集成材工業協同組合         | 84    |     |
| (一社)日本フローリング工業会     | 84    |     |
| 日本複合・防音床板工業会        | 50    |     |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 | 84    |     |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 | 168   |     |
| 全国銘木連合会             | 84    |     |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 | 84    |     |
| (一社)日本特殊加工化粧板協会     | 84    |     |
| NPO法人日本パーク堆肥協会      | 84    |     |
| (一社)全国木材検査・研究協会     | 168   |     |
| 計                   | 1,780 |     |

## (3) 賛助会員

(単位：千円)

| 団 体 ・ 企 業 名      | 金 額   | 備 考 |
|------------------|-------|-----|
| 日本合板工業組合連合会      | 30    |     |
| 日本木材輸入協会         | 30    |     |
| 日本製紙連合会          | 30    |     |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 | 30    |     |
| (一社)日本林業土木連合協会   | 30    |     |
| (一社)林道安全協会       | 30    |     |
| 兼松日産農林(株)        | 30    |     |
| 住友林業(株)          | 30    |     |
| (株)ケー・エイチ・ケー     | 30    |     |
| 宮川工機(株)          | 30    |     |
| 大日本木材防腐(株)       | 30    |     |
| (株)一条工務店         | 30    |     |
| ニューハウス工業(株)      | 30    |     |
| 木構造振興(株)         | 30    |     |
| (株)久我            | 30    |     |
| 庄司木材(株)          | 30    |     |
| (一社)日本CLT協会      | 30    |     |
| ナイス(株)           | 30    |     |
| (一社)木のいえ一番協会     | 30    |     |
| (一社)林業機械化協会      | 30    |     |
| 小計               | 600   |     |
| 全国木材協同組合連合会      | 2,000 |     |
| 小計               | 2,000 |     |
| 計                | 2,600 |     |

会費合計                      29,998 千円

## 2. 全国木材産業振興大会負担金

|               |            |    |         |
|---------------|------------|----|---------|
| 都道府県木連会員 47団体 | 40千円 (1団体) | 計  | 1,880千円 |
| 業種別会員 17団体    | 20千円 ( " ) | 計  | 340千円   |
| 全木協連          |            | 計  | 1,000千円 |
|               |            | 合計 | 3,220千円 |



第 4 号 議 案

第 5 号 議 案



#### 第4号議案 令和5年度借入金最高限度額決定の件

借入金最高限度額は、3,000万円とする。

#### 第5号議案 令和5年度役員報酬決定の件

役員報酬は、年額2,000万円以内とする。



# 第 6 号 議 案

## 定 款 変 更 の 件



## 副会長の定数の変更

現在、副会長には、全 10 支部のうち 7 支部の代表者、業種別団体の代表者並びに全木連専務理事が在職しているが、すべての支部長を副会長に任命することとし、定款第 20 条の副会長の定数を「9 名以内」から「12 名以内」に変更したい。

### 新旧対照表

| 新                                                                                                                                                | 旧                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (役員)<br>第 20 条 本会に次の役員を置く。<br>(1) 理事 53 名以上 60 名以内<br>(2) 監事 2 名以上 3 名以内<br><br>2 理事のうち 1 名を会長、 <u>12 名以内</u> を副会長、1 名を専務、3 名以内を業務担当理事とすることができる。 | (役員)<br>第 20 条 本会に次の役員を置く。<br>(1) 理事 53 名以上 60 名以内<br>(2) 監事 2 名以上 3 名以内<br><br>2 理事のうち 1 名を会長、 <u>9 名以内</u> を副会長、1 名を専務、3 名以内を業務担当理事とすることができる。 |





(報告)

1. 令和5年度 事業計画
2. 令和5年度 収支予算



# 1. 令和5年度 事業計画について

## 第1 事業の方針

### 1 経済社会の動向

令和5年度においては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが引き下げられる一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の先行きや物価上昇等の新設住宅着工への影響が見通せないが、追い風が吹いている国産材利用拡大、非住宅建築物等の木造化、木質化などの動きを減速させないための活動が最も緊急かつ重要となっている。

これに向けて、非住宅、中高層建築、外構などの分野への木材需要拡大策や建築用木材の国産の製品等への転換を含む令和4年度補正予算、令和5年度予算・税制改正等を効果的に機能させることを含めて、木材需要拡大の加速化が必要である。

令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するため、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を目指すこととされている。また、同計画では、令和7年の総需要量を87百万 $\text{m}^3$ 、国産材の利用量を40百万 $\text{m}^3$ としており、脱炭素社会を構築する上で、エネルギー利用も含めた木材利用に対する期待は大きなものがある。

森林環境税・森林環境譲与税の活用と、森林経営管理法による市町村が主体となった効果的、効率的な森林施業の実現に向けた施策の展開を含め、国産材の安定供給体制の確立と木材需要拡大のための施策によって「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用へ向けた取組の促進が期待される。

### 2 木材利用・木材産業の動向と課題

(1) 令和5年度については、引き続きロシア・ウクライナ情勢や円安、物価高の影響が懸念される中、林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、特に都市での木材需要拡大とともに木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等に取り組むことが必要となっている。

都市での木材需要拡大のためには、木材利用が環境に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることへの理解を広めるための具体的なデータの収集、分析を行うとともに耐火性能の向上等技術的課題を克服し、戦後永く続いてきた街づくりにおける非木造化の流れを「木材を優先する（ウッドファースト）街づくり」へと変えていくことが必要である。

(2) 令和4年の新設住宅着工は、持家は減少したが、貸家及び分譲住宅が増加したため、昨年から0.4%増となる860千戸、うち木造住宅は昨年から5%減となる478千戸となった。木造率は56%と前年を3ポイント下回ることとなったが、平成21

年以降50%台が続く実績となった。脱炭素化、SDGsなどの観点から木材利用に追い風が吹いている中で、住宅建築に関して木材利用が停滞している状況にある。

住宅部門においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などにより「木造」への関心が一定の広まりをみせてはいるものの、今後、地域材を活用した住宅建築のシェアを拡大するため、地域における川上から川下までをつなぎ、需要に応じて低コストで安定供給できるサプライチェーンを確立することが課題となっている。

(3) 公共建築物等における木材利用については、法制度に基づく市町村方針は全体の94%の市町村で策定が行われており(令和4年12月末現在)、学校の木造3階建て建築に関連した建築基準改正などの流れを受け、民間の公共施設を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、新たな木製耐火資材など工法・部材の開発も次々に進められている。これらの部門における木造化、木質化は、林野庁の非住宅向け助成事業の効果もあり、各地での街づくり、商工業施設等への木材利用にも大きく波及していくことが期待されるため、JAS構造材等求められる性能をしっかりと発揮できる国産材の供給体制を拡大していく必要がある。

(4) 木材を使う街づくりへの取組、すなわち低層の高齢者介護施設、学校、図書館などをはじめ、中高層建築、商工業施設の木造化、木質化、大阪北部地震の際に危険性が指摘されたブロック塀から木塀への転換など、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及・PR等も推進していく必要がある。

(5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意された2020年以降の温暖化対策の中で森林整備が引き続き位置づけられており、すでに気候変動緩和への貢献が認められている伐採された後の木材が炭素を貯蔵する能力についての国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会づくりを進めるためのアピールを一層幅広く展開することが重要となっている。

国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境への貢献だけでなく、今後の社会、企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材、地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」については、今年の通常国会で改正が予定されており、効果的、効率的な運用に向けて取り組んでいく必要がある。

まず、川上の木材関連事業者として合法性が確認された木材以外は使わないこととし、クリーンウッド法で木材関連事業者となっている建築関係者等の川下の

関係者との連携を強化するとともに、主伐時代を迎えた国産材について伐採時点から合法性の連鎖を確立することで信頼性を確保し、利用者、消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を図る運動を一層進めていく必要がある。

さらに全木連は、令和4年6月に林業・木材産業7団体で行った「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて～共同行動宣言2022～」の一員として、再造林が放棄される等の深刻な事態への対応に向けて、持続可能性の確保された木材以外は使わないという方向へのシフトを図ること及びそれを支えるために持続性の確保された国産材原木・製品の安定的な供給体制の整備が急務となっている。

- (6) 国内の木材産業は、大型化、機械設備の高度化が進展してきているが、一方では後継者不足等による事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化、事業活動の維持発展のための製材品の需要拡大への取組が必要である。そのため、地域の建築需要等に応じた木材関連事業者の連携による安定した生産・加工、製品供給の体制の構築とともに、持続的な原木安定確保のための体制の確立が重要である。

また、高齢化、働き方改革、東京一極集中が進む中で、地方の労働力不足は、製造、輸送、販売などあらゆる部門に影響してきており、特に物流の2024年問題への対応は待ったなしの状況にある。一方、東南アジア諸国には我が国の製材部門に係る技術移転へのニーズも見られることから外国人技能実習制度の導入への実現が重要である。更に木材産業分野での特定技能制度導入の動きもみられことから、それへの対応も進めていくことが必要である。

- (7) 木材貿易関連については、TPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定が発効し、新たな国際貿易の枠組みへの対応が求められており、国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となってきた。ウッドショック発生により、海外からの木材調達に大きな不安が生じており、海外からの輸入に依存している現在の状況を克服していくことが国内木材産業の持続的発展に必要であることが明確になっている。

また、木材輸出については、令和4年の輸出額は前年に比べて11%増の527億円となっている。木材の輸出の拡大に向けて、新たな輸出先国の開拓、丸太輸出から付加価値の高い製材加工品の輸出あるいは米国、欧州、東南アジア諸国等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給など体制の整備を図っていくことが重要である。

そのような中で、今後の様々な国際情勢が不透明であることから、輸入先国の木材需給の急激な変化に対応するために関係機関、団体等との情報共有に努め、

会員に対して適切な発信が求められている。

- (8) ウッドショックの際に国産材が十分に輸入木材を代替できなかったことについては、乾燥機の不足が課題であることが明らかとなっている。このため乾燥機の導入はもとより、品質性能の確かなJAS製品の供給を拡大していくことが重要となっている。国産材においては、今後大径化することは必然となっており、伐採・搬出・運送から、加工・乾燥などの生産体制と技術的な対応が早急に求められている。

### 3 事業計画の重点

木材利用を優先する社会(ウッドファースト社会)の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため、次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- (1) 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進
- (2) 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組
- (3) 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立
- (4) 安全・安心の木材利用・供給の推進
- (5) 組織活動の活性化等

## 第2 事業計画

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

- (1) 国民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- (2) 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題について共有し、国、地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働きかける。

#### 2 消費者、需要者への普及活動

##### (1) 木材利用拡大への普及活動

- ア 規模の大きい展示会、全木連ホームページ等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用に関する各種知識・情報の提供、普及啓発

に取り組む。

- イ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木材PRポスター、カレンダー、リーフレットの作成配布、補助事業を活用したマスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及促進に努める。

## (2) 木材利用に関する教育活動等の推進

- ア 小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力などにより、児童生徒はもとより、教職員、保護者も含めた「木育」活動を推進する。
- イ 木育活動を行う関係者と連携して、将来を担う子供達に「木と共にある暮らしの木と触れ合うあたたか味」を感じてもらい、将来も木材を使ってもらえるような普及活動を推進する。

## 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

### (1) 気候変動問題等への対処

気候変動問題への取組に森林整備、伐採後の木材利用が正式に位置付けられたことを受け止め、非住宅を含む建築物の木造化、内装、外構の木質化が企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築及びそのために必要なデータの収集等に向けた取組を推進するとともに、ライフサイクルアセスメント(LCA)調査手法を用いて算出した「JAS構造材の排出源単位を活用した普及活動」に取り組む。

また、国民の間に浸透してきているSDGsの取組を活用し、循環型資源、地域型資源である国産材需要拡大への理解を一層深める活動を幅広く展開する。

### (2) 違法伐採対策の推進等

- ア 違法伐採対策に関しては、クリーンウッド法に対応して、輸入国として先的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、工務店等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進、供給体制整備、信頼性向上のための取組を強化する。
- イ クリーンウッド法の改正に対しては、グリーン購入法及び林野庁ガイドラインに基づく取組との整理を含めて、効果的、効率的な運用となるよう働きかけを強化する。また、会員等への迅速な情報提供に努めるとともに、法改正後においては、その円滑な運用に向けて会員等に周知するとともに体制整備の取組を推進する。
- ウ また、海外の林業・木材関係機関等と連携、協調して必要な情報の収集に努める。

### (3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスの発電利用等について、現状の燃料材の需給ひっ迫の状況に鑑み、

関係団体との一層の連携を図り、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築、情報提供などの推進に取り組む。

## II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

### 1 住空間への取組

#### (1) 木造住宅等の取組

ア 住宅部門における木材利用は、極めて重要であり、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及・PRや部材・製品開発等を推進する。また、地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

#### (2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な規制見直し、制度・対策、設計仕様等基準の充実、税制改正等に取り組む。

また、改正された建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」、「信頼」のJAS製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

#### (3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで推進してきた各地域における建築・設計関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、ウッドショックにより発生した住宅建築の国産材への転換の気運を拡大・普及していくため、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

### 2 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物、商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

(1) 「都市(まち)の木造化推進法」に基づき、公共建築物にあっては法制度に



基づく国等施設の着実な木造化、木質化、市町村方針策定の一層の拡大とそれに基づく実効性確保の推進活動に取り組む。また、協定制度の普及に努めるとともに、経済界との連携を図りつつ、民間建築物の木造化、木質化の拡大に取り組む。

木材利用推進中央協議会や森林を活かす都市の木造化推進協議会と連携し、制度・基準の見直しを国に働きかけつつ、国等の整備支援対策や建築事例などの普及、情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

(2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅、中高層建築物の木造化、木質化を推進するとともに外構における木材利用など、商工業施設、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において、木造化、内装材利用、遮熱材利用、外構施設等での利用などを拡大するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及・PR等の強化に取り組む。

(3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具への一層の木材利用推進に取り組む。

### 3 地域材・国産材の利用拡大

地域材・国産材の利用拡大に1及び2のほか次の事項に取り組む。

(1) 「木材利用推進中央協議会」、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」、「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」等、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体、NPO等との連携による取組に努める。

(2) 農林水産省木材利用推進計画等関係機関の取組に対応し、庁舎等の施設への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。

(3) 地域材製品・部材等の安定的な供給、大径材の利用開発に取り組む、特に製材品(ムク材)の利用の促進に努める。

## Ⅲ 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立

### 1 木材産業の経営安定化の取組

#### (1) 経営の安定化対策

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用を努める。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用に取り組む。

ウ 3年毎に見直される木材加工業における軽油引取税の免税措置の延長を確保する。

## (2) 雇用対策等

- ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進する。
- イ 働き方改革を進める中で、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働行政等諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)等を普及推進する。
- ウ 東南アジア諸国のニーズ等を踏まえ、木材加工職種(機械製材作業)を外国人技能実習の移行職種とするとともに、技能実習評価試験実施機関として早期に認定されるように取組、認定後は安全規範確認業務及び試験実施業務を開始する。
- エ 林野庁の「令和4年度外国人労働力確保に関する委託事業」の事務局として特定技能制度への木材産業の追加検討を行う。

## (3) 労働安全対策等

- ア 林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議等に参加し、情報提供等を行う。
- イ 令和5年度林野庁予算における労働安全関係事業に即して、製材工場等の安全診断・指導等を実施する。また、林業機械化協会と連携し林野庁予算事業による安全講習会等を実施する。

## (4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、感染症としての位置づけが引き下げられた後の取扱いに即して対応する。

## 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に、いわゆる物流の「2024年問題」も見据えながら取り組む。

### (1) 中小工場の有機的連携

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、需要に応じた安定供給などを推進する。

### (2) 高度な木材加工・流通構造の確立

- ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組を推進する。特に、品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

JAS構造材利用の拡大に対応し、JAS認定工場のJAS材生産の強化を図る。

- イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。
- ウ 住宅、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

### (3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

- ア 原木の安定供給・確保体制の構築や森林の持続可能性の確保された木材の安定供給体制の構築に向け、①中央や地方において需給情報連絡協議会に参加し、木材の需給動向の的確な把握や情報伝達、②需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等、③施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進、④ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進する。
- イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。
- ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。
- エ 持続可能性の確保された木材を生産するため、地域における再生林の確保の活動に取り組む。

### (4) 技術・製品開発への取組

- ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推進する。
- イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。
- ウ 中高層の建築物の木造化、木質化促進のため、建築関係者と連携し部材、工法等の開発を推進する。

### (5) 木材貿易・海外との交流

- ア 国産材の海外への輸出促進  
木材輸出振興協会等と連携して、家具等を含めた国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組を引続き推進する。
- イ 貿易問題への対応と海外との交流
  - (ア) 関係団体等との連携の下に、既に発効したTPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定による木材貿易の動向に重大な関心をもって見守るとともに国際競争力確保のため、国内対策の一層の充実を国に働きかけるとともに、効果的な実施に努める。
  - (イ) 米国、インドネシア等の木材関係団体等との意見交換を引続き実施するとともに、新たに韓国の木材関係団体との意見交換に取り組む。
  - (ウ) 輸入木材、木材製品のクリーンウッド法への対応について、合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

### 3 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

## IV 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築物においては構造計算に耐えられる品質性能の明確な木材製品の供給が不可欠であり、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示に取り組む。また、産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進する。

#### (1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

ア 一般消費者、需要者、建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、JAS製品の普及を図るため、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組む。

なお、これまで全市連、全買連と共同して実施してきたJAS製材品普及推進展示会については当面開催を見送ることとし、今後の在り方について検討する。

イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材JAS製品の率先使用を推進する。

ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給の図る必要があり、その手段としてのJAS製品の重要性について木材産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、中高層分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者、材料供給者が連携を強化する幅広い取組を展開する。

エ 林野庁補助事業を活用し、都道府県公設林試の研究員等による人工乾燥技術に関する試験調査事業を継続するとともに、引き続き必要な調査を行う。

オ FAMICにおけるJAS規格の原案作成検討会に委員として参画し、木材の生産、加工、流通の観点から改正に対する意見を提言する。

#### (2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引き続き適切に実施する。

#### (3) 合法木材・都道府県産認証材の取組及びクリーンウッド法への対応

ア クリーンウッド法に対応して、林野庁ガイドラインに基づく認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、需要者、消費者の違法伐採対策への理解を深め、民間需要における合法伐採木材の利用拡大を図るため、展示

会等に出展し、各種メディアを活用した普及活動を展開する。

- イ クリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行と林野庁ガイドラインに基づく事業者認定及び合法木材供給制度の信頼性確保のため、認定団体、合法木材供給事業者等を対象とした研修会、セミナー等を開催する。
- ウ クリーンウッド法の見直し、改正の動きに対応し、会員、木材関連事業者、消費者等への情報提供、理解の促進対策の構築に努める。
- エ 都道府県産材認証制度等の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに、都道府県の枠を超えた取組の在り方についても都道府県関係者と連携し検討する。

## 2 木材の健康・安全対策

### (1) 木材の健康性能の普及

- ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組む。
- イ アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては、木材利用促進に支障がないよう引続き適切に対応する。
- ウ 自然素材(ムク材)は、健康に影響のある化学物質を放散しないことをPRし、内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第57回全国木材産業振興大会を、10月19日に群馬県(高崎市)において関東支部、群馬県木連の協力の下に開催する。

### 2 団体活動の活性化等

#### (1) 制度・施策の提言等

国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との意見交換、木材利用拡大を通じた木材・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。

#### (2) 関係団体との連携強化

木材利用推進の飛躍的な拡大を図るため、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を中心に、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

#### (3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

- ア 全木連ホームページ、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木材利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

ウ 木材利用優良施設カレンダーを作成し、木材利用促進に努める。

**(4) 各種委員会の開催**

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のために各種委員会の開催を行う。

**(5) その他**

全木連事務局が入居する永田町ビルは建替が予定されており、令和6年6月末までの事務所退去が求められていることから、移転先等について検討する。

## 2. 令和5年度収支予算

令和5年度収支予算書総括表  
(令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度         | 摘 要 |
|--------------|-------------|-------------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 |             |             |     |
| 1. 経常増減の部    |             |             |     |
| (1) 経常収益     |             |             |     |
| ①受取会費        | 29,998,000  | 29,998,000  |     |
| ②負担金収入       | 3,220,000   | 3,220,000   |     |
| ③事業等収入       | 64,580,000  | 57,861,000  |     |
| 事務収入         | 53,800,000  | 46,181,000  |     |
| 事業収入         | 10,780,000  | 11,680,000  |     |
| 出版事業         | 5,800,000   | 6,700,000   |     |
| 木材製品認定収入     | 150,000     | 150,000     |     |
| 貸室収入         | 4,830,000   | 4,830,000   |     |
| ④受取補助金等      | 552,437,499 | 422,307,000 |     |
| 国庫補助金        | 534,455,000 | 412,957,000 |     |
| 受託事業収入       | 17,982,499  | 9,350,000   |     |
| ⑤雑収益         | 200,000     | 200,000     |     |
| 経常収益計        | 650,435,499 | 513,586,000 |     |

(単位:円)

| 科 目      | 当年度         | 前年度         | 摘 要 |
|----------|-------------|-------------|-----|
| (2) 經常費用 |             |             |     |
| ①事業費     | 633,142,499 | 501,909,000 |     |
| 役員報酬     | 11,282,000  | 10,282,000  |     |
| 貸付金      | 46,020,000  | 44,020,000  |     |
| 事務負担金    | 29,077,000  | 29,077,000  |     |
| 福利厚生費    | 0           | 0           |     |
| 旅費交通費    | 8,435,000   | 8,435,000   |     |
| 委員等旅費    | 13,677,000  | 13,677,000  |     |
| 通信運搬費    | 0           | 0           |     |
| 減価償却費    | 5,009,000   | 5,009,000   |     |
| 消耗什器備品費  | 0           | 0           |     |
| 消耗品費     | 570,000     | 570,000     |     |
| 材料費      | 2,158,000   | 2,158,000   |     |
| 車借上料     | 5,876,000   | 5,876,000   |     |
| 印刷製本費    | 0           | 0           |     |
| 会議場費     | 9,589,000   | 9,589,000   |     |
| 光熱水料     | 1,690,000   | 1,690,000   |     |
| 賃借料      | 840,000     | 840,000     |     |
| 広告宣伝費    | 125,000     | 125,000     |     |
| 諸謝金      | 15,905,000  | 15,905,000  |     |
| 租税公課     | 9,661,000   | 8,558,000   |     |
| 交際諸費     | 6,345,000   | 6,345,000   |     |
| 雑費       | 0           | 0           |     |
| 支払負担金    | 118,000     | 118,000     |     |
| 支払寄付金    | 15,808,000  | 15,808,000  |     |
| 委託引当金    | 4,537,000   | 4,537,000   |     |
| 退職金      | 260,000     | 260,000     |     |
| ②管理費     | 444,560,499 | 317,430,000 |     |
| 役員報酬     | 1,600,000   | 1,600,000   |     |
| 貸付金      | 17,293,000  | 14,227,000  |     |
| 事務負担金    | 1,677,000   | 1,677,000   |     |
| 福利厚生費    | 4,600,000   | 4,130,000   |     |
| 旅費交通費    | 505,000     | 505,000     |     |
| 通信運搬費    | 200,000     | 200,000     |     |
| 消耗什器備品費  | 1,985,000   | 1,566,000   |     |
| 消耗品費     | 1,867,000   | 1,867,000   |     |
| 材料費      | 320,000     | 320,000     |     |
| 印刷製本費    | 0           | 0           |     |
| 会議場費     | 100,000     | 100,000     |     |
| 光熱水料     | 0           | 0           |     |
| 賃借料      | 250,000     | 250,000     |     |
| 広告宣伝費    | 70,000      | 39,000      |     |
| 諸謝金      | 120,000     | 78,000      |     |
| 交際諸費     | 70,000      | 47,000      |     |
| 租税公課     | 1,610,000   | 1,529,000   |     |
| 支払負担金    | 220,000     | 220,000     |     |
| 委託引当金    | 0           | 0           |     |
| 退職金      | 40,000      | 40,000      |     |
| 事務所移転費用  | 1,010,000   | 1,010,000   |     |
| 退職金繰入    | 4,000       | 4,000       |     |
| 事務所移転費用  | 100,000     | 100,000     |     |
| 退職金繰入    | 100,000     | 100,000     |     |
| 事務所移転費用  | 45,000      | 45,000      |     |
| 退職金繰入    | 400,000     | 400,000     |     |
| 事務所移転費用  | 2,000,000   | 0           |     |
| 經常費用計    | 650,435,499 | 516,136,000 |     |
| 当期經常増減額  | 0           | △ 2,550,000 |     |



令和5年度正味財産増減計算書実施事業内訳

(令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 実施事業会計       |             |              | その他会計      |             |             | 法人会計       | 合計          |
|--------------|--------------|-------------|--------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|              | 木材普及・調査事業    | 認証木材の普及事業   | 小計           | 出版事業       | その他事業       | 小計          |            |             |
| I 一般正味財産増減の部 |              |             |              |            |             |             |            |             |
| 1. 経常増減の部    |              |             |              |            |             |             |            |             |
| (1) 経常収益     |              |             |              |            |             |             |            |             |
| ①受取会費        | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           | 29,998,000 | 29,998,000  |
| ②負担金収入       | 0            | 0           | 0            | 3,220,000  | 0           | 3,220,000   | 0          | 3,220,000   |
| ③事業等収入       | 0            | 150,000     | 150,000      | 64,430,000 | 0           | 64,430,000  | 0          | 64,580,000  |
| 事務収入         | 0            | 0           | 0            | 53,800,000 | 0           | 53,800,000  | 0          | 53,800,000  |
| 事業収入         | 0            | 150,000     | 150,000      | 10,630,000 | 0           | 10,630,000  | 0          | 10,780,000  |
| 出版事業         | 0            | 0           | 0            | 5,800,000  | 0           | 5,800,000   | 0          | 5,800,000   |
| 木材製品認定事業     | 0            | 150,000     | 150,000      | 0          | 0           | 0           | 0          | 150,000     |
| 貸室収入         | 0            | 0           | 0            | 4,830,000  | 0           | 4,830,000   | 0          | 4,830,000   |
| ④受取補助金等      | 0            | 0           | 0            | 0          | 552,437,499 | 552,437,499 | 0          | 552,437,499 |
| 国庫補助金        | 0            | 0           | 0            | 0          | 534,455,000 | 534,455,000 | 0          | 534,455,000 |
| 受託事業収入       | 0            | 0           | 0            | 0          | 17,982,499  | 17,982,499  | 0          | 17,982,499  |
| ⑤雑収益         | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           | 200,000    | 200,000     |
| 経常収益計        | 0            | 150,000     | 150,000      | 67,650,000 | 552,437,499 | 620,087,499 | 30,198,000 | 650,435,499 |
| (2) 経常費用     |              |             |              |            |             |             |            |             |
| ①事業費         |              |             |              |            |             |             |            |             |
| 役員報酬         | 2,251,000    | 783,000     | 3,034,000    | 7,248,000  | 1,000,000   | 8,248,000   |            | 633,142,499 |
| 給料手当         | 4,073,000    | 1,059,000   | 5,132,000    | 17,337,000 | 23,551,000  | 40,888,000  |            | 11,282,000  |
| 賃借料          | 296,000      | 74,000      | 370,000      | 2,096,000  | 26,611,000  | 28,707,000  |            | 46,020,000  |
| 事務負担金        | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 29,077,000  |
| 福利厚生費        | 1,515,000    | 310,000     | 1,825,000    | 6,610,000  | 0           | 6,610,000   |            | 0           |
| 旅費交通費        | 755,000      | 6,000       | 761,000      | 3,339,000  | 9,577,000   | 12,916,000  |            | 8,435,000   |
| 委員等旅費        | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 13,677,000  |
| 通信運搬費        | 150,000      | 62,000      | 212,000      | 2,513,000  | 2,284,000   | 4,797,000   |            | 0           |
| 減価償却費        | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 5,009,000   |
| 消耗什器備品費      | 82,000       | 21,000      | 103,000      | 467,000    | 0           | 467,000     |            | 0           |
| 消耗品費         | 4,000        | 15,000      | 19,000       | 1,169,000  | 970,000     | 2,139,000   |            | 570,000     |
| 材料費          | 394,000      | 0           | 394,000      | 0          | 5,482,000   | 5,482,000   |            | 2,158,000   |
| 車借上料         | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 5,876,000   |
| 印刷製本費        | 130,000      | 83,000      | 213,000      | 6,089,000  | 3,287,000   | 9,376,000   |            | 0           |
| 会議費          | 38,000       | 29,000      | 67,000       | 1,623,000  | 0           | 1,623,000   |            | 9,589,000   |
| 会場費          | 50,000       | 30,000      | 80,000       | 760,000    | 0           | 760,000     |            | 1,690,000   |
| 光熱水料費        | 22,000       | 5,000       | 27,000       | 98,000     | 0           | 98,000      |            | 840,000     |
| 賃借料          | 1,079,000    | 270,000     | 1,349,000    | 6,116,000  | 8,440,000   | 14,556,000  |            | 125,000     |
| 広告宣伝費        | 9,000        | 11,000      | 20,000       | 1,241,000  | 8,400,000   | 9,641,000   |            | 15,905,000  |
| 諸謝金          | 0            | 0           | 0            | 0          | 6,345,000   | 6,345,000   |            | 9,661,000   |
| 租税公課         | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 6,345,000   |
| 交際諸費         | 20,000       | 39,000      | 59,000       | 59,000     | 0           | 59,000      |            | 0           |
| 雑費           | 1,000        | 2,000       | 3,000        | 27,000     | 15,778,000  | 15,805,000  |            | 118,000     |
| 支払負担金        | 119,000      | 90,000      | 209,000      | 4,328,000  | 0           | 4,328,000   |            | 15,808,000  |
| 支払寄付金        | 180,000      | 80,000      | 260,000      | 0          | 0           | 0           |            | 4,537,000   |
| 委託費          | 1,030,000    | 80,000      | 1,110,000    | 2,738,000  | 440,712,499 | 443,450,499 |            | 260,000     |
| 退職金引当金       | 185,000      | 55,000      | 240,000      | 1,360,000  | 0           | 1,360,000   |            | 444,560,499 |
| ②管理費         |              |             |              |            |             |             | 17,293,000 | 1,600,000   |
| 役員報酬         |              |             |              |            |             |             | 1,677,000  | 17,293,000  |
| 給料手当         |              |             |              |            |             |             | 4,600,000  | 1,677,000   |
| 賃借料          |              |             |              |            |             |             | 505,000    | 4,600,000   |
| 事務負担金        |              |             |              |            |             |             | 200,000    | 505,000     |
| 福利厚生費        |              |             |              |            |             |             | 1,985,000  | 200,000     |
| 旅費交通費        |              |             |              |            |             |             | 1,867,000  | 1,985,000   |
| 通信運搬費        |              |             |              |            |             |             | 320,000    | 1,867,000   |
| 消耗什器備品費      |              |             |              |            |             |             | 0          | 320,000     |
| 消耗品費         |              |             |              |            |             |             | 100,000    | 0           |
| 材料費          |              |             |              |            |             |             | 0          | 100,000     |
| 印刷製本費        |              |             |              |            |             |             | 250,000    | 0           |
| 会議費          |              |             |              |            |             |             | 70,000     | 250,000     |
| 会場費          |              |             |              |            |             |             | 120,000    | 70,000      |
| 光熱水料費        |              |             |              |            |             |             | 70,000     | 120,000     |
| 賃借料          |              |             |              |            |             |             | 1,610,000  | 70,000      |
| 広告宣伝費        |              |             |              |            |             |             | 220,000    | 1,610,000   |
| 諸謝金          |              |             |              |            |             |             | 0          | 220,000     |
| 交際諸費         |              |             |              |            |             |             | 40,000     | 0           |
| 租税公課         |              |             |              |            |             |             | 1,010,000  | 40,000      |
| 支払負担金        |              |             |              |            |             |             | 4,000      | 1,010,000   |
| 委託費          |              |             |              |            |             |             | 100,000    | 4,000       |
| 雑費           |              |             |              |            |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 登記料          |              |             |              |            |             |             | 45,000     | 100,000     |
| 退職金引当金       |              |             |              |            |             |             | 400,000    | 45,000      |
| 事務所移転費用引当金   |              |             |              |            |             |             | 2,000,000  | 400,000     |
| 経常費用計        | 12,383,000   | 3,104,000   | 15,487,000   | 65,218,000 | 552,437,499 | 617,655,499 | 17,293,000 | 2,000,000   |
| 当期経常増減額      | △ 12,383,000 | △ 2,954,000 | △ 15,337,000 | 2,432,000  | 0           | 2,432,000   | 12,905,000 | 650,435,499 |

令和5年度収支予算（参考：資金ベース）

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目        | 予算額           | 前年度予算額        | 備 考    |
|------------|---------------|---------------|--------|
| I 事業活動収支の部 |               |               |        |
| 1. 事業活動収入  |               |               |        |
| ①会費等収入     | (33,218,000)  | (33,218,000)  |        |
| 会費         | 29,998,000    | 29,998,000    |        |
| 振興大会負担金    | 3,220,000     | 3,220,000     | R5年群馬  |
| ②事務負担金収入   | (53,800,000)  | (46,181,000)  |        |
| 給与負担金等収入   | 53,800,000    | 46,181,000    | 特別会計分外 |
| ③事業収入      | (10,780,000)  | (11,680,000)  |        |
| 出版事業収入     | 5,800,000     | 6,700,000     |        |
| 木材製品認定収入   | 150,000       | 150,000       |        |
| 貸室収入       | 4,830,000     | 4,830,000     | 全木検外   |
| ④補助金等収入    | (552,437,499) | (422,307,000) |        |
| 補助金        | 534,455,000   | 412,957,000   |        |
| 受託事業       | 17,982,499    | 9,350,000     |        |
| ⑤雑収入       | (200,000)     | (200,000)     |        |
| 雑収入        | 200,000       | 200,000       |        |
| 事業活動収入計    | 650,435,499   | 513,586,000   |        |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目          | 予算額             | 前年度予算額          | 備 考         |
|--------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 2. 事業活動支出    |                 |                 |             |
| ①事業費支出       | (581, 873, 499) | (452, 003, 000) |             |
| 木材産業振興活動費    | 3, 300, 000     | 4, 206, 000     | 総会外印刷物等     |
| 補助事業費        | 534, 455, 000   | 412, 957, 000   |             |
| 受託事業費        | 17, 982, 499    | 9, 350, 000     |             |
| 木材普及調査事業費    | 5, 700, 000     | 5, 300, 000     | 市況調査外       |
| 出版事業費        | 5, 100, 000     | 5, 100, 000     | ポスター外       |
| J A S 普及事業費  | 1, 600, 000     | 1, 600, 000     | JAS展        |
| 木材製品認定普及事業費  | 1, 080, 000     | 1, 080, 000     | 展示会等        |
| 振興大会費        | 3, 220, 000     | 3, 220, 000     |             |
| 旅費交通費        | 4, 100, 000     | 4, 100, 000     |             |
| 会議費          | 2, 530, 000     | 2, 530, 000     |             |
| 負担金          | 2, 806, 000     | 2, 560, 000     |             |
| 減価償却費        | 0               | 0               |             |
| ②管理費支出       | (63, 552, 000)  | (61, 123, 000)  |             |
| 役員報酬         | 9, 866, 000     | 9, 866, 000     |             |
| 給与手当         | 27, 262, 000    | 27, 262, 000    |             |
| 福利厚生費        | 11, 000, 000    | 9, 211, 000     |             |
| 事務負担金        | 200, 000        | 200, 000        |             |
| 事務所費         | 8, 994, 000     | 8, 994, 000     | 借室料         |
| 需用費          | 5, 810, 000     | 5, 170, 000     | 通信、光熱水料、旅費外 |
| 交際費          | 100, 000        | 100, 000        |             |
| 広告費          | 220, 000        | 220, 000        |             |
| 雑費           | 100, 000        | 100, 000        |             |
| ③諸税公課支出      | (1, 010, 000)   | (1, 010, 000)   |             |
| 諸税公課         | 124, 000        | 124, 000        |             |
| 消費税          | 886, 000        | 886, 000        |             |
| ④特定預金支出      | (4, 000, 000)   | (2, 000, 000)   |             |
| 退職給付引当金支出    | 2, 000, 000     | 2, 000, 000     |             |
| 事務所移転費用引当金支出 | 2, 000, 000     | 0               | R6年移転       |
| 事業活動支出計      | 650, 435, 499   | 516, 136, 000   |             |
| 事業活動収支差額     | 0               | △ 2, 550, 000   |             |
| II 投資活動収支の部  |                 |                 |             |
| 1. 投資活動収入    |                 |                 |             |
| 退職引当資産取崩収入   | 0               | 0               |             |
| 投資活動収入計      | 0               | 0               |             |
| 2. 投資活動支出    |                 |                 |             |
| 退職金          | 0               | 0               |             |
| 投資活動支出計      | 0               | 0               |             |
| 投資活動収支差額     | 0               | 0               |             |
| III 予備費支出    |                 |                 |             |
| 当期収支差額       | 0               | △ 2, 550, 000   |             |
| 前期繰越収支差額     | 74, 321, 948    | 47, 675, 940    |             |
| 次期繰越収支差額     | 74, 321, 948    | 45, 125, 940    |             |

令和5年度収支予算(資金ベース)

特別会計

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目             | 予 算 額         | 前年度予算額        | 備 考     |
|-----------------|---------------|---------------|---------|
| I 事業活動収入の部      |               |               |         |
| 1 事業活動収入        |               |               |         |
| ① 補助金等収入        | 1,845,000,000 | 2,740,000,000 |         |
| JAS構造材実証・転換支援事業 | 0             | 2,740,000,000 | 令和3年度補正 |
| JAS構造材実証支援事業    | 1,845,000,000 | 0             | 令和4年度補正 |
| 事業活動収入計         | 1,845,000,000 | 2,740,000,000 |         |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目             | 予 算 額         | 前年度予算額        | 備 考     |
|-----------------|---------------|---------------|---------|
| II 事業活動支出の部     |               |               |         |
| 1 事業費支出         |               |               |         |
| ①補助事業費          | 1,845,000,000 | 2,740,000,000 |         |
| JAS構造材実証・転換支援事業 | 0             | 2,740,000,000 | 令和3年度補正 |
| JAS構造材実証支援事業    | 1,845,000,000 | 0             | 令和4年度補正 |
| 事業活動支出計         | 1,845,000,000 | 2,740,000,000 |         |
| 事業活動収支差         | 0             | 0             |         |

令和5年度収支予算(資金ベース)

特別会計

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目        | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考 |
|------------|--------|--------|-----|
| I 事業活動収入の部 |        |        |     |
| 1 事業活動収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| ① 国産材マーク収入 | 20,000 | 20,000 |     |
| 国産材マーク収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| 事業活動収入計    | 20,000 | 20,000 |     |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目         | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考       |
|-------------|--------|--------|-----------|
| II 事業活動収入の部 |        |        |           |
| 1 事業費支出     |        |        |           |
| ① 国産材マーク事業費 | 20,000 | 20,000 | ホームページ更新等 |
| 国産材マーク事業費   | 20,000 | 20,000 |           |
| 事業活動支出計     | 20,000 | 20,000 |           |
| 事業活動収支差     | 0      | 0      |           |

令和5年度収支予算（参考：資金ベース）

特別会計（外国人技能実習）

（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目        | 予 算 額      | 前年度予算額     | 備 考 |
|------------|------------|------------|-----|
| I 事業活動収入の部 |            |            |     |
| 1 事業活動収入   |            |            |     |
| ① 受取入会金    | 500,000    | 500,000    |     |
| ② 受取会費     | 6,870,000  | 6,360,000  |     |
| ③ 認定料収入    | 2,000,000  | 2,000,000  |     |
| ④ 受検料収入    | 4,000,000  | 2,000,000  |     |
| ⑤ 出版収入     | 100,000    | 250,000    |     |
| ⑥ 雑収入      | 50,000     | 10,000     |     |
| 事業活動収入計    | 13,520,000 | 11,120,000 |     |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目         | 予 算 額       | 前年度予算額      | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|-----|
| II 事業活動支出の部 |             |             |     |
| 1 事業費支出     |             |             |     |
| 給与負担金       | 8,300,000   | 9,200,000   |     |
| 賃金          | 0           | 900,000     |     |
| 旅費交通費       | 2,360,000   | 1,291,000   |     |
| 委員等旅費       | 570,000     | 467,000     |     |
| 通信運搬費       | 1,200,000   | 650,000     |     |
| 消耗品費        | 220,000     | 130,000     |     |
| 印刷製本費       | 100,000     | 60,000      |     |
| 会議費         | 150,000     | 100,000     |     |
| 諸謝金         | 1,080,000   | 834,000     |     |
| 支払負担金       | 800,000     | 700,000     |     |
| 事業活動支出計     | 14,780,000  | 14,332,000  |     |
| 事業活動収支差     | △ 1,260,000 | △ 3,212,000 |     |

# 会 員 名 簿





## 会 員 名 簿

### 1) 都道府県木連会員

| 名 称             | 代 表 者         |
|-----------------|---------------|
| 北海道木材産業協同組合連合会  | 松 原 正 和 (副会長) |
| 青森県木材協同組合       | 齋 藤 涉         |
| 岩手県木材産業協同組合     | 日 當 和 孝 (副会長) |
| 宮城県木材協同組合       | 千 葉 基         |
| 秋田県木材産業協同組合連合会  | 大 坂 真 一       |
| 山形県木材産業協同組合     | 松 田 賢         |
| 福島県木材協同組合連合会    | 鈴 木 裕 一       |
| 茨城県木材協同組合連合会    | 野 上 満 正       |
| 栃木県木材業協同組合連合会   | 東 泉 清 壽       |
| (一社)群馬県木材組合連合会  | 平 方 宏 (副会長)   |
| (一社)埼玉県木材協会     | 島 崎 政 敏       |
| (一社)千葉県木材振興協会   | 田 淵 和 正       |
| 神奈川県木材業協同組合連合会  | 栗 林 一 郎       |
| (一社)山梨県木材協会     | 天 野 公 夫       |
| (一社)東京都木材団体連合会  | 庄 司 良 雄 (支部長) |
| 新潟県木材組合連合会      | 重 川 隆 廣 (副会長) |
| 富山県木材組合連合会      | 米 澤 政 幸       |
| (公社)石川県木材産業振興協会 | 通 善 一 洋       |
| 福井県木材組合連合会      | 谷 崎 信 雄       |
| 長野県木材協同組合連合会    | 宮 崎 正 毅       |
| 岐阜県木材協同組合連合会    | 吉 田 芳 治       |
| 静岡県木材協同組合連合会    | 伊 藤 晴 康       |
| (一社)愛知県木材組合連合会  | 西 垣 洋 一 (副会長) |
| 三重県木材組合連合会      | 落 合 賢 治       |
| 滋賀県木材協会         | 高 橋 文 夫       |
| (一社)京都府木材組合連合会  | 辻 井 重         |

| 名 称             | 代 表 者         |
|-----------------|---------------|
| (一社)大阪府木材連合会    | 津 田 潮         |
| 兵庫県木材業協同組合連合会   | 谷 口 幸 三       |
| 奈良県木材協同組合連合会    | 谷 奥 忠 嗣       |
| 和歌山県木材協同組合連合会   | 榎 本 長 治 (副会長) |
| 鳥取県木材協同組合連合会    | 前 田 八 壽 彦     |
| (一社)島根県木材協会     | 三 吉 庸 善       |
| (一社)岡山県木材組合連合会  | 田 中 信 行       |
| (一社)広島県木材組合連合会  | 竹 内 徳 將 (支部長) |
| 一般社団法人山口県木材協会   | 林 克 彦         |
| 徳島県木材協同組合連合会    | 松 田 功         |
| (一社)香川県木材協会     | 樋 口 浩 良       |
| (一社)愛媛県木材協会     | 菊 池 正         |
| (一社)高知県木材協会     | 小 川 康 夫 (支部長) |
| (一社)福岡県木材組合連合会  | 平 川 辰 男       |
| (一社)佐賀県木材協会     | 山 口 誠 二       |
| (一社)長崎県木材組合連合会  | 鶴 田 修         |
| (一社)熊本県木材協会連合会  | 鍬 本 行 廣       |
| 大分県木材協同組合連合会    | 安 部 省 祐 (副会長) |
| 宮崎県木材協同組合連合会    | 高 嶺 清 二       |
| (一社)鹿児島県林材協会連合会 | 柴 立 鉄 彦       |
| (一社)沖縄県木材協会     | 小 山 幹 太       |

2) 業種別団体会員

| 名 称                 | 代 表 者         |
|---------------------|---------------|
| (一社)全日本木材市場連盟       | 守 屋 長 光       |
| 全国木材チップ工業連合会        | 佐 合 隆 治       |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟    | 早 川 金 光       |
| 全国素材生産業協同組合連合会      | 日 高 勝 三 郎     |
| 日本木材防腐工業組合          | 越 井 潤         |
| 日本集成材工業協同組合         | 中 島 浩 一 郎     |
| (一社)日本フローリング工業会     | 田 伏 大 伸       |
| 日本複合・防音床材工業会        | 松 川 保         |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 | 植 竹 孝 広       |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 | 原 田 実 生       |
| 全国銘木連合会             | 吉 田 芳 治       |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 | 松 尾 和 俊 (副会長) |
| (一社)日本特殊加工化粧板協議会    | 荒 浪 力 也       |
| 特定非営利活動法人 日本パーク堆肥協会 | 奥 田 哲 士       |
| (一社)全国木材検査・研究協会     | 島 田 泰 助       |
| 全国木材防虫JAS協議会        | 長 谷 川 健 治     |
| (一社)木材産業退職金共済会      | 菅 野 康 則       |

### 3) 賛助会員

| 名                | 称 |
|------------------|---|
| 兼松サステック(株)       |   |
| 住友林業(株)          |   |
| (株)ケー・エイチ・ケー     |   |
| 宮川工機(株)          |   |
| 大日本木材防腐(株)       |   |
| 日本製紙連合会          |   |
| (株)一条工務店         |   |
| 日本木材輸入協会         |   |
| ニューハウス工業(株)      |   |
| 木構造振興(株)         |   |
| (株)久我            |   |
| 庄司木材(株)          |   |
| 日本合板工業組合連合会      |   |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 |   |
| (一社)日本林業土木連合協会   |   |
| (一社)林道安全協会       |   |
| (一社)日本CLT協会      |   |
| ナイス(株)           |   |
| (一社)木のいえ一番協会     |   |
| (一社)林業機械化協会      |   |
| 全国木材協同組合連合会      |   |

# 定 款



# 一般社団法人全国木材組合連合会定款

昭和 29 年 3 月 10 日任意団体として発足  
昭和 31 年 5 月 25 日第三回通常総会に  
おいて法人に組織変更  
昭和 31 年 7 月 24 日社団法人認可  
平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人設立登記  
平成 26 年 11 月 27 日一部変更  
令和元年 10 月 8 日一部変更  
令和 2 年 5 月 13 日一部変更  
令和 2 年 11 月 18 日一部変更  
令和 3 年 5 月 12 日一部変更

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、木材の利用及び木材産業に関する調査分析、知識及び技術の普及等を行うことにより、低炭素社会構築に貢献する木材利用の推進や木材関連産業の健全な発展を図りもって社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する調査研究、技術発展、普及
- (2) 木材産業の振興に関する調査研究、普及
- (3) 木材利用及び木材産業に関する諸制度の調査研究、普及、関係団体との意見調整並びに提言
- (4) 木材産業に関する技術、技能、労働安全に関する調査研究及び普及
- (5) 木材貿易振興のための調査、交流
- (6) 木材・木製品の品質、認証の調査研究、普及
- (7) 外国人技能実習制度に基づく技能実習評価試験の実施
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 木材利用及び木材産業の振興の活動を行う都道府県の区域団体又は全国団体

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する木材関係団体等

(3) 特別会員 本会とともに木材利用拡大活動に参画する団体又は企業等

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団等法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、その名称又は代表者の氏名、住所に変更があったときは遅滞なく本会に届けなければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 本会は会員が次の各号に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対して総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的遂行に反する行為を行ったとき

(3) その除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 解散したとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(3) 総正会員が同意したとき

2 会員の資格喪失の場合において、既に納入した会費は返還しない

## 第3章 総 会

(総会の開催)



第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般社団等法人法上の社員総会とする。

3 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会の決議により必要と認めるとき

(2) 正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき

(招集)

第12条 総会は、法令で別段の定めがある場合や前条第3項の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は会日の10日前までに正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

3 前条第4項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事又は監事の選任又は解任

(3) 会員の除名

(4) 理事又は監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準

(5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書の承認

(6) 会費及びその徴収方法の決定

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第15条 総会は、正会員の有する議決権の半数を有する正会員の出席で成立し、総会の決議は出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、次の決議事項については、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令及びこの定款で定められた事項

(議決権)

第16条 正会員は、総会において、おのおの一個の議決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該会員又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。  
(総会の決議の省略)

第17条 総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第18条 会長が正会員全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 53名以上60名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を業務担当理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団等法人法上の代表理事とし、専務理事及び業務担当理事を一般社団等法人法第91条第1項第2号に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は構成員の中から総会において選任する。ただし、正会員である団体の代表者又は構成員以外であつても総会の決議を経て選定することができるものとする。

2 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 理事のうち同一親族(3親等以内の親族及びこのものと特別な関係にある者をいう。)又は他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は会長を補佐して本会の業務を執行する。また、専務理事以外の業務執行理事は本会の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及びその他の業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事、使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務、財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において第20条第1項の定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間とする。また、補欠の監事の場合も同様とする。

(解任)

第25条 役員は、総会の議決を経て解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額により支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当会運営上の重要事項について意見を述べるができるものとする。

3 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が任命する。

4 顧問の報酬は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 法令上の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは専務理事又はその他の業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は開催日の一週間前までに書面をもって、日時、場所、会議目的の事項につき通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第5項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行う。
- 3 事務局に関する必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書の案を作成し理事会の決議を経て総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産処分等)

第45条 本会が清算する場合において、有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配は行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第10章 委任

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関し必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、吉条良明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和3年5月12日から施行する。



木材産業シンボルマーク



全木連・全木協連は、国産材を活用し日本の森林を守る運動に取り組んでいます。

本文用紙は間伐紙（木になる紙）を使用しています。